

9 産業・雇用対策

〔概要〕

今回の震災では、工場の倒壊や火災により、神戸市長田区のケミカルシューズ、ゴム製品、清酒醸造工場、海苔生産施設が甚大な被害を受けるなど、地場産業に深刻な打撃をもたらすとともに、鉄鋼、造船といった臨海基幹産業も大きな被害を被った。

とりわけ、中小企業の早期の事業再開を支援することが緊急の課題となったことから、国等と連携して「中小企業総合相談所」を設置するとともに、長期低利融資制度等の創設・充実による資金の調達、貸し工場や仮設店舗などの事業再開の場の確保に重点をおき、国の支援を要請しつつ施策化を進めた。

「中小企業総合相談所」については、1月25日に神戸、阪神、淡路の3地区で開設し、ピーク時は70名を超える相談員を配置し、主に金融相談に応じていたが、4月に入り、相談件数が落ちついてきたため、場所を震災復興相談センター及び県民局に移設し、中小企業総合指導所の嘱託診断員や県民局職員を中心とした体制へ再編成した。

また、大阪、神戸、四国の各弁護士会の協力の下に、1月30日から9月末まで法律相談を実施した。金融支援では、新たな融資制度として、県、神戸市が実施主体となって国の支援のもと、これまでに例を見ない低利の緊急災害復旧資金を創設したのをはじめ、償還期間の延長制度や利子補給、緊急特別資金（震災貸付）の創設を行った。

2月15日、新規創設資金の受け付けが開始され、1週間に3,000件を超える申し込みが殺到し、緊急災害復旧資金においては6月末の締切までの申し込みが35,555件、4,701億円に達した。

商店街等の再建対策としては、共同仮設店舗への助成、県、市町、商工会議所等からなる復興支援チームの巡回指導、商業基盤施設等の復旧支援、高度化資金の取扱いの緩和措置等について重点的に進めることとした。

2月27日から復興支援チームを神戸市内の各商店街等に派遣し、指導回数は8年1月末までに延べ356回に及んだ。後継者難、地主との話し合いの難航、廃業者が多いことなどから再建への道が容易ではないことが問題点であったが、商業基盤施設の災害復旧に対する国庫補助の措置や早期開店のために要望が多かった共同仮設店舗に対する(財)阪神・淡路大震災復興基金からの助成措置、高度化資金の据置期間、償還期限の延長等の措置をとるなど再建対策を進めた。

下請・地場産業等に対しては、甚大な被害のあったケミカルシューズ産業、下請中小企業の事業再開を最重点課題として取り組むこととし、仮設工場設置に対する中小企業高度化資金を活用して3月末から6月末にかけて170件の仮設工場を設置し、240社余りの企業の操業再開も支援した。

また、中小企業総合指導所においては、被災産地や下請企業の経営面での実態調査、緊急指導等の支援を積極的に実施した。

観光業については、被災地のホテルや旅館などがライフラインの断絶のため休業を余儀なくされるなど、大きな影響が出るとともに、交通網の寸断や余震の恐れもあって、関西全体で観光客の減少が問題となった。

このため、3月15日に城崎で緊急セミナーを、4月には千葉市の幕張メッセで開催の「旅フェア'95」において観光復興と観光客誘致をアピールするとともに、5月から8年1月の間に、東京をはじめ全国各地で「兵庫の観光と物産展」を開催した。さらに、7月には“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会を設立し、各種の事業を展開した。

4月1日、JRの全線開通をきっかけに観光客も動きを見せはじめ、6月には阪急神戸線、阪神電車が全線開通し、東西が鉄道で完全に結ばれるようになって、被災地の観光施設のほぼおおかたが営業を再開した。

また、被災地以外の温泉地などの観光業者は、いわゆる「リフレッシュ事業」に協力し、3月末の終了時まで計37,600人にのぼる被災者の健康回復とリフレッシュに貢献した。

一方、多くの事業所の被災により、深刻な影響が懸念された雇用問題では、震災による影響をできる限り少なくするため、①雇用維持に向けた事業主への支援、②離職者の生活安定と再就職への支援、③新規学卒者の就職の確保に重点的に取り組んだ。

事業主への支援として、雇用調整助成金制度の特例措置が実施されたほか、離職者の生活安定への支援策として、雇用保険失業給付の特例措置がいち早くとられ、これらの周知と活用促進に努めた。

また、再就職促進策として、きめ細かな職業能力開発対策を実施するとともに、近隣府県事業所や社宅等を提供できる事業所等を対象とした合同就職面接会の開催などを行った。

新規学卒者の就職確保については、関係事業主団体への新卒者の内定維持と就職確保についての要請や、事業主に対する内定取り消し回避の指導に努めた。

こうした対策に加えて、相談体制の強化の一環として、県下すべての公共職業安定所において、雇用に関する特別相談窓口を開設したほか、神戸、阪神、淡路の3地域の「中小企業総合相談所」に「総合労働相談所」を併設し、事業主、労働者からの相談に応じた。

震災後、1カ月が経過してからも、こうした対策に加えて雇用調整助成金制度の被災地域以外の事業所や新規学卒者等への適用などの特例措置が実施されるとともに、県においても、阪神・淡路大震災復興基金を活用した雇用維持奨励金制度や被災者雇用奨励金制度を創設するなど、雇用維持対策と再就職支援対策に積極的に取り組んだ。

このような取り組みの中で、震災による雇用面への影響も徐々に落ち着きつつある傾向がみられるようになったものの、求職者の希望と求人との内容のミスマッチ等により、離職者等の就職環境は特に厳しい状況が続いていることから、求職者の就職支援に重点を置いた雇用対策の推進に努めている。

(1) 産業対策

当面の緊急対応及び将来の本格復興に向けての施策を検討し、また国等関係機関への的確な支援要請を行うため、被災直後から産業被害の状況把握に精力的に取り組んだ。しかしながら、通信網と交通網のダメージが大きく、また個別企業等の被害が大きいところから全容の把握は困難を極めた。

当面の被災中小企業対策として早期の事業再開を支援するため、国等と連携した中小企業総合相

談体制を整備したほか、長期低利融資制度等の創設による資金調達と仮設工場、仮設店舗などの事業再開の場の確保に重点を置き、国の支援を要請しつつ施策化を進めた。

一方、産業復興には、県・神戸市・経済界が一体となって取り組むことが必要なため、当面、県が事務局となり、経済界中心の構成で県・神戸市も参画した「産業復興会議」を2月5日に発足させた。

ア 被害の状況等

① 全体概要

1月18日から、商工関係被害状況の把握を開始したが、通信網と交通網の被害、また社屋や工場等の被災により、情報収集は進まなかった。22日からは被災地を回り、写真撮影、被害状況の聞き取りを行うとともに大企業、商工会議所、商工会連合会、業界団体、組合、外資系企業に組織的に電話照会を行った。

企業等の聞き取り結果の速報を24日に取りまとめ、県警発表の家屋倒壊・焼失状況などを勘案しながら一応の商工関係の被害額を推計した。1月30日には、商工関係の被害について、機械・装置等が約6,300億円（建築物約1兆7,700億円を除く）にのぼることが判明したが被災企業が非常に多いため正確な被害状況の把握は困難であった。

② 商店街・小売市場の被害状況

1月18日より、商店街・小売市場の被害状況の把握に努め、21日以降神戸市とも連絡を取り合いながら、神戸市内の現地調査を実施し、27日に被害状況を取りまとめた。

なお、神戸市以外の地域については、1月26日に阪神県民局と淡路県民局が被害状況の調査を実施した。

1月31日・2月1日の両日は、中小企業庁・中小企業事業団・近畿通商産業局の調査団とともに神戸市内の商店街の視察を行った。

2月6日～10日にかけては、10市3町（神戸・尼崎・西宮・伊丹・明石・三木・洲本・芦屋・宝塚・川西・津名・西淡・三原）の商工会議所・商工会に対し、商店街・小売市場のうち、災害復旧高度化事業及び商業基盤施設等整備事業（復旧関係）の対象となる可能性がある組合の資産の被害状況、復旧予定等について調査を依頼したが、スムーズには進まなかったケースもあった。

③ 下請け企業、地場産業等の被害状況

1月19日、特に被害が大きいと予想されたケミカルシューズ業界の実態を把握するため、日本ケミカルシューズ工業組合の組合員名簿をもとに長田区、須磨区の企業分布図を作成する一方、業界復興のため支援施策の検討を開始。翌20日に、工業課、工業技術センター職員を現地に派遣し、被害状況調査を実施した。その結果、市内組合員206社中150社以上の全・半壊が判明した。

その後、県民局、神戸市等から情報を収集するほか、個別企業からのヒアリング結果を総合しつつ被害状況を推定した。さらに、業界団体とも徐々に連絡が取れるようになり、2月10日

には、被害状況のほぼ全容を把握するに至った。

<ケミカルシューズ>

メーカー約500社のうち全壊70%、半壊20%、一部損壊10%、下請約1,000~1,500社もほぼ同等の被害。

<ゴム製品>

36社のうち全半壊14社、一部損壊14社。

<清酒>

木造の酒造蔵の大半は全壊状態。大手を中心とした鉄筋工場は無事であったが、ビン詰ラインやタンクまわり等の設備や製品在庫に被害が出た。被害総額1,123億円。

<粘土瓦>

222社のうち半壊5社。90%の企業が、在庫、半製品、設備等の損壊の被害を受けた。被害総額約20億円。

<川西市の皮革>

60社のうち半壊10社。被害総額8億円。

<下請組合>

神戸製鋼の下請け組合である(株)神鋼協力会では、70社のうち9社が全半壊、12社が機械損傷等被害総額約10億円。

川崎重工の2下請組合72社は、ほとんど被害を受けていなかったが、親企業の被害が大きいため、事業を再開できない企業もあった。

三菱電機の下請である三菱電機神戸協力会社(株)48社では全壊1社、三菱電機伊丹(株)48社では、半壊2社、設備損傷38社の被害を受けた。

<機械金属関連>

神戸市機械金属工業会の会員407社のうち、全壊57社を含め約90%が機械損傷等のなんらかの被害を受けた。

<工業団地組合>

神戸市内の8工業団地146社は、ほとんどが郊外に立地しているため比較的被害は少なかったが、神戸鉄工団地で全壊1社、機械設備等の損傷を受けた企業が多数あった。

尼崎市内の3工業団地54社は、地盤沈下、機械損傷等の被害にとどまった。伊丹市、西宮市の3工業団地37社も軽微な機械損傷等で大きな被害はなかった。

<印刷業>

被災地の兵庫県印刷工業組合員190社のうち、30%が全半壊、50%が機械損傷の被害を受けた。

<その他の地場産業等の間接被害>

播州織業界では、神戸港の機能停止により原材料の調達、製品輸出に支障が生じたほか、皮革業界では取引先であるケミカルシューズ業界の被災により大きな影響が出る懸念された。

その他、被災地周辺の産地では、道路網の寸断等により原材料調達や納品に支障が生じ、流通コストの上昇や納期遅れ等の影響が出た。

④ 商工会及び商工会議所の被害状況

1月20日以降、情報の収集に努めるとともに、商工会については兵庫県商工会連合会の協力を得て徐々に被害状況の詳細が判明してきた。しかしながら、被害額は建設会社等が一般の災害復旧事業で手一杯のため、なかなか算定依頼できない状況が続いた。

最終的な商工会及び商工会議所の会館の受けた被害額は、県下の5商工会議所、13商工会及び兵庫県商工会連合会の会館等について、什器・備品類を含めて約4億4,300万円となった。

⑤ 事業協同組合等の被害状況

1月18日に各県民局を通じて、激甚災害法に基づく事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業補助のための調査を依頼した。

1月25日には、制度の概要について近畿通商産業局に照会するとともに、対象組合をリストアップし、2月10日付で文書による被災状況調査を開始した。

その結果に基づき、他府県からの応援職員の方々（合計9名）の全面的な協力を得て、国の災害調査前に2月28日から3月31日までの間、県の独自調査を実施した。

その後、国の災害調査が、4月26日から6月2日までの間、近畿通商産業局及び近畿財務局により実施され、最終的な被害額は、29組合分で約21億4,000万円となった。

一方、消費生活協同組合では、県内39組合のうち20組合が被災し、被害総額は建物、設備だけでも352億円にのぼった。

⑥ 大規模小売店舗等の被害状況

被害状況の把握に努めたが、倒壊した建物の確認以外は困難を極め、商品被害の算定などができなかった。

2月に入ると、当初の混乱から落ちつきを取り戻す中で、各社とも被害を逃れた商品の搬出に努めるなど、損害額が徐々に明らかになってきた。

主なものとして、大丸430億円、阪急27億円、ダイエー500億円、ニチイ47億3千万円、ジャスコ60～70億円、イズミヤ18億円、西友8億1千万円、コープこうべ500億円と、各社とも甚大な被害を受けたことが判明した。被害総額については、スーパー3,000億円以上（日本チェーンストア協会）、百貨店1,000億円以上（日本百貨店協会）と推定された。

また、卸売業については、神戸商工会議所の卸売商業部会の企業に照会したところ、生鮮卸売業が卸売市場等の倒壊により被害をうけていることなどが判明したが、卸売業全体でどれほどの被害になるかは不明だった。

このほか、兵庫県トラック協会に傘下の運輸業者の被災状況について照会したところ、2月9日現在で約17億円の被害が判明しているとのことであった。

主要各社の被害状況の把握に長時間を要した反省点として、非常時における連絡体制づくりや県、市町、商工会議所等の役割分担を明確にする必要があると思われる。

⑦ 観光施設等の被害状況

22日には国内旅行業者の被害状況が明らかになった（兵庫県支部会員166社中、事務所等の損壊25、人的被害1）が、なお40数社の状況が判明しないため引き続き調査を要請した。

1月27日、被害状況の概要が判明。神戸市内では異人館、灘の酒蔵等を始め広範囲にわたり観光施設が損壊し、阪神間でも宝塚温泉等の被害が明らかになった。淡路では北部を除き、観光施設の被害は比較的軽微であることも判明した。また、有馬温泉等の主要観光地においては、可能な範囲で営業を再開する施設がみられる一方で、施設の損壊以外にガス・水道等のライフライン停止のため休業を余儀なくされている施設も多く、これらの実情を把握した。（1月28日現在：調査した神戸・阪神間の主要宿泊施設42のうち、営業再開12、休業30）

1月末になると、交通機関の寸断、観光自粛ムード等によりキャンセルが相次ぎ、観光客が激減する等の間接的な影響が深刻化していることが判明した。

2月7日の調査結果では、城崎・湯村温泉で90%、赤穂御崎温泉で約9,000人、洲本温泉ではほぼ100%のキャンセルが発生したほか、但馬のスキー場やカニススキ民宿、土産物店、タクシー、国内旅行業者などへの広範囲な影響が明らかになり、間接被害地への誘客対策が課題となった。

3月に入ると、1日に宝塚ファミリーランド及び手塚治虫記念館が、また、神戸では、ホール・オブ・ホールズ六甲が再開し、16日には、布引ハーブ園が再開するなど、徐々に観光施設の再開の声がかえはじめた。

また、宿泊施設もライフラインの復旧に伴い、宿泊施設も営業を再開するようになり、3月21日時点では、神戸市内の各ホテル・旅館は全体の約7割が営業を再開し、淡路については、9割以上が営業を行うようになった。

さらに、4月1日にJRが全線開通したことをきっかけに、観光客も徐々に動きを見せはじめ、ゴールデンウィークには、各地域における主要観光施設への入込みは神戸で対前年比47%、淡路で62%、阪神で76%とまだまだ厳しい状況にあったものの、東播磨で94%、西播磨で85%、但馬で78%、丹波で106%と回復の兆しを見せはじめた。

その後、夏休み前になると、6月12日に阪急神戸線が、6月26日には阪神電車が全線開通するなど東西が鉄道で完全に結ばれ、観光施設についても、被害の最も大きかった神戸においては、8月1日現在で全体の約8割が、阪神においても9割以上が営業を再開し、淡路においても、全施設が通常どおりの営業を行うようになった。

観光客の入込状況については、12月末時点での調査では、阪神で対前年比84%、東播磨で83%、西播磨で81%、但馬で94%、丹波で117%と着実な回復の跡が見られたが、神戸では62%、淡路では79%と、阪神間の道路事情の問題が回復に大きな影響を与えた状態にあった。

<県内産業の被害状況（2月5日取りまとめ分）>

（食 品）

ネスレ日本の本社が大破し、大阪に仮本社を設置。また、アサヒビールの西宮工場では、在庫商品が大破し、機械設備も損壊。復旧までに1カ月程度かかると見込まれた。

(アパレル)

生産拠点が市外にあることや本社建物がポートアイランドにあること等から比較的被害は少なかった。しかし、交通網が遮断され、本社機能が麻痺する等により売上面への影響は大きかった。本社機能を大阪、東京等へ一時移転する動きが見られた。

(化学)

P & G社の明石工場が浸水し、操業を中止し本社機能を大阪に一時移転。関西ペイント、川上塗料は本格生産体制に復帰。神東塗料は一部操業を開始し、水不足が解消された時点で通常生産に移行した。また、日本油脂尼崎工場は工業用水の供給を待って生産を再開した。

(鉄鋼・造船)

製鉄所や造船所による高炉の損傷やクレーンの倒壊などにより操業の目処が立たない所があった。また、鉄鋼・造船等の下請け・関連企業においても、兵庫区や長田区の小規模工場の倒壊・火災による損害により、連絡がつかない事業所も多かった。

(電気機械)

三菱電機、三菱電線工業など点検を終えたものの、再開にはガスと水道の供給待ちのところが多かった。

(機械)

新明和工業の甲南工場では、敷地沈下により建屋・床面に大きな被害。クボタ尼崎工場等、ヤンマーディーゼル尼崎工場は操業再開。ミノルタは、ライン調整に時間がかかったものの再開できた。

(金融機関)

三菱信託銀行ビルや明治生命ビルをはじめ、金融機関が所有または入居する多くのビルが損壊。しかしながら、1月24日までに、主要金融機関が再開したほか、被災者の便宜を図るため土曜日、日曜日も営業を継続した。

(百貨店・スーパー)

そごう神戸店、大丸神戸店が半壊。阪急三宮店は閉鎖決定。そごう神戸店は2月1日物流センターの一部で営業再開。スーパーでは、ダイエー、ニチイ、イズミヤなど15社60店舗の建て替えが必要となった。

(貿易)

本社・支社ビルが倒壊したり、立ち入り禁止になったケースが多く、連絡をとっても半数近くから応答がなく被害状況がつかみにくかった。また、倉庫や運輸施設在庫商品等も大きな被害を受けた。

(ホテル・旅館)

ホテル・旅館業界では客室の損傷に加え、断水やガスの供給停止、さらに寸断された交通網によりほとんど営業できない状況であった。有馬温泉では27軒中開業は13軒であった。

イ 中小企業総合相談所の設置

被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、1月23日に国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」の設置を決定した。

24日に国（中小企業庁、近畿通産局）、関係市町、政府系中小企業金融機関（国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、環境衛生金融公庫）、中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合、技術士会、中小企業診断協会など多数の行政機関、関係団体等から相談員の派遣を求め、25日に神戸地域は神戸市産業振興センター内に、阪神地域は西宮商工会館内に、淡路地域は津名町商工会館内にそれぞれ開設する運びとなった。各関係機関から職員の派遣を受け、神戸地域では34人、阪神地域は11人、淡路地域10人での相談体制で業務を開始し、開設日だけで相談件数は234件にもなった。

法律相談や税務相談にも対処できるように、26日に大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣要請をし、ボランティアでの協力を受けた。

〈開設日・開設場所〉

相談所開設当初の窓口開設日は3カ所共に土・日・祝日を含む毎日体制で相談に応じていたが、土・日・祝日の相談件数が少なくなってきたため、各地の相談実態・件数を踏まえ、淡路地域は2月15日から、阪神地域は4月1日から、神戸地域は4月27日から平日のみの開設へと変更した。

開設場所は当初県下3カ所の相談所共に終日1カ所に相談員が常駐して相談に応じる体制で運営してきたが、相談実態や各地商工会の希望等を配慮し、淡路地域は2月15日から4月9日まで、阪神地域は4月1日から4月26日まで移動による巡回相談所を組み合わせることによって、被災事業者がより一層相談に赴きやすい体制に拡充した。

4月以降は相談件数がかなり落ち着いてきたため、淡路地域は4月10日から淡路県民局へ、神戸地域および阪神地域は4月27日から震災復興総合相談センターおよび阪神県民局へそれぞれ相談所を移設した。

〈運営指導体制〉

当相談所の運営のとりまとめは県立中小企業総合指導所が担い、国、県、市町、商工会議所・商工会連合会、関係団体等が一体となり、県下3カ所の相談所において相談を受けるという指導体制で臨み、ピーク時には3カ所の相談所で合計70名を超える相談員を配置し、他府県職員（埼玉県5名、神奈川県2名、千葉県・福岡県各1名）の応援も仰ぎ相談に応じた。しかし、4月以降徐々に相談件数が落ち着いてきたことから、各地の相談件数・内容等の実態を勘案しながら、県立中小企業総合指導所の嘱託診断員や県民局職員を中心とした相談体制へと再編成した。

また、大阪弁護士会、神戸弁護士会、四国弁護士会の協力の下に1月30日から9月末までの間弁護士による法律相談を実施した。10月以降は神戸法律援助センター（神戸弁護士会館内）で行っている無料法律相談を紹介している。

〈相談実績の推移〉

相談は電話と来所によるものがあり、各相談所毎の相談件数推移は以下のとおりである。

【兵庫県南部地震中小企業総合相談所の相談実績（7年1月25日～8年1月31日）】

（相談方法別）

区 分	神 戸		阪 神		淡 路		合 計			
	来 所	電 話	来 所	電 話	来 所	電 話	来 所	電 話	合 計	
1/25 ～ 2/16	件数	2,781	1,414	2,208	432	225	24	5,214	1,870	7,084
	平均	121	62	96	19	10	1	227	82	309
2/17 ～ 3/15	件数	2,032	2,084	1,183	369	165	5	3,380	2,458	5,838
	平均	75	77	44	14	9	0	128	91	220
3/16 ～ 4/26	件数	1,146	705	371	193	58	1	1,575	899	2,474
	平均	27	17	11	6	2	0	40	23	63
4/27 ～ 8/31	件数	119	104	32	591	0	0	151	695	846
	平均	1	1	0	7	0	0	2	8	10
9/1 ～ 10/31	件数	21	37	3	14	0	0	24	51	75
	平均	1	2	0	1	0	0	1	3	4
11/1 ～ 1/31	件数	15	31	0	0	0	0	15	31	46
	平均	0.4	0.5	0	0	0	0	0.3	0.5	0.8
合計	件数	6,114	4,375	3,797	1,599	448	30	10,359	6,004	16,363
	平均	21.8	15.6	13.9	5.9	1.7	0.1	37.4	21.6	59.0

（注）平均とは、当該期間における1日平均の相談件数である。

（業種別）

（構成比：％）

区 分		製造業	建設業	卸売業	小売業	サービス業	その他	合 計
1/25 ～ 2/16	件 数	1,062	535	555	1,205	1,598	2,129	7,084
	構成比	15.0	7.6	7.8	17.0	22.6	30.0	100
2/17 ～ 3/15	件 数	650	395	278	877	1,185	2,453	5,838
	構成比	11.1	6.8	4.8	15.0	20.3	42.0	100
3/16 ～ 4/26	件 数	267	186	98	381	465	1,077	2,474
	構成比	10.8	7.5	4.0	15.4	18.8	43.5	100
4/27 ～ 8/31	件 数	76	40	17	144	384	185	846
	構成比	9.0	4.7	2.0	17.0	45.4	21.9	100
9/1 ～ 10/31	件 数	9	3	3	14	23	23	75
	構成比	12.0	4.0	4.0	18.7	30.7	30.7	100
11/1 ～ 1/31	件 数	7	4	2	10	10	13	46
	構成比	15.2	8.7	4.3	21.7	21.7	28.3	100
合計	件 数	2,071	1,163	953	2,631	3,665	5,880	16,363
	構成比	12.7	7.1	5.8	16.1	22.4	35.9	100

（注）その他は不動産業、飲食業等である。

(相談内容別)

(構成比：%)

区 分		経 営	金 融	労 務	税 務	取 引	その他	合 計
1/25 ～ 2/16	件 数	244	6,355	345	36	19	619	7,618
	構成比	3.2	83.4	4.5	0.5	0.2	8.2	100
2/1 ～ 3/15	件 数	49	5,231	113	13	4	524	5,934
	構成比	0.8	88.2	1.9	0.2	0.1	8.8	100
3/16 ～ 4/26	件 数	33	2,091	89	8	9	275	2,505
	構成比	1.3	83.5	3.6	0.3	0.3	11.0	100
4/27 ～ 8/31	件 数	17	710	1	3	0	118	849
	構成比	2.0	83.6	0.1	0.4	0	13.9	100
9/1 ～ 10/31	件 数	10	50	2	1	0	15	78
	構成比	12.8	64.1	2.6	1.3	0	19.2	100
11/1 ～ 1/31	件 数	7	29	1	0	0	11	48
	構成比	14.6	60.4	2.1	0	0	22.9	100
合計	件 数	360	14,466	551	61	32	1,562	17,032
	構成比	2.1	84.9	3.2	0.4	0.2	9.2	100

(注) ・重複相談があるため、相談方法別、業種別件数とは一致しない。

・その他は法律相談、共済制度等に関する相談である。

〈相談内容等の特徴〉

①相談所開設時（1月25日）から「阪神・淡路大震災復興本部」が設置された3月15日まで、②3月16日から4月26日まで、③相談所を移設した4月27日から10月末日まで、④11月1日から8年1月31日までの4期間に区分し、相談所に寄せられた相談内容の特徴を要約的に列挙すれば以下のとおりである。

① 1月25日～3月15日

- ・事業所数や震災の被害状況から、神戸地域の相談件数が全体の約3分の2に達する。相談者の業種は、都市の中心部の被害が大きいことから、サービス業、小売業等の3次産業が多い。
- ・全期間を通じて金融相談が全相談件数の8割以上を占め、国、県、市の融資制度の内容に関する相談が全金融相談の約半数にも達している。
- ・運転資金としては、手形決済資金、売掛金回収不能による資金、従業員給与、事業所の移転資金、売上高減少に伴う資金等である。設備資金としては、設備・什器備品等の購入・修理資金、店舗・工場等の改修・改装や仮設・新設のための資金等である。
- ・金融相談に次いで多いのが法律相談である。借地・借家の権利関係、家賃・敷金に関する相談が多い。
- ・労務関係の相談は、事業活動の停止や縮小に伴う従業員の雇用維持のための「雇用調整助成金」や「休業手当」に関する相談が中心である。

・1・2月の相談件数は1日300件を超えていたが、日を追って漸減し、落ち着いてきている。

② 3月16日～4月26日

・1日平均の相談件数は60件程度でピーク時の約6分の1程度とかなり落ち着いてきている。
・依然として金融相談が全相談件数の8割を超えているものの、資金調達の目途が立ってきたことから、相談件数はかなり落ち着いてきたものと考えられる。

③ 4月27日～10月31日

・1日平均の相談件数は10件以下、特に9月以降は1件程度と激減してきている。
・県と神戸市の「緊急災害復旧資金」「緊急特別資金（災害貸付）」の申し込み期間が6月末までであったことから、6・7月に申し込み期限に関する問い合わせが一時的に多発している。
・これらの資金の申し込みが終了したため、8月以降の相談件数が極端に落ち着いてきている。

④ 11月1日～8年1月31日

・1日平均の相談件数は1件に満たないほど落ち着いてきている。
・相談内容は、金融相談が多いものの相対的に減少し、経営に関する相談のウエイトが増えてきている。

ウ 金融支援

1月17日緊急の生活資金、事業資金需要に対処するため、主要な金融機関の被災地域における営業状況の把握を行ったが、金融機関の被災及び連絡先の不明等により、情報収集に長時間を費やした。一方、災害復旧融資制度の創設について神戸市と協議を始めた。

また、震災後の預金払い戻し等に円滑に対処するため、預金証書等を紛失した場合の払い戻しや定期預金の期限前払い戻し等の措置を信用組合に対し要請した。その結果、各信用組合において適時適切な措置が講じられた。

18日になると、金融機関の営業状況を把握して、報道機関に対して定期的な情報提供を行った。

また、新たな融資制度の創設及び県融資制度の償還期間の延長を検討するため、庁内外との調整に入った。

新しい融資制度については、仮設店舗設置、現店舗の応急修繕、仕入れ及び手形決済資金の応急的なものを対象とし、本格的な復興にかかるものについては別途検討する2段階方式とすることとした。

融資条件については被害が大きい神戸市と歩調を合わせることにし、1月21日に神戸市と融資限度額、利率、融資期間、融資目標額等について具体的な協議に入った。

一方、中小企業設備近代化資金の利用企業に対しては、償還免除措置及び償還猶予措置を行うことにし、1月19日以降、電話及び現地調査により神戸市内企業の被災状況の確認を行った。

また、神戸市以外の貸付企業の調査は各県民局が行った。設備貸与制度の利用企業については、(財)兵庫県中小企業振興公社に調査を依頼したが、事業所の焼失や電話回線の混乱等により、確認作業には時間を要した。

1月23日、被害状況の把握が進むに伴い、多額の資金需要が見込まれることから、県・市が行

う融資制度について、国に資金の助成を要望するとともに、政府系中小企業金融3機関が実施している融資制度についても、融資条件の改善を要望した。

[要望内容]

- ① 県・市が実施する緊急災害復旧資金融資制度に対する助成(原資の提供、利子補給への助成)
- ② 政府系中小企業金融3機関が実施する中小企業に対する融資制度の拡充
 - ・ 災害復旧貸付制度の融資条件の改善及び利子補給の実施
 - ・ 本格的な事業復興のための低利融資制度の創設
 - ・ 国民金融公庫をはじめ政府系中小企業金融機関における無担保・無保証人融資の拡大
 - ・ 政府系中小企業金融機関の既往貸付の返済猶予、利子軽減等の実施
 - ・ 中小企業信用保険法の特例措置の改善

県内部でも、新しい融資制度にかかる融資枠及び利子補給の実施について、調整が本格化するとともに、神戸市との調整について1月24日、県市協議の結果、融資限度額5,000万円、融資期間10年(うち据え置き3年)で合意したが、利子のあり方について協議が難航したため、再度神戸市と協議の結果、25日になって利子補給を行うことで合意した。

なお、間接的に震災の影響を受け、売り上げが減少している中小企業に対する金融措置として緊急特別資金に震災貸付を設けることとした。

また、新しい緊急災害復旧資金の創設等により、信用保証協会の保証債務残高が大幅に増加することが見込まれたため、政府の現地対策本部を窓口として基本財産造成の支援について要望を行った。

2月9日になって、内閣総理大臣から、県市の緊急災害復旧資金融資制度への助成、政府系中小企業金融3機関での融資条件の改善が発表された。さらに、小企業等経営資金の融資限度額の拡大(500万円→750万円)、中小企業信用保険法の特例措置(特別小口保険の付保限度額の創設1,000万円、対象者を中小企業者に拡大)が認められた。しかし、県・市の制度に対する利子補給について国の助成が認められなかったため、県・市の制度については、県として利子補給を行うことを決定し、政府系中小企業金融3機関の制度については、今後の検討課題とした。

なお、本格的な事業復興のための低利融資制度の創設については、引き続き要望することとした。

以上のことから、今回の震災対策に対する国の対応を受け、県の阪神・淡路大震災に関する金融対策として、下記の制度創設について2月9日記者発表した。

- ① 緊急災害復旧資金の創設
- ② 償還期間の延長制度の創設
- ③ 緊急特別資金(震災貸付)の創設

早速、問い合わせの電話が殺到し11日から14日にかけて関係市町、商工会議所・商工会、取り扱い金融機関等に対する説明会を行い、震災から約1カ月後の2月15日、新資金の受け付けが始まった。

2月13日、中小企業庁より4億5千万円の信用保証協会基金補助金の内示があり、県としても国庫補助分を含め9億円の基本財産の造成を行うこととした。

2月15日から緊急災害復旧資金、緊急特別資金（震災貸付）の受け付けを開始し金融課には、被災中小企業者、取扱金融機関等からの問い合わせが殺到した。また、受け付け窓口へ申込が殺到し、3月6日の週には、県・神戸市合わせて1週間に約3,000件を超える申し込みがあった。

以後、6月末の申込締切りまで週約1,900件の申し込みが続き、兵庫県信用保証協会では保証審査の処理に追われ、申し込みから保証承諾まで1カ月以上を要するという状態が続いた。

3月16日からは、被災されたすべての中小企業者に対し、無担保・無保証人の保証限度額を法改正に合わせて1,000万円まで拡充し、制度の充実を図った。

このような中、問い合わせとともに

- ① 金融機関の担当者が制度を知らない。
- ② 保証協会の保証承諾まで時間がかかり過ぎる。
- ③ 金融機関又は保証協会が断られた。

などの苦情も増加したことから、金融相談についてより一層丁寧な対応に努める一方で、緊急災害復旧資金については、申し込みから融資実行まで1カ月以上を要していること、また、当初目標額（県2,900億円、神戸市1,100億円）を上回る申込が予想されたので、取扱について、神戸市と協議した結果、目標額を超えても、7月末融資実行分まで対応することとした。なお、6月末申込終了の周知を図るために、金融機関等に対し通知するとともにパンフレットを作成し、PRに努めた。緊急特別資金（震災貸付）についても申し込みが伸びていることから、県は、6月補正で600億円に増額することとした。

6月末には、各団体から県・神戸市制度の延長要望があったが、

- ① 財政上の措置が困難
- ② 利子補給の対応が困難
- ③ 信用保証協会の基本財産をさらに造成しないと対応が困難

という理由で了解を求めた。

6月末で申し込みを終了した結果、県・市の緊急災害復旧資金の申し込みは35,555件、4,701億円、融資実績は33,551件、4,222億円となった。

これらの保証需要の増加に対応するため、保証協会では60億円の基本財産の造成に取り組むこととし、市町、金融機関に出捐を要請するとともに、県は、8月に国の補助（10億円）を得て、20億円の出捐を行った。

また、本格復興の資金需要に備え、政府系金融機関の災害復旧貸付制度について、県が要望した結果、融資限度額は、国民金融公庫が3,000万円を6,000万円に、中小企業金融公庫が1.5億円を3億円に引き上げ、取り扱い期間も平成8年7月31日まで延長し、金利も引き下げられ、制度の拡充が図られた。

利子補給については、4月1日に(財)阪神・淡路大震災復興基金が発足し、政府系金融機関の災

害復旧貸付制度の利用者（特別被害者の直接被害）に対し、県・神戸市の制度と同様に利子補給を行う旨決定されたことに伴い、緊急災害復旧資金に対する利子補給と並行して手続き等細部の調整を行い、10月には基金事務局が申請書を送付した。その結果、緊急災害復旧資金の受け付け開始時のように内容の問い合わせが金融課に殺到し、対応に追われることとなった。

10月中旬からは申請書が金融課に届き、内容のチェック、口座番号の登録、重複者のチェックなどの作業にかかりきりとなった。8年1月10日には利子補給の交付決定（第1次31,147件分）を行った。以後、各金融機関から対象者の利子支払状況の報告を受け、3月末には7年分の利子を補給することとした。

政府系金融機関の災害復旧貸付制度は、8年7月末まで実施されていることから、政府系金融機関に係る利子補給の申請は、引き続き受け付けているところである。

また、大企業への金融支援としては、日本開発銀行において、電力、ガス、鉄道、通信等のライフラインの復旧、大規模小売店舗、製造業生産ライン等に対する復旧に必要な資金を対象とした、通常金利を大幅に下回る超低利の災害復旧融資制度が2月17日に創設された。

一方、消費生活協同組合の復旧・復興に対しても金融支援を図った。

現行の消費生活協同組合設備資金貸付制度に震災特例措置を講じ、貸付枠を8億52百万円に拡大し、利率を2.5%（現行5%）に引き下げるとともに、消費生活協同組合対策資金（運転資金対象）についても、利率を2.5%（現行4.5%）に引き下げた。

なお、消費生活協同組合に対する利子補給については、(助)阪神・淡路大震災復興基金より、1組合の貸付額20百万円以下の部分について2.5%の利子補給（3年間）を行うこととした。

エ 商店街・小売市場の事業再開支援

1月19日以降、中小企業高度化資金貸付先が激甚災害を受けた場合の、償還期間2年間延長の特例措置の取り扱いについて、中小企業事業団と協議を重ねた。

21日からは、仮設共同店舗への支援策の検討をはじめるとともに、商店街・小売市場の要望の把握に努めた。

1月31日には、大分県から空店舗情報が入り、中小企業総合相談所に利用してもらうとともに、小売商業支援センターのネットワークに入力。以後、中小企業総合相談所と支援センターとの協力の下、多くの空店舗情報が提供できるようにするとともに、被災者向け空店舗情報を記載した情報紙（神戸商店新聞等）の発行を小売商業支援センター及び神戸市商店連合会に依頼した。

2月1日、神戸市商店街連合会及び神戸市小売市場連合会から要望書が提出され、特に仮設共同店舗に対する補助に力点を置いて、国の現地対策本部へ要望した。その後県商店連合会・県商店街振興組合連合会からも要望書が提出された。

共同仮設店舗に対する支援を検討すべく、2月5日～10日には、各市の助成策を確認するとともに、いち早く共同仮設店舗の設置に取り組み、共同仕入れ、共同販売等のシステムを導入した長田中央小売市場を、将来の共同店舗化につながるモデルケースと考え、2月9日に調査を行った。

2月初め、県自ら実施するバザール（仮設テントによる市場展開）事業の可能性について検討した。あわせてバザール事業を計画している大正筋商店街の役員等に進捗状況等の調査を行うとともに神戸市にも調査依頼し、設置場所、規模等の情報を得た。

2月9日、商店街等の再建対策として、商店街振興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災害復旧高度化事業の拡充が政府から発表された。

2月10日、7商工会議所13商工会（神戸・尼崎・西宮・伊丹・明石・三木・洲本・芦屋・宝塚・川西・津名・淡路・北淡・一宮・五色・東浦・緑・西淡・三原・南淡）に対して、仮設店舗設置の実施希望調査を行うとともに、回答のあった商店街・市場に対しては、直接、調査票を送付するなどして、商業者ニーズの把握に努めた（宝塚・川西・津名・北淡においては、2月13日から15日にかけて電話による調査・指導も行った）。

さらに、本格復興に向け、アーケード、カラー舗装の整備を計画している商店街の事業計画の指導を行うとともに、平成6年度事業途中で被災にあった灘中央筋商店街、三宮本通商店街、甲南本通商店街の復旧事業について支援すべく指導を行った。

〔 2/6 元町五丁目商店街、 2/7 湊川公園東商店街、三宮本通商店街
2/9 灘中央筋商店街、 2/10 甲南本通商店街 〕

アーケード等の復旧事業については、平成6年度事業分の支援の目処がつくとともに、専門業者による被害額の報告もほぼ揃い、国への要望の材料となった。

高度化資金の償還期間延長要件の弾力的な取り扱い、災害復旧高度化事業の事務手続きの簡素化等について、事務的に事業団と協議し、その後改善されることとなった。

<共同仮設店舗>

共同仮設店舗については、国に対して、商店街・小売市場の共同仮設店舗の設置に対する補助制度の創設を要望していたが、補助制度の創設は認められず、第3セクター等が貸し店舗を設置する場合に、建設費等の90%まで中小企業事業団の高度化資金が貸し付けられることになった。

この制度により、五色町が仮設店舗の設置を行った。

県としては、5人以上の商店街・小売市場の団体が設置する共同仮設店舗の建設費等について市町が補助する場合、（財）阪神・淡路大震災復興基金から補助することになった。

8年1月末で47団体が補助の対象となっている。

<復興支援チーム>

2月23日に被災各市町の商業関係担当課長をメンバーとする県・市町商店街・小売市場復興推進協議会を設置・開催し、商店街・小売市場の早期復興を支援するため、情報交換するとともに市・町、商工会、商工会議所、県（商業観光課、県立中小企業総合指導所）、中小企業事業団の担当者による商店街・小売市場復興支援チームの派遣について協議した。

2月27日から神戸市内については、復興支援チームが各商店街等を巡回し、指導にあたった。指導回数は8年1月末までに延べ356回に及んでいる。

指導のなかで、被災商店街等の経営者は高齢化しており、後継者難、周辺人口の減少、再建に

向けての意見の食い違い等もあり、再建への道は容易ではないこと。特に、商店街では借地・借家が多く、再建に向けて地主との話し合いが難航している例が多いこと。また、小売市場では廃業する者が多く、組織力が低下するとともに満足な業種構成ができないなどの問題点がでてきた。

<商業基盤施設等の災害復旧事業>

6年度整備予定で被災した神戸市内の3商店街のアーケード等の商業基盤施設の災害復旧について、国及び県の補正予算により復旧費の4分の3の補助を行った。

商店街の組合が行うアーケード等の商業基盤施設の災害復旧については、補助制度がなかったため、制度の創設等を国に要望していたが、激甚法の政令改正及び3月1日公布の阪神・淡路大震災特別法の制定により補助対象となり、復旧費の4分の3の補助が実施されることになった。

4月上旬に事業協同組合等施設災害復旧事業について、中小企業庁から国の7年度第1次補正予算要求のため実施組合及び災害復旧費の調査があった。

4月下旬から6月初旬にかけて、協同組合等の被災施設の復旧費について、商業関係組合は63組合に対して近畿通産局、近畿財務局による調査が実施された。

11月中旬には、国の7年度第2次補正予算成立に伴い、被災施設の復旧を行う2組合に対して、近畿通産局、近畿財務局による調査が実施された。

<アドバイザーの派遣>

4月から震災復興相談の需要に応えるため、小売商業支援センターの小売商業活性化アドバイザーを18人から22人に増員した。

<高度化事業>

高度化事業の取り扱いについて、2月28日付けで中小企業事業団から通知を受け、災害復旧高度化事業の据え置き期間が3年から5年に、災害復旧高度化の事業計画書提出期限が1年から3年に、既存の貸付では、罹災状況により償還期限の3年の延長が可能となった。

4月10日付中小企業庁長官の通知により、事業協同組合等が、小売商業店舗等共同化事業等の本格高度化事業を予定している場合、仮設店舗の建設費用が貸付の対象となった。

この制度により菅原市場が仮設店舗を建設し、5月25日にオープンした。

4月20日付中小企業事業団の通知により、被害を受けた既往の高度化資金による施設を原状復旧する際の災害復旧高度化事業の実施については、県の指導意見書を診断報告書にかえられることとなった。また、事業実施計画書について、簡略化した様式の使用が可能になった。

<中小商業活性化基金助成事業>

商店街・小売市場が活性化に取り組むことを支援するため、県中小企業振興公社が実施している中小商業活性化基金助成事業では、被災した商店街・小売市場が復興のために計画策定やイベント等を実施する場合、その経費の一部を通常の場合よりも20%増額した助成を行うこととした。

9月末で19の商店街等に助成金の交付決定が行われた。

オ 下請企業・地場産業等の事業再開支援

被災中小企業に対する支援施策については、金融、技術、経営等総合的な復興に対する支援策

や中小企業高度化資金を活用した集団化、共同化等の推進方策等幅広い観点から検討を行い、神戸市内のケミカルシューズ、ゴム等の地場産業や機械金属等の下請中小企業に甚大な被害があったため、これらの事業再開への支援を最重点課題として実施してきた。

被災直後の主なものとして、復旧に要する資金需要に対応するための長期・低利の融資制度の創設とともに、自力復旧が困難なケミカルシューズや機械金属関連中小企業者のための仮設工場の設置の2点に絞り、国に対して新たな制度創設を含めた財政的支援の要望を行っていくこととした。

1月19日、内閣総理大臣が来県した際に提出した緊急要望の中に、これらの当面の対策についての要望項目を盛り込み、その実現を働きかける一方、中長期的な視点からのケミカルシューズ産地復興のための構想の検討も開始した。

また、神戸市と連絡をとり、仮設工場の設置構想について打診したところ、神戸市でも同様の検討を行っていたことから、早速、候補地、規模等詳細計画の検討を依頼した。

このほか、被災中小企業の事業再開支援のための施策として、自力復旧可能な企業に対する民間貸し工場等の情報提供も行った。

1月22日に国の現地対策本部が設置されて以降、仮設工場設置計画について神戸市を含めた協議を進める中で、国の方針として、新たな補助制度の創設は極めて困難な状況にあり、中小企業高度化資金の枠組みの中で対応したいとの意向が示されたことから、神戸市と実施主体、設置場所、資金計画等の具体的計画の詰めを行い、市内5カ所に167件の仮設工場を設置する計画をまとめ、高度化資金貸付条件の緩和と適用拡大に焦点を絞った要望活動を展開した。

その結果、2月9日に国において、仮設工場設置に対する中小企業高度化資金を活用した新たな制度創設が発表され、具体の計画内容と実施方法等について、中小企業庁及び中小企業事業団との協議が整い、建設に着工。3月末から6月末にかけて170件の仮設工場が完成し、240社余りの企業が入居し操業を再開した。

この間、県立工業技術センターでは、震災直後から被災地及びその周辺の個別企業を対象に、実態調査を兼ねた巡回技術相談を実施し、設備の補修や事業再開に向けての技術的課題等についての指導を行い、県中小企業総合指導所においては、被災産地や下請企業の経営面での支援のため、実態調査、緊急指導等の支援を重点的に実施した。

また、県中小企業振興公社では、被災地内3カ所の中小企業総合相談所において取引に関する相談を実施したほか、被災下請企業の取引の再開、拡大のため、登録企業の緊急実態調査による企業データの整理や発注開拓班を編成して新規取引のあっせんを図るとともに、緊急広域あっせん会議、広域商談会の開催等による取引の拡大を支援する等緊急体制で臨んだ。

その後、緊急対策に加え、被災した産地、業界の復興に向けての活性化を図るため、復興基金による補助事業として、ケミカルシューズ、清酒、機械金属関連、印刷、ファッション関連、粘土瓦の各業界団体の実施する販路開拓、人材養成等の事業（地域産業活性化支援事業）への補助を行うとともに、神戸ファッション産業復興支援センターの開設を支援するため、国に補正予算

措置を要請する等、中期的な施策を進めてきた。

更に、5月以降、ケミカルシューズ業界の復興計画の検討委員会を設け、市の街づくりとも連携した復興を図るための中長期的な視点に立った基本構想の策定に着手した。

また、業界の推進する工場等集団化、企業合同、工場アパート等の共同化、集団化のための事業について中小企業高度化資金等、低利の融資を利用すべく事業計画の策定を指導し、被災中小企業の本格的復興を促進していくこととした。

平成8年度には、神戸市が設置する公営賃貸工場と酒造2社が建設する共同工場について、高度化事業で支援していくこととしている。

なお、平成7年度の商工部が実施する、新産業創造事業費補助、新分野進出等事業費補助等の技術開発研究に係る補助金は、被災中小企業の事業計画に対して、重点的に交付することとした。

カ 流通業の事業再開支援

大規模小売店舗のかなりの被害にともない、近畿通産局に対して今後の大店法の運用の改善について申し入れたところ、震災直後からの臨時店舗での販売行為、一時的な閉店時間の繰り下げ・休業日数の削減に係る弾力的な取り扱いが認められた。

物流の現状と問題点を把握するために、運輸業界・団体等からの聞き取り調査に加えて専門機関に調査を委託した。

震災復興にむけ、新市街地の商業ゾーンにおける大店法の弾力的運用について検討を行い今後規制緩和を求めていくこととした。

初動時において、大店法の運用の見直しが行われ、仮設店舗の営業、閉店時刻の延長、休業日数の削減が認められたことにより、被災店舗の早期営業再開が可能となり、物資不足によるパニック状態が回避できたことは評価できる。

キ 観光業の事業再開支援

宿泊等の観光施設、国内旅行業界の被害状況を近畿運輸局に報告し、運輸省の支援を求めるとともに、旅行業法に基づく更新登録等の運用の見直しを申し入れ、この間、観光イベントなど諸行事の中止を決定し、観光キャンペーンも自粛した。

1月末から宿泊施設等の事業再開に必要な資金確保のため業界団体に対し、今回創設された県の緊急災害融資制度等の金融支援策の情報提供を行い、活用を促した。また、城崎温泉等間接的な影響を受けている観光地の活性化対策の一助として、労働部との連携により、被災者を温泉地等に招待するリフレッシュ事業の検討を開始した。

また、地震発生後半月以上を経過し観光施設の復旧が徐々に進む中で、①被災観光地のイメージアップ、②営業可能な観光施設、復旧状況などの的確な観光情報の発信、③本県のみならず関西全体に広がっている観光客の減少等の間接被害への対処、等の当面の課題への対応策として、「兵庫の観光情報－復旧速報版」の発行、災害発生後の誘客対策検討のための緊急セミナーの開催等の支援策を検討することとした。

加えて、震災により滅失等した通訳案内業の免許に係る再交付手数料の減免措置についても検

討を行った。

緊急セミナーについては、3月15日に城崎大会議館で、伊豆地震を体験した観光関係者や、大手旅行業者等を招き、県下各市町、業界団体等から約100名の出席者があった。

また、リフレッシュ事業については、3月末をもって終了し、36,788人の利用者があった。

〈観光復興のPR〉

4月に入ると、情報発信拠点である首都圏において観光復興をPRするため、4月12日から16までの5日間、千葉市の幕張メッセで開催された「旅フェア'95」において、運輸省、(社)日本観光協会の協力により設けられた特設ブースにおいて、被災地域の観光復興と観光客の誘致をアピールした。

また、5月29日・30日の両日、東京八重洲の(財)地域活性化センターイベント広場において、さらに、9月から8年2月までの間、松山、姫路、神戸、横浜及び岡山において「兵庫の観光と物産展」を開催し、被災地の観光パネル展示や特産品の展示即売等を行った。

〈“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会の設立〉

震災から半年以上経過した時点でも、被災地における観光客の入り込みがまだまだ厳しい状況にあったため、被災による観光のマイナスイメージの払拭と観光客の回復のために、官民が一体となって、平成7年7月26日に“観光ひょうご”復興キャンペーン推進協議会を設立し、全県的な観光イメージの回復、被災地等への観光客の誘致促進などの観光復興キャンペーンを推進した。主な事業としては以下のとおりである。

① テレビCMの放映

観光の復興と安全性を全国に印象づけるために、「好きな人と一緒に来てください」をテーマに、プロテニスプレーヤーの沢松奈生子を起用したテレビCMを10月の1カ月間、関東、関西、福岡で放映した。

② 会議・大会等誘致奨励金交付事業

被災地の観光客の回復を促進するため、各種会議・大会等の誘致に取り組むこととし、その推進策として宿泊を伴う会議、大会等の開催に対し、経費の一部を助成する制度を設けた。

③ 観光復興リレーイベント開催支援事業

地域の祭りやイベントを観光復興イベントとして位置づけ、統一的なイメージで連続的に開催することにより、被災地域の観光客の回復とにぎわいの創出を図るため、宣伝広告経費の一部を助成した。

〈「神戸ルミナリエ」の開催〉

12月15日から25日までの11日間、被災地のイメージアップと観光客誘致促進を目的に、神戸市中央区の旧外国人居留地界隈でイタリアの光の彫刻「神戸ルミナリエ」を開催した。

このイベントは、連日若いカップルや家族連れなど大勢の来場者で賑わい、254万人もの人手があり、周辺の商業施設、飲食店等には直接・間接の波及効果をもたらすことによって、被災地の市民に夢と希望を与えるとともに、「復興する神戸」を内外に大いにアピールした。

(2) 農林水産業対策

ア 被害の状況等

<1月17日19時現在の被害把握状況>

・農地・農業用施設等	186カ所	5億53百万円
・治山（山腹崩壊等）	9カ所	3億90百万円
合 計		9億43百万円

18日以降、水産関係の被害調査においては、漁業取締船「はやたか」により海上ルートから神戸及び淡路地区の被害状況の確認を行った結果、被災地では最盛期であったノリ養殖の陸上加工施設が大きな被害を受け、生産に必要な水道の供給もストップしたことから、生産が不能な状況に陥っており、また、漁港岸壁や水産物荷さばき所等の水産関係施設の損壊により漁船漁業の生産・流通についても極めて困難な状況にあった。

さらに、林地災害については、山ろく部を中心に調査を実施することとした。

また、神戸市中央卸売市場をはじめ、阪神間の卸売市場が壊滅的な被害を被ったとの情報が入った。

1月21日に米及び生鮮食料品安定供給対策を担うプロジェクトチームを編成し、翌22日には、関係卸売市場の調整のうえ農林水産省市場課と合同で被害調査及び復旧計画の樹立を図ることとした。

<1月20日現在の被害把握状況>

・農地・農業用施設	971カ所	36億72百万円
・治山	24カ所	7億66百万円
・漁港	15カ所	151億90百万円
・水産業施設	18カ所	5億21百万円
合 計		201億49百万円

<1月27日現在の被害把握状況>

・農作物等		33百万円
・農業用共同利用施設	11件	77百万円
・農業用個人施設	869件	17億84百万円
・農地・農業用施設	2,479カ所	136億85百万円
・林産施設	6件	3億10百万円
・治山	60カ所	35億85百万円
・水産業共同利用施設	67件	20億77百万円
・水産業個人施設	396件	11億2百万円
・漁港	17件	156億72百万円
・卸売市場	9件	490億79百万円
合 計		874億4百万円

引き続き、被害状況の把握に努めた結果、地震発生後約1カ月経過し、被害状況のほぼ全容が把握できた。

<2月14日現在の被害状況>

・農作物等		1億2百万円
・農業用共同利用施設	27件	58億44百万円
・農業用個人施設	1,959件	43億24百万円
・農地・農業用施設	3,932カ所	224億44百万円
・林産施設	90件	15億16百万円
・治山	75カ所	82億6百万円
・水産業共同利用施設	67件	23億25百万円
・水産業個人施設	442件	12億78百万円
・漁港	17件	198億83百万円
・農林水産業環境施設	6件	1億82百万円
・卸売市場	9件	244億87百万円
・米穀卸商	8件	11億40百万円
・米穀小売商	1,327件	59億5百万円
・食品産業	55件	115億94百万円
・関係団体施設	2件	25億円
合 計		1,117億30百万円

引き続き、被害状況の把握に努めた結果、遅れていた神戸市等の農家の個人施設の被害の状況明らかとなり地震発生後約4カ月で被害状況の全容が把握できた。

<5月8日現在の被害把握状況>

・農地・農業用施設	4,049カ所	243億75百万円
・治山	75カ所	82億6百万円
・漁港	17カ所	198億83百万円
・農作物等		18百万円
・畜産		28百万円
・林産物	360m ³	72百万円
・農業用共同利用施設	27件	53億80百万円
・農業用個人施設	3,939件	65億18百万円
・農林水産業環境施設	6カ所	1億83百万円
・水産業共同利用施設	57件	35億59百万円
・水産業個人施設		12億78百万円
・林産施設	103件	16億90百万円
・卸売市場	9件	244億87百万円

・米穀卸売商	9件	11億71百万円
・米穀小売商	1,609件	55億4百万円
・食品産業	136件	187億16百万円
・関係団体施設	2件	25億円
	合 計	1,235億67百万円

イ 農林水産業再開支援

ため池など農地・農業用施設については、7年産の田植え時期を控え、農家の意向を聞きながら出来るだけ7年産の水稻が作付けできるようにとりあえず応急措置を実施して、水稻収穫後に本格的な対策工事を実施するようにした。

また、最盛期を迎えていたノリ養殖については、全国生産組織の了承を得て、生産漁期を4月末まで1カ月間延長した結果、ほぼ前年並みの生産量を確保することができた。

一方、被災地が本県農林水産物の供給先であったことから、農畜産物、水産物などの消費の減退、価格の低迷などで県産農畜水産物の生産・供給に少なからず影響を与えたが、被災地の復旧が進むにしたがい、需要も回復してきた。また、生鮮食料品の陸上輸送ルートの確保のため、国や県警察本部に通行支障物の撤去や交通規制の緩和を要請した結果、4月28日から施行の新交通規制において、復興票章の交付対象に追加された。

このほか、農業用施設、農業用共同利用施設についても、順次復旧工事に着手した。また、被害を受けた農畜産物や園芸施設(温室、ハウス等)に対しては、農業共済制度により加入農家に共済金が支払われ、また農林漁業者の再生産を支援するために農林漁業金融公庫資金において長期・低金利資金が創設されたほか、農業近代化資金、漁業近代貸金の償還期間の延長や貸付利率の引き下げが行われた。

被害の大きかった卸売市場については、応急措置を実施して営業再開を行うとともに、国の支援を得て復旧工事を進めて、3月末までには、仮復旧を行うことができた。現在8年3月末を目標に本格復旧工事が進められている。

(3) 雇用対策

震災により、多くの事業所が事業活動の閉鎖や縮小を余儀なくされるなど、被災地域においては、相当の期間にわたり、事業活動への深刻な影響が予想されるとともに、そこに働く労働者の生活と雇用についても重大な影響が懸念された。

こうした中、今後、失業者が多数発生することが何よりも懸念されたことから、雇用の維持と失業の予防を当面の最も重要な課題と位置づけ、雇用の維持に向けた事業主への支援に取り組んだ。一方、今回の被害の甚大さを考えると、離職を余儀なくされる人々も相当数生じると見込まれたことから、こうした人々に対しては、再就職できるまでの間の生活の安定を図りつつ、早期就職に向けた支援対策に努めてきた。

また、新規学卒者の就職は、昨年来より厳しさが指摘されていたが、学生や生徒が卒業の時期を

間近に控え、震災による内定取り消しなど、一層厳しい状況となることが懸念されたことから、その就職の確保にも取り組んだほか、被災地域の事業主や離職者等からの相談の増加が見込まれたため、きめ細かな相談体制の整備にも取り組んできた。

震災直後は、雇用調整助成金制度を活用した雇用調整を実施する事業所が多数にのぼるとともに、新規求人数、新規求職者数とも前年同期に比べ大幅に増加し、雇用保険の受給決定者数も多数にのぼった。その後、5～6月ごろから、新規求職者数が徐々に前年並みの水準に落ちつきつつある傾向がみられるようになったものの、有効求職者数は引き続き高い水準で推移し、6月以降雇用保険の受給期間の終了者が多数発生することが予測されたことから、求職者の就職支援対策を強化してきた。

その後、新規求人数は引き続き復興関連業種を中心に前年より高い水準で堅調に推移する一方で、新規求職者数は前年を下回った状況で推移している。有効求人数についても、前年同期より高い水準で推移しているが、有効求職者数は徐々に減少しているものの、依然として震災前より高い水準で推移しており、特に求職者の希望と求人内容とのミスマッチ等により、就職環境は厳しい状況が続いている。こうしたことから、政策の軸足を雇用の維持から求職者の就職支援に移し、積極的な取り組みを行っている。

ア 雇用の維持のための事業主支援

雇用の維持に向けた事業主の取組みを支援するため、1月17日から労働省と協議を行いながら企業の被災状況の把握に努めるとともに、必要な対策について検討を始めた。

当面の対策として、雇用調整助成金制度の特例的な運用、被災事業の再開等に伴う雇用確保を支援する助成制度の創設、生涯能力開発給付金制度及び中小企業事業転換等能力開発給付金制度の特例的な運用、労働保険料未納事業主の徴収延期措置が必要と判断し、1月22日に労働大臣に対してこれらを要望した。

1月23日には、雇用調整助成金制度について、従来の業種指定に加えて、被災地域のすべての雇用保険適用事業所に適用が拡大される特例措置（8年1月22日まで）が実施されることとなった。この結果、今回の被災で、事業活動の縮小を余儀なくされる中、休業や出向等で、従業員の雇用維持を図ろうとする被災地域の多くの事業主に対し、休業手当等に係る賃金の一部が助成されることとなった。

この措置をできるだけ早く事業主に周知することが、安易な解雇を防止し、事業主の雇用維持に向けた取組みを促進するとの判断から、マスコミを通じてPRするとともに、速やかにリーフレットを作成し、その周知徹底に努めた。

さらに、1月27日には、中小企業退職金共済制度の掛金の納期限が最長1年間延長されることとなり、また、1月30日には、労働保険料の申告・納期限の延長が図られるなど、被災した事業主の負担を軽減する措置がとられた。4月11日には、労働保険料の申告・納期限の期日が、5月31日までとされた。

2月5日、労働大臣が来県され、事業主の雇用維持に向けた取組みを支援するためには、上記

の措置に加えて、さらに雇用調整助成金制度の助成率の充実（助成率上乘せの暫定措置〔7年3月31日まで〕の継続・強化）及び被災事業の再開等に伴う雇用確保を支援する助成制度の創設が必要との判断から、これらの措置について要望した。

2月6日には、労働大臣から日本経営者団体連盟ほか二つの全国的な事業主団体に対して、今回の特例措置の周知徹底とその積極的な活用及び雇用の維持に向けた努力を傘下企業に要請してほしい旨、協力要請が行われるとともに、県においても、2月13日に兵庫県経営者協会ほか5団体に対して同様の要請を行った。

また、こうした被災地域への対策を進める一方で、被災地域外の事業所についても、雇用への深刻な影響が懸念されたことから、特に被災地域外の下請事業主に対する雇用調整助成金制度の適用について労働省に要望し、2月24日より被災地域内の事業所と一定割合以上の取引関係にある被災地域外の事業所についても、その適用の対象とされることになった。

さらに、雇用調整助成金は、通常採用直後の労働者について、休業等を行っても支給の対象とはならないが、新規学卒者の内定取り直し防止や、採用後間もない中途採用者の雇用の安定を図るため、3月1日より新規学卒者を含む、雇用保険の被保険者として雇用された期間が6カ月未満の労働者についても適用の対象とされることになった。

雇用調整助成金制度の特例措置の2月末までの活用状況をみると、被災地公共職業安定所における実施計画の届出事業所数は2,234件、対象人員は約84,323人、一人当たりの休業日数は平均約11日にのぼった。

3月31日には、震災に伴う雇用調整助成金制度の特例措置については、国の総合経済対策の一環として実施されていた「雇用支援トータルプログラム」に併せて助成率上乘せの暫定措置がとられていたが、同プログラムは3月31日で終了することとなっていたことから、その延長を労働省に要望していたところ、6月30日まで延長されることになり、助成率上乘せの暫定措置についても継続が図られることとなった。

その後も多くの事業所で雇用調整が実施されていたことから、5月9日に労働大臣に対して、雇用調整助成金制度の助成率等の暫定措置について、7月1日以降も引き続き継続されるよう要望を行い、6月30日にはこれらの暫定措置が平成8年1月22日まで継続されるとともに、生涯能力開発給付金制度及び中小企業事業転換等能力開発給付金制度についても同様の措置がとられることとなった。

一方、県としても、失業の防止や事業再開に向けた事業主の雇用維持努力を積極的に支援するため、設置が予定されていた阪神・淡路大震災復興基金を活用した独自の支援事業の実施について検討を進め、新たに雇用維持奨励金制度を創設し、事業主が雇用維持のために要した賃金等の経費の一部を助成することとし、4月1日に同基金の設立に併せて制度の概要が公表された。

その後、早期の事業実施に向けて、実施体制や申請手続き等について、検討・協議を進め、6月29日には、同基金による記者発表が行われたほか、リーフレットの関係機関への配布などにより、制度のPRに努めるとともに、7月17日から本庁と各県民局において受付を開始した。

8年1月末までに、3,490件の雇用維持奨励金の申請がなされている。

雇用調整助成金制度の活用状況については、被災地域の復旧・復興が進む中で、その後徐々に事業活動が再開されたことなどにより、実施計画届出事業所数は、一貫して減少傾向にあるものの、8年1月分においても、477件、対象人員は18,563人と、震災後1年を経過した現在においても、依然として多くの事業所で雇用調整が行われており、今後とも引き続き高水準で推移するものと思われた。

こうした状況を踏まえ、これまで機会あるごとに、労働省に対して、8年1月23日以降の雇用調整助成金制度等の特例措置の継続を要望してきたところであるが、これらの特例措置が9年1月22日まで1年間延長されることとなり、引き続き、この制度を活用した事業主の雇用維持に向けた取り組みを支援している。

イ 離職者の生活安定

離職者の生活安定を図るため、1月17日から労働省とも協議を図りつつ、必要な対策について検討を始めた。当面の対策として、雇用保険制度について、事業所が休業を余儀なくされる場合の失業給付の特例支給、給付日数の延長、失業給付受給手続きの弾力的措置が必要と判断し、22日に労働大臣に対して要望した。

この結果、勤務先の休止、廃止による離職者だけでなく、事業所が再開するまで再雇用を約して一時的に離職した人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付が支給されることとなり、1月17日にさかのぼって適用されることとなった。

併せて、失業給付の受給手続きの管轄公共職業安定所以外での取扱いや必要書類の特例措置、さらには雇用保険受給の代理認定の措置が図られるなど、被災に伴う交通事情等に応じた弾力的な取扱いが図られた。

また、1月25日には、本震災の激甚災害指定により、事業所の休業により賃金を受けられない人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付が認められるとともに、就職機会の減少が予想されることから、雇用保険の所定給付日数の受給が終了した者であって、なお、就職が困難な者に対しては、雇用保険の給付日数を60日を限度として延長できることとなった。

県下における雇用保険失業給付の状況は、受給資格決定件数で見ると、1月から2月までの間で、激甚災害法に基づき事業所の休業等により賃金等が支払われない者への特例給付が6,446人、再雇用を約して一時的に離職する者への特例給付が782人、特例給付以外の失業給付が22,418人となっており、前年同期に比べて13,890人と大幅に増加した。その後、月ごとに一貫して大きく減少し、8年1月では、2つの特例給付が1人、特例給付以外の失業給付が8,887人(前々年同月8,870人)と、ほぼ震災前の水準となっており、震災による影響も落ち着いた状況となっている。この間(7年1月～8年1月)、2つの特例給付が10,407人、特例給付以外の失業給付が123,174人(対前年比約25%増)と多数にのぼっている。

一方、雇用保険受給者実人員については、震災以降、月を追うごとに増加し、5月に県下で62,470人(前年同月36,971人)とピークを迎え、その後は減少しつつあり、8年1月においては、

県下で39,497人（前々年同月35,210人）となっているものの、依然やや高い水準にある。

なお、激甚災害法に基づく特例給付及び60日間の延長給付については、8年1月16日をもって終了した。

ウ 被災離職者等の再就職の促進

県立職業能力開発施設の平成7年度入校生の選考試験日が間近に迫っていたが、震災による交通基盤の損壊などの被害状況等を考慮し、その日程等を変更するとともに、労働省と協議の上、後期技能検定試験の延期を決定した。さらに、被災離職者等の職業能力開発をはじめ再就職促進対策についても検討を開始した。

1月18日から21日にかけて、労働省と協議を重ね、22日には、被災者の再就職促進のための委託訓練等の定員枠の確保や特別コースの設定、被災離職者に対する公共職業訓練受講指示の適用、さらには被災離職者の雇用の場を確保するための特定求職者雇用開発助成金制度の暫定措置の継続、被災地域の公共事業に離職者を優先して雇用する制度の創設などについて労働大臣に要望した。

1月23日には、被災地域の訓練生に対する県立職業能力開発施設の授業料免除などの措置について検討を行うとともに、被災離職者の再就職の促進と今後復興に向けて必要とされる人材の育成・確保を図るための特別訓練（建設機械運転コース等）の実施に向け、受け入れ施設等の関係機関との調整を始めた。

一方、労働省も、雇用促進事業団立の職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校等において、被災した受験生に対する出願期間の延長と受験手数料の免除の措置を行うとともに、被災した在校生については、授業料等の免除を行うこととした。さらに、被災地域内の事業所等について、公共職業能力開発施設で行う在職者訓練を無料とした。

1月30日には、災害指定地域の雇用保険被保険者に加え、自営業者や家族従事者であった者等に対する公共職業訓練への受講指示が可能となり、被災離職者に対する特別訓練についても国庫補助対象事業とする旨の了承を得た。2月8日には被災離職者の第1回目の特別訓練（建設機械運転コース・定員15人・訓練期間3月2日～4月21日）の実施についてPRを開始し、2月10日から訓練生の募集を開始した。

また、こうした訓練とともに、被災離職者等のできる限り早い再就職を支援するため、合同就職面接会の開催について検討を進め、当面は、県内事業所だけでは離職者の早期受け入れが困難であり、近隣府県の事業所による受け入れも必要と判断し、まず、県内事業所を対象とした合同就職面接会を開催し、その後、近隣府県事業所を対象とした合同就職面接会を開くこととし、併せて被災求職者の中には住居がない者も相当数あると考えられることも考慮、社宅等を提供できる事業所を中心に行うこととした。2月2日からマスコミ等を通じて参加者を募った。

2月14日に、県内に所在する社宅等を提供できる事業所を中心とした合同就職面接会を開催し、求職者1,325人、求人企業117社（求人数799人）の参加が得られた。

また、被災離職者を中心として、復旧の進展に伴い求人需要が高まると考えられる復旧関連事業への再就職の促進を図るため、公共職業安定所において、求人・求職の相談、あっせんを行っ

たほか、求職者の希望を踏まえ、そのネットワークを活用して広域的な雇用情報の提供と需給調整にも努めた。

2月28日には、かねてより労働省に要望していた、被災地域の公共事業に被災失業者の雇用を義務付けることを内容とした公共事業就労促進法が成立し、翌3月1日に公布・施行された。

2月における求人・求職状況をみると、被災地公共職業安定所においては、新規求職者数は約20,000人にのぼり、前年の2月（約11,000人）と比較すると、約8割の増加となった。

一方、新規求人数も、約15,000人にのぼり、前年の2月（約7,000人）に比べて2倍以上の伸びとなるなど、求職者数、求人数ともに大幅な増加がみられた。

求人職種をみると、建設関連技術職種、ガードマン、清掃などの復興関連と思われる職種が増加した。

3月以降においては、被災離職者の特別訓練について、3月2日から第1回目を開始し、以後、大型自動車運転コース等についても順次訓練を開始し、平成6年度においては、計5コース・定員100人に対して83人が入校し、訓練を受講した。

合同就職面接会についても、県経営者協会や神戸商工会議所等の協力も得ながら、神戸市をはじめ姫路市、尼崎市において開催し、平成6年度は、延べ6回、求職者4,570人、求人企業382社（求人数2,336人）の参加が得られるなど、被災離職者等の早期再就職への支援に努めた。

また、こうした取組に加えて、被災勤労者の雇用対策として率先して雇用機会の確保を図るとともに、民間事業所からの人材活用を図るため、雇用情勢が一段と厳しい中高年齢者（45歳から59歳まで）を対象に、兵庫県関係団体において出向の受入れ及び職員採用の合同募集を行うとともに、県においても、これに併せて中高年齢者を対象に技能労務職の採用を行うこととし、2月28日に記者発表を行い、3月1日から受付を開始した。この結果、兵庫県関係団体においては、4月1日付けで5名が採用され、出向についても4月以降に3名の受入れを行うとともに、県においても4月1日付けで16名の採用を行った。

さらに、被災者の早期就職と生活の安定を確保するとともに、人材の地域内定着を図るため、設置が予定されていた阪神・淡路大震災復興基金を活用した独自の支援事業の実施について検討を進め、新たに被災者雇用奨励金制度を創設し、震災により家屋が被災した者を4月以降新たに雇い入れ、常用労働者として6カ月以上継続して雇用した事業主に奨励金を支給することとし、4月1日に、同基金からその設立に併せて、制度の概要が公表された。

このほか、公共事業就労促進法の円滑な施行を図るため、発注機関との連絡会議の開催による受注業者への周知等の要請、主要建設業者への訪問・指導や公共事業への就労希望者の把握などに努めてきた。

また、3月31日には、「雇用支援トータルプログラム」が6月30日まで延長されたことにより、特定求職者雇用開発助成金制度の助成率上乘せの暫定措置についても継続されることとなった。

4月以降においても、引き続き被災離職者の特別訓練を実施することとし、平成7年度は計5コース・定員150名で開始することとした。4月27日には、建設機械運転コースほか2コース（訓

練期間2カ月)について記者発表するとともに募集を始め、5月末から順次訓練を開始した。

雇用促進事業団においても、災害復旧関連ニーズが見込まれる電気設備工事コース等計11コース・定員235人の特別訓練を計画・実施することとされた。

合同就職面接会についても、被災地域において重点的に開催することとし、5月22日には尼崎市において、阪神地域の各公共職業安定所及びこれに隣接した大阪府下の公共職業安定所管内の事業所を対象に第1回目を開催した。

この間、新規求人数、新規求職者数とも震災による影響は、徐々に落ちつく傾向がみられるものの、有効求職者数は増加傾向が続き、また6月下旬からは雇用保険の受給期間の終了者が多数発生してくることが予測されたことなどから、被災求職者の就職支援策をより強力に推進することとした。

5月9日には、特定求職者雇用開発助成金制度の助成率上乘せの暫定措置について、7月1日以降も引き続き継続されるよう、労働省に対して要望を行うとともに、5月25日には、各公共職業安定所長に対して、職業紹介部門と雇用保険部門との緊密な連携の下に、きめ細かな職業相談を実施し、求職者ニーズ等の把握に努めるほか、所長等幹部職員による事業主団体・主要企業への求人要請や雇用開発推進班の活動強化による求人確保、特定求職者雇用開発助成金制度等を活用した求人条件の緩和指導などについて、精力的な取り組みを行うよう一層の徹底を図った。

また、被災離職者に対する特別訓練について、受講者の訓練ニーズ等を踏まえて、新たに被災により離職した障害者を対象とするコースの開設や需要の高い訓練コースの充実を図るために、さらに定員を110人拡充し、計14コース・定員260人で計画・実施するとともに、既設の訓練コースについても、被災者の優先的な受入れを行うこととした。

さらに、合同就職面接会についても、復興関係の職種、あるいは事務関係、サービス関係の職種といった求人対象を絞った方法の採用や被災者の利便を考慮した被災地中心部での開催など、各地域において工夫を凝らした効果的な運営に努めることとした。

このほか、新たな取り組みとして、被災された方々の利便性に配慮して、公共職業安定所が近くにない地域の人々についても気軽に職業相談等に応じることができるよう、一日ハローワークを実施することとした。7月13日には、神戸市北区において、求人票の展示、求人情報の提供のほか、職業相談、即時紹介を行った。さらに、同日に芦屋市においても、大阪の梅田公共職業安定所の協力を得て実施し、参加求職者数は、2地域の合計で465人となった。

また、7月25日には、神戸、灘及び臨時の公共職業安定所において雇用保険受給資格者を対象に再就職に関するアンケート調査(回答908名)を実施し、きめ細かな職業紹介業務を行うための求職者ニーズの把握にも努めた。

こうした取り組みとともに、被災者雇用奨励金制度について、4月1日の阪神・淡路大震災復興基金の設立以降、早期の事業実施に向けて、実施体制や申請手続等についての検討・協議を進め、6月29日には同基金により記者発表が行われたほか、リーフレットの関係機関への配布等により、制度のPRに努めるとともに、7月17日から本庁並びに阪神・東播磨・淡路の各県民局に

において受付を開始した。

また、6月30日には、かねてから労働省に対して要望していた特定求職者雇用開発助成金制度の助成率上乘せの暫定措置が、被災地域においては特例措置として8年1月22日まで継続されることとなった。

さらに、こうした当面する課題に対する的確な雇用対策の推進に努める一方で、中期的な観点からも震災からの復興過程における雇用政策を今後総合的に検討していく必要があることから、被災地域を中心とした県内の雇用の現状及び将来の動向や雇用への影響等について把握するため、7月～8月にかけて被災地域内の5,000事業所及び被災地域外の1,000事業所を対象とした調査を実施するとともに、4月1日以降に新たに雇用された被災者に対しても調査を実施し、現在その結果の分析を行っている。

このような取組の中で、震災から6カ月経過した雇用情勢をみると、新規求職者数は、5月以降前年並みの水準で推移していたが、新規求人数は、復旧・復興に伴う建設関連業種等の求人を中心に前年を上回った水準で推移し、その結果、新規求人倍率については、震災以降一貫して前年を上回った水準で推移していた。

しかしながら、求職者の希望と求人との内容のミスマッチ等により、離職者の就職は依然として厳しく、有効求職者数は、4月の約115,000人をピークに、5月以降減少傾向を示しているものの、7月においても約106,000人（前年同月比約20%の増加）と依然高い水準で推移しており、さらに今後、雇用保険の所定給付日数が長い離職者の受給期間が次第に終了して行くことが見込まれ、これらの受給者は就職が厳しい中高年齢者等が多いことから、今後とも被災求職者の早期就職のための支援対策を拡充・強化していく必要があった。

このため、8月以降、労働省に対して機会をとらえて特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の8年1月23日以降の継続について要望するとともに、今後とも被災求職者の就職促進に向けて雇用対策の一層の強化を図るため、様々な支援施策について、これまでの実績等を踏まえながら、より実効性のある取組方法や幅広い層への総合的・効果的なPR方法等について見直し・検討を行った。

10月から求人確保活動の一層の強化をはじめ求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介や効果的な職業訓練の実施等を柱とする総合的な再就職支援対策を推進することとし、10月18日には、再就職支援総合リーフレットを作成し、施策の効果的なPRに努めるとともに、10月27日から県内事業主団体に求人確保等の要請を行うなど、より積極的な取組を進めているところである。

8年1月23日には、労働省に要望していた特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置が9年1月22日まで継続されることとなった。

8年1月末までの主な事業の実績としては、被災離職者に対する特別訓練については、県立施設において、建設機械運転コース等の13コースで計202人が受講し、雇用促進事業団立施設においても、電気設備工事コース等の9コースで172人が受講した。合同就職面接会については、神戸、阪神地域において14回開催し、参加者は合計で求職者3,915人、求人企業403社（求人数2,057人）

にのぼった。さらに、1日ハローワークについても、その後、仮設住宅団地等においても実施に努め、計7回で参加求職者は2,106人にのぼった。

また、被災者雇用奨励金制度については、8年1月末までで3,265件の申請があった。

さらに、8年1月末現在における求人・求職状況は、新規求人数については、引き続き堅調に推移し、8年1月においても19,707人と対前々年同月比で3,700人の増となっている一方、新規求職者数については、19,172人と対前々年同月比で865人の減と震災による影響は落ち着いた状況となっている。

有効求人数についても、新規求人数と同様8年1月において44,945人と対前々年同月比9,443人の増と堅調に推移している一方、有効求職者数は85,311人と対前々年同月比1,109人の増となっており、求職者数は依然高い水準で、就職環境は引き続き厳しい状況が続いている。

エ 新規学卒未内定者、内定取消者の採用確保

新規学卒者の内定取消しを回避するとともに、就職の確保を図るため、1月17日から労働省と協議を図りつつ、必要な対策について検討を始めた。当面の対策として、企業に対する未内定者及び内定取消者の特別採用枠の確保についての要請及び求人側と就職希望学生を対象とする合同就職面接会の開催について検討を行い、1月22日に労働大臣に対して企業への要請を要望した。

その後、引き続き新規学卒者の内定取消しを回避するための方策等を検討し、2月5日の労働大臣来県の際に、新規学卒者等の雇用を確保した事業主を支援する新規学卒者等の雇用確保助成（支援）制度の創設について要望した。

1月30日には、労働省から各都道府県知事あてに、被災府県の就職未決定者向けの求人を確保したときは、速やかに被災地公共職業安定所へ連絡をするよう要請がなされた。

2月3日には、震災前から計画していた近畿ブロック学生就職面接会について、被災を受けた学生も対象として改めてPRを行い、大阪府立体育館で開催した。面接会には、求職者2,930人、求人企業168社（求人数818人）の参加があり、新規学卒者の関心の高さがうかがわれた。

また、2月6日には、本県からの要望も受け、労働大臣が事業主団体のトップに対して新卒者の内定維持と就職確保等について要請を行うとともに、本県においても、2月13日、県内事業主団体に対して、同様の要請を行った。

さらに、2月16日には、高校新規学卒者の就職支援対策として、県下の全高校に対し、新たな確保求人の活用等による就職指導の推進について要請するなど、積極的な就職の確保対策を推進した。

また、この間、2月13日までに、71社、392人の新卒者に係る採用内定の取り扱いについての相談が公共職業安定所に寄せられたが、入職時期の繰り下げ等により、できる限り内定取り消しを回避するよう事業主の指導に努めた。

2月21日には、神戸市内で学生就職面接会を開催し、求職者358人、求人企業47社（求人数228人）の参加が得られた。また、3月7日には、労働省の要請にこたえ、大阪府と関西経営者協会との共催により、被災のために採用内定を取り消された者を対象とした被災学生就職支援面接会

を開催し、求職者535人、求人企業87社（求人数301人）の参加が得られた。

この間、3月1日には、新規学卒者が雇用調整助成金の支給対象に加えられたほか、一定の要件を満たす採用内定者についても、生涯能力開発給付金の支給対象に加えられるとともに、雇用促進事業団立の職業能力開発施設での在職者訓練の受講が無料とされることとなった。

こうした制度の積極的な活用促進を図りつつ、事業主に対する指導に努め、内定取り消しを検討していた事業所の多くが、内定取り消しを回避することとなった。

内定取り消しを回避できたもの 98社 1,014人 （平成7年3月末現在）

内定取り消しが確定したもの 66社 339人

4月以降も未就職決定者に対し、各公共職業安定所をはじめ、神戸・姫路の学生職業情報センターで求人情報の提供等を行うとともに、大阪学生センターと連携し、未就職卒業者職場体験プログラムを実施した。また、来春卒業者の就職を支援するため、8月4日には姫路市内において、10月4日には尼崎市内において、学生就職面接会を開催し、それぞれ、求職者630人・1,095人、求人企業59社・90社（求人数402人・368人）の参加があった。さらに、11月10日には、神戸市内において県下から広く参加者を募集し、兵庫学生就職面接会「SELECTION'95」を開催し、求職者1,575人、求人企業174社（求人数963人）と多数の参加が得られた。

オ 雇用・労働相談体制及び業務執行体制の強化

被災地域の事業主や離職者等に対するきめ細かな相談体制の整備について、1月17日より検討を進め、1月22日に雇用に関する特別相談窓口の開設を労働省に要望した。

1月23日には、県下すべての公共職業安定所において、被災した事業主や求職者の方々に対する特別相談窓口を開設し、雇用調整助成金制度等の各種助成金制度や雇用保険、職業紹介等に関する相談援助を行ってきたが、2月17日までに事業主及び求職者から約32,000件にのぼる相談が寄せられ、そのうち約半分が事業主からの相談で、雇用調整助成金に関する相談が約7,000件、雇用保険給付関係が約6,000件であった。求職者からの相談は、雇用保険給付に関するものがほとんどであった。

3月の相談件数は、約15,000件であったが、4月に10,000件を割ってからは、月を追うごとに急激に減少傾向を辿り、9月以降数十件程度で推移し、8年1月には44件となっている。なお、8年1月末までの相談件数は、約62,000件にのぼった。

また、県下3カ所に設置された「中小企業総合相談所」に「総合労働相談所」を併設し、雇用問題だけでなく広く労働分野全般の相談に応じるとともに、被災者の利便に一層資することとし、神戸地域については1月26日に、阪神地域及び淡路地域については2月15日に開設した。相談は開設してから3月末までの間に集中し、4月以降は大幅に減少してきたが、相談所を閉鎖する9月30日までの間で599件が寄せられた。その内容は、解雇、未払い賃金、退職金に関するもの、雇用調整助成金や労働保険に関するものなど多岐にわたっていた。引き続き震災復興総合相談センター及び各県民局の労働相談において、被災労働者及び事業主からの相談に応じている。

こうした相談体制の強化とともに、震災直後から、公共職業安定所、公共職業能力開発施設の

復旧を図り、利用者のサービスの提供体制の確保にも努めた。

特に、被災地の公共職業安定所においては、2月に入り雇用保険関係の受付件数が急増の兆しをみせてきたことから、2月15日には、被災に係る事業所の休止・廃止に伴う離職手続や失業給付の特例給付手続などを集中的に取り扱う緊急雇用保険サービスセンターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設することを決定し、21日より業務を開始した。

また、1月23日以降、被災地域の事業所に対して適用されることとなった雇用調整助成金についても、事業所からの申請相談が急増したことから、これら震災による休業・教育訓練・出向に係る雇用調整助成金の支給申請手続などを集中的に取り扱う緊急雇用調整助成金センターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設することとし、3月14日から業務を開始した。

その後、旧神戸公共職業安定所庁舎については新営のための解体工事が予定されていたことから、関係諸官庁の協力を得て、神戸市中央区磯辺通にプレハブ事務所を確保して臨時の公共職業安定所を開設することとし、併せて、緊急雇用保険サービスセンター及び緊急雇用調整助成金センターについても同施設内に移転し、5月22日より、引き続き業務を行うこととした。

この間、業務の迅速かつ円滑な運営を図るために、県内の職業安定行政職員の応援体制を確立するとともに、労働省を通じて5県に対しても職員の応援要請を行い、2月20日より、1週間交替で他県からの応援派遣を受けることとなった。

緊急雇用保険サービスセンター

体制 責任者1名、職員40名（本県応援10名、他県応援30名）

緊急雇用調整助成金センター

体制 職員30名（本県応援8名、他県応援20名）

その後、業務量等の減少、北海道、宮崎県など全国からの出向職員24人の確保ができたことなどから、7月末をもって他県からの応援派遣は終了したが、2月から7月末までの間の緊急雇用保険サービスセンター及び緊急雇用調整助成金センターへの職員の応援は、本県職員延べ約2,100人、他県職員延べ約3,500人（東は東京都から西は山口県、高知県等20県）、合計約5,600人（臨時職員を含まない）となった。

8月からは出向職員と本県職員の合計34名で、10月以降は合計32名で、また、8年1月以降は合計29名の体制で両センターの運営に努めている。

10 保健医療対策

〔概要〕

災害発生当初においては、医療機関等が甚大な被害を受ける中、被災住民に対する医療の確保が緊急かつ重大な課題となったため、被災者の救命に向けて救急医療情報センターで被災地の医療機関や搬送機関に対し診療情報を提供するとともに、交通渋滞等のため救急車で患者搬送が困難を窮めたことから、消防庁や自衛隊等に応援協力を求め、ヘリコプター等の活用を図った。また、日本赤十字社（以下「日赤」という）、自衛隊、県医師会等関係機関に救護班の派遣を要請するとともに、救護所・救護センターを設置し、被災地域での医療救護活動を開始するとともに、医療機関の被災状況を踏まえ、倒壊病院等の入院患者の被災地域外への転送や人工透析患者に対する透析医療施設の紹介、血液や医薬品の供給・備蓄体制の早期確立に努めた。その他、精神科救護所を被災地域の保健所に設置し、既往患者の診療等に当たるとともに、震災による精神的ショックや長期の避難生活によるストレス等による不眠や頭痛など、いわゆるPTSDへの対応策としてこころのケア事業を開始するなど被災地域の医療の確保に努めた。

また、県立病院では被災地域の西宮病院が甚大な被害を受け、ライフラインの供給停止等のため、診療に大きな支障をきたす中、次々と搬送されてくる被災患者に対し救命救急医療活動を続けるなど各病院ともそれぞれの地域の実情を踏まえ、震災直後から懸命の医療活動を続けた。一方、震災直後から医師、看護婦など多くの医療ボランティアの申し出が県に寄せられ、被災地の病院や避難所、救護所で献身的な活動に従事された。

また、震災により、30万人を超える方が避難所等での生活を余儀なくされ、また、こうした生活の長期化が想定されたが、これに対し、保健予防対策として防疫対策を講ずるとともに、医師や看護婦等による避難所救護センター、救護所の設置や救護班の巡回を行い、傷病に対する診療やインフルエンザの予防に向けた高齢者へのワクチンの接種等の医療救護活動を展開した。さらに、保健婦による巡回健康相談や栄養士による栄養相談等を行うなど避難住民の医療や保健の確保に努めた。

犠牲者が多数にのぼり遺体の収容や検案、埋葬等は被災市町だけでは対応できず、県内の他市町、他府県に応援を求めた。特に火葬については、県内外の火葬場の確保、多数の遺体の搬送の調整に努め、また、遺体の搬送については自衛隊の協力を得た。

その後、救護所・救護センターにおける診療内容の変化や患者数の減少、被災医療機関の診療再開等に伴い、救護班の派遣及び救護所・救護センターの設置を終息した。また、被災者の避難所から応急仮設住宅等への入居に伴い、仮設診療所の設置、巡回歯科診療車の配置、保健婦や栄養士による訪問指導の実施、「こころのケアセンター」の設置などの健康支援対策に努めている。

さらに、本来的な地域医療供給体制の確保を図るため、被災した医療機関の復旧改善整備に対する助成制度を創設するとともに、今回の震災を教訓として、大規模災害に対応しうる災害医療システムの構築や災害医療センターの整備について検討を進めている。

(1) 医療救護

被災住民に対する医療の確保が緊急かつ重大な課題となったため、市町や医療機関への被災状況の問い合わせとともに、職員を現地に派遣し、医療供給体制の確保に努めた。

ア 救護班の編成、派遣等

震災後、地元医療機関が被災するなか、避難所における医療の確保を図るため、全国の都道府県・政令指定都市等地方自治体、日赤、自衛隊、大学病院、公立・民間病院及びボランティア団体等の協力を得て、救護班活動を行った。

救護班は、医師、看護婦等で編成され、震災当日は、大阪府、岡山県、日赤等による17班が神戸市に派遣、さらに自衛隊等を併せ、翌18日から22日にかけて神戸市77班、西宮市66班、宝塚市11班、芦屋市17班及び淡路地域12班の計183班が新たに派遣された。

救護所・救護センターについては、1月22日から順次設置していき、2月2日には救護センター13カ所、救護所147カ所の計160カ所とピーク時を向かえたが、診療件数の減少、初期の外傷から慢性等の疾患等への診療内容の変化及び地域医療機関の復興等、医療環境の変化に応じて、可能なところからかかりつけの医療機関等に役割を引き継いだため、救護所数については、2月21日あたりから減少し始め、3月20日現在で、救護センター8カ所、救護所77カ所まで再編・縮小された。

震災発生時より既に70日が経過した時点で全ての救護センターと神戸市以外の救護所については、厚生省現地対策本部、地元医師会、市町、県との協議により、3月末で全廃し、地元医師会が対応することとなった。

4月に入り、救護所における診療件数はさらに減少し、地元医療機関の復旧もかなり進んできたことから、救護所についても4月末をもってすべて終息した。

救護所を終息した地域については、地元医師会と市民病院を中心に、巡回診療及び夜間常駐班対応により、避難所生活者への医療を確保することになった。これまでの救護班派遣数は4月30日現在で県が把握したものだけで、延べ15,390班、76,950人にのぼった。

イ 医療の確保

① 医療機関の確保

震災当日は、災害のため情報網が寸断し、指令機関が機能せず、救急医療と救急搬送の連絡がとれなかった。こうした中で、2病院の全焼及び2病院の全壊等を確認し、これらの入院患者の転送先確保のため、近隣の成人病センターほか7病院における空床の状況等を確認した。また、一部の医療機関に対して、給水車の派遣や食料の提供を行った。

18日以降、近隣の医療機関の空床の状況を確認するとともに、個々の医療機関の被害状況を調査し、12病院が全半壊等の大きな被害を受けていることが判明した。また、患者給食の確保に資するため、医療機関に対し、プロパンガス供給窓口の周知を図った。

30日には、改めて、全医療機関対象の被害状況調査を実施し、2月6日現在、174病院、1,818診療所（一般1,220・歯科598）から被害報告を得た。

その後、応急仮設住宅の建設等に伴い、応急仮設住宅周辺等における医療の確保が課題とな

ることが予想されたため、1月30日から財源措置等について国との協議を進め、内科を中心とした仮設診療所9カ所を設置するとともに、巡回歯科診療車10台を配置することとした。

診療を行う医師及び歯科医師の確保や設置場所の選定等に時間を要した面もあったが、順次設置を進め、仮設診療所については9月1日に、巡回歯科診療車においても11月4日にはすべての施設において診療を開始した。

これら応急的な対応と併せ、本来的な地域医療供給体制の確保を図るため、2月10日から財源措置等について国との協議を進め、被災した医療機関の整備を国庫助成制度である『医療施設近代化施設整備事業』の対象とすることとした。

また、既設の国の補助金制度(医療施設等災害復旧費補助金)の活用により、被害額が600千円以上に及ぶ、市町立病院、公的病院、病院群輪番制参加病院、看護婦宿舎、看護婦養成所等から平成6年度は69施設、平成7年度は、56施設から補助金申請が出されている。

② 透析医療の確保

1月18日、厚生省から人工透析に必要な透析液について、(株)扶桑薬品工業が一手に被災地透析医療施設へ供給するという情報を得て、これを県透析医会に周知した。また、関係市の水道事業主管課及び給配水事業所に対し、人工透析の円滑な実施のため、水の供給について要請した。厚生省や大阪府の協力により、近隣府県の透析医療施設で患者の受け入れができることを被災地域の保健所、兵庫県腎友会(透析患者団体)や県透析医会に連絡し、透析患者の不安の解消等に努めた。

20日になって、神戸市立西市民病院のほか1カ所が倒壊のため、透析が全くできないことが判明する中で、大阪府の150をはじめ、京都府の15、岡山県の6の各透析施設が患者の受け入れを申し出た。また、倒壊家屋から救助された者が坐滅症候群による急性腎不全を発症する懸念があることから、救急医療施設等に対して注意を促した。21日、県腎友会に対し、マスコミを通じて透析患者の安否を確認するよう指導し、また、集団で透析通院するための車両を緊急自動車扱いとするよう警察当局に申し入れ、併せて大阪府内の施設への通院指導等を行った。

1月28日現在、被災地域の透析医療施設42カ所のうち、透析に支障をきたしている施設が、神戸市内3カ所、西宮市、芦屋市、川西市、宝塚市の各市1カ所の計7カ所あるものの、ほぼ機能を回復した。

2月上旬には、最終的に人工透析が再開不能に陥っている施設は、神戸市域の2カ所(西病院、西市民病院)のみとなったことを確認した。また、震災により県外受療中の透析患者は、大阪府下の46人をはじめ、全国25都道府県の53人であることを把握した。

2月20日から、兵庫県腎友会も透析患者、腎臓疾患患者のためのフリー電話、福祉電話相談室を設置し、患者支援活動を再開し、3月末までに367件の相談があった。

③ 血液、医薬品の供給、備蓄

- i 震災当日、医薬品の不足が予測されたので厚生省を通じて近隣府県の支援を要請するとともに、県医薬品卸協同組合及び県医理化機器協会に対し医薬品等の確保と供給の支援を要請

した。また、日赤ネットワークを通じて他府県の血液センターに血液の確保、県薬剤師会及び県薬種商協会に対し薬局等の被害状況等の把握を依頼した。

支援医薬品は当初、一般救済物資と同じ扱だったが、1月19日以降、特殊支援物資として取り扱うことを決定した。19日から21日にかけて支援物資の集積基地、県消防学校に陸、空路より大量の医薬品が搬送されたので、職員6名（保健環境部薬務課）を配置し、24時間体制で対応した。その総額は約27億円にのぼった。

- ii 早速、各市町災害対策本部に救済医薬品を搬送し、併せて供給システムの整備を指示した。
また、サンボーホール（2月3日に国際展示場に移転）に医療用医薬品の集積場を設置、さらに、余震時の医薬品の備蓄場所として姫路市の陸上競技場の倉庫を確保して、自衛隊の応援も得ながら搬送に努めたほか、県消防学校にテントを張って雨天対策を講じた。
一方、血液確保対策では、被害に遭っていない姫路赤十字血液センターの協力や他府県からの支援が相次ぎ、需給量の安定化が図られた。
- iii 2月に入り、他府県はじめ各種団体から、薬剤師職員やボランティアの派遣の申し出が増加し、落ち着きを取り戻す中で、神戸市内の毒物劇物製造業者や医薬品製造業者の被害状況の調査を行った。
- iv 3月中旬になり、医薬品の需給体制はほぼ回復し、また県消防学校も新年度事業を実施していく必要が出てきたため、一般用医薬品の供給・備蓄基地を西宮市内の薬業鳴尾浜スポーツセンターに移転した。
- v 4月には、医療用医薬品の集積場である国際展示場をはじめ、一般用医薬品の集積場である薬業鳴尾浜スポーツセンターの相当量の医薬品を近隣府県（大阪府、京都府、奈良県、三重県、福井県）職員の応援を受けて、管理しつつ、仕分け、リストを作成した。
- vi 一般用医薬品の集積場である薬業鳴尾浜スポーツセンターの使用期限が到来したため、4月27日に当該センターから医薬品を元県中尾公舎（神戸市中央区）に収納し、医薬品等の県備蓄基地とした。
- vii また、この他に兵庫県医薬品卸協同組合傘下の4社の協力により当該4社の倉庫に災害時用備蓄医薬品を保管した。
- viii 5月11日には、医療用医薬品の集積場である国際展示場を閉鎖し、元県中尾公舎等に医療用医薬品を収納した。当該公舎に収納中の医薬品については、保存状況等を定期的に巡回し管理している。
- ix なお、血液確保については、被災した三宮さんプラザ献血ルームに替わり、三宮センタープラザ献血ルームが8月10日に移転再開したことにより、12月には献血者の受け入れと献血確保への体制はほぼ回復した。

④ 精神科医療の確保

1月18日になって被災概況の把握ができたことから、精神科医療の確保方策について県立精神保健福祉センターを中心に検討を始めた。

医療機関の被災や交通機関の途絶などに対応するため、精神科救護所を被災地域の保健所に置いて、既往患者の診療等にあたることとし、22日に神戸市中央・長田両保健所に設置した。同時に、厚生省を通じて全国に医療スタッフの派遣を要請した。

以後、精神科救護所の設置を進め、他府県からの医療スタッフの協力の下、30日までの間に新たに神戸市東灘・灘・兵庫・須磨、西宮、芦屋、伊丹の7保健所において設置し、その後、2月3日に津名保健所においても設置し、計10カ所となった。

精神科救護所は、被災精神障害者の継続的医療の確保に加え、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行い、26府県から延べ3,727人の精神科医、PSW（精神科ソーシャルワーカー）、心理職等の応援を受けて4月30日まで活動した。

なお、精神科救護所を設置しない保健所においても、保健所の救護活動に協力する診療協力医療機関を確保して対応した。

さらに、夜間における避難所等での精神疾患の急発、急変に対応するため、県立精神保健福祉センター（2月12日から3月8日まで）や県立光風病院（3月9日から4月30日まで）に5都県から延べ243人の精神科医、PSW等の応援を受け、夜間対応窓口の設置や夜間往診チームの配置などを行うとともに、(株)兵庫県精神病院協会の協力の下、夜間の入院患者受け入れ協力病院を確保した。なお、夜間の診療体制については、仮設住宅等における精神疾患の急発、急変対策として、再度10月1日から実施した。

また、1月24日から県内精神病院の空床や外来診療状況を関係機関に周知するとともに、精神保健福祉センターでは、精神科救護所の活動状況や避難所の様子を含めた被災地の精神保健の状況を日々克明にレポートした「精神保健センターニュース」を1月30日から4月27日まで36回発行した。

一方、この間、精神科医療施設のほか社会復帰施設や小規模作業所の被災状況を把握するとともに、県、神戸市、神戸大学、県精神病院協会、県診療所医会等による「こころのケア支援連絡会議」を1月26日に開催し、以後、継続的にこれを開催し、精神科救護所のスタッフの確保、地域の精神科医療機関との連携及び夜間の救急対応等について協議した。

なお、被災した精神病院については、国庫補助制度の対象として災害復旧を支援し、小規模作業所についても民間資金の導入、復興基金等により支援した。

⑤ 医療ボランティアの受け入れ

i 医療ボランティア

震災翌日以降、22日までに19件、23日から30日の間に26件など県外の医療機関や個人から医療ボランティアの申し出が県に寄せられ、避難所や救護所での献身的な活動に従事された。

県では医療ボランティアの宿泊施設として、21日に海上保安庁の協力により、ヘリコプター搭載型巡視船などを確保し、23日には国の現地対策本部における医療ボランティアの一元的管理体制を整備して救護センター、救護所への派遣を確保した。

しかし、医療ボランティアの受付窓口の一元化、宿泊施設、交通手段、食料の確保等多く

の課題が残された。

このような状況のもと、この度の震災における史上空前ともいえるボランティア活動の高まりを引き続き維持、発展させるとともに、国内外から寄せられたボランティアの支援に対して、末永く感謝、返礼していくため、県では平成7年6月に災害救援専門ボランティア制度検討委員会を発足させ、医療をはじめ介護、救助活動等を支えるボランティア制度の創設に向けて検討を始めた。

平成7年10月から個人については県医師会、チームについては私立病院協会を窓口としてそれぞれボランティアの募集を行い、個人は66名、チームは12チームの応募があった。12月から共通専門研修を実施し、受講後登録を行い、平成8年1月には制度を発足させた。

ii 看護ボランティア

1月17日、被災病院や転送患者を受け入れた病院からの看護婦の応援要請を受けて、県看護協会に協力体制を依頼するとともに、18日、関係市の災害対策本部において、個別のボランティアの申し出に対応することとした。

20日になると、日本看護協会が「兵庫県南部地震対策本部」を設置、県立看護大学に「日本看護協会現地対策本部」、兵庫県看護協会に「兵庫県看護協会ボランティア調整本部」を設置するなど支援体制を整備し、23日から、日本看護協会現地対策本部が窓口となって、看護ボランティアの派遣を開始した。現地対策本部の主な業務は、①派遣要請の取りまとめ、②ボランティアの宿泊先の確保、③ローテーションの編成、④派遣先のフォローアップ等であった。その間、県では派遣要請施設、ボランティア宿泊施設等の情報提供、関係医療機関等の調整などに努めた。

この結果、地震発生から看護ボランティアの派遣を終了した4月2日までの間、民間の中小病院への派遣を中心に、ピーク時には1日100人前後が派遣されるなど、被災地の病院や避難所等に延べ57施設3,086人の看護ボランティアが派遣された。

iii 巡回リハビリテーションチームの発足

避難所の生活が長引くことが想定される中、1月25日に神戸大学医学部整形外科水野耕作教授から、避難生活で寝たきりになることを予防するため、リハビリテーション専門医、

PT・OT及びSTで構成する「巡回リハビリテーションチーム」を組織し、避難所の住民への巡回リハビリテーションを行いたいとの申し入れがあった。そこで、県では、この活動に対し、①県内医療機関への協力依頼、②巡回に必要な自転車の提供、③避難所救護センターや保健所との連絡調整、④介護機器、付添いボランティア等福祉サービスに関する情報提供等の支援を積極的に行った。

同チームは、翌26日から活動を開始し、神戸市兵庫区内および西宮市内の避難所を手始めに数チームで、順次巡回先を拡大し、保健所の巡回活動等とも連携しながら、神戸、阪神及び淡路の避難所において、リハビリテーションの実施、障害の程度に応じた医療機関への紹介、介護用品の提供などを行った。当チームの活動は、地域の医療体制や市町機能訓練事業

の回復等の状況を踏まえ、引き続きケアを要するケースを医療機関や福祉関係機関等へ引継ぎ、3月末で終了した（対象者数1,079名、活動参加者数延べ1,187名）。

⑥ 医療従事者の免許証再交付手数料の免除

大震災で被災し各種免許証を焼失、紛失等した医療従事者の再交付申請手続きの簡素化と生活支援の一環として、再交付申請にかかる手数料を当面の間免除することとした。この結果、准看護婦（士）については、平成8年1月末までに48件の免除を行った。

(2) 災害医療

被災者の救命のためには、救護班等による医療救護とともに、傷病者に適切な医療を行える医療機関を確保することが大きな課題であった。

ア このため、17日9時、24時間体制で救急医療対応可能医療機関の診療情報を消防本部等搬送機関へ提供している兵庫県救急医療情報センター（兵庫県救急医療情報システム中核センター、常時1名配置）にオペレーター1名を増員、2名体制とし、搬送機関や被災医療機関からの問い合わせに対応するとともに、同日11時には、診療情報を被災地の搬送機関に連絡した。なお、県救急医療情報システムについては、翌18日の午前1時から12時の間、NTTのホストコンピューターの故障により情報システムを休止したが、震災当日においてもこのシステムの参加医療機関のうち半数以上において通信が確保された（320カ所のうち141カ所）。

イ また、21日、近隣府県の受け入れ可能病院を搬送機関に連絡、救急車での患者搬送が困難なことが予想されたので、ヘリコプター等での患者搬送を促した。消防庁等により広域航空応援として、17日9機、18日12機のヘリコプターが配置され、17日から20日までに計42名救急患者が搬送された。

その後、27日、避難所での救急医療の確保のため、休日夜間急患センターや病院群輪番制病院の記者発表を行って、被災者に周知するとともに、厚生省のヘリコプター運用マニュアルを市町災害対策本部、搬送機関、被災地保健所、兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会を通じて医療機関に周知した。

ウ しかし、この度の震災では、水・電気等のライフラインの途絶、医療機関相互の情報網の断絶や交通途絶による患者搬送の困難、医薬品の不足等による診療機能や患者サービスの一時的な低下をきたした。これらの反省に立ち、大規模災害に対応しうる災害医療システムの構築やその中核施設として災害医療センターの整備について検討するため、有識者による災害医療システム検討委員会を平成7年2月に設置した。

そして、医療機関の被害、患者への医療提供、防災に対する備え等を把握し、災害医療システム構築のための基礎的資料に資するため、災害医療に関する実態調査を行った。

調査は平成7年3月2日から3月15日の間、郵送で行い、対象数3,223のうち、2,027から回答を得た（回収率：62.9%）。

調査結果は建物の被害については、思った以上に大きく、何らかの被害を受けている病院がかなり見受けられた。水などのライフラインの確保や医薬品の備蓄等十分な備えをとっていた医療機関が少なく、災害による医療需要の急増に対応できる体制、施設等が不十分であった事実が明

らかになった。

さらに、交通渋滞や通信システムの脆弱（ぜいじゃく）さなどのため、救急車やヘリコプターによる患者搬送が有効に活用できなかったことも同時に判明した。

エ 委員会においては、これらの調査結果も踏まえて災害医療のあり方について検討を進め、同年6月、災害医療センターを全県的な中核施設として、情報ネットワークによる災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への指令、救命救急医療の提供、患者の搬送、医薬品等の備蓄等について、総合的なシステムを整備することについて提言がなされた。

今後は、災害医療システム検討委員会での提言を踏まえ、平成7年度中に災害医療センターの基本計画の策定を行うこととしている。また、兵庫県救急医療協議会において、災害拠点病院の整備内容等災害救急医療システムの具体化について検討するとともに、国の積極的な支援も求めながら施策化を進めていく予定である。

さらに、今後の災害時の地域医療体制の確保に資するため、平成7年10月に設置した慢性期医療検討委員会において医療関係者等を対象とし、避難所、仮設住宅における感染症、慢性疾患等、被災者への医療のあり方に関する災害時地域医療マニュアルを作成することとしている。

(3) 県立病院の医療体制

今回の地震により医療機関の多くが大きな打撃を受けたが、県立病院も例外ではなく、中でも西宮病院は施設・医療機器に甚大な被害を受けるとともにガス、水道の供給停止により手術が不能になるなど診療のアキレスけんを断たれた状態に陥った。こうした中、西宮病院では地震発生直後から次々と搬送されてくる多くの被災患者に対処するため、病院総力をあげての特別診療体制を組み、昼夜を分かたず懸命の救命救急医療活動を続けた。

一方、他の県立病院については、県立西宮病院ほど深刻な被害状況には至らなかったため、被災患者の受け入れ態勢を早急に整えるとともに、医療救護班を編成して被災地の保健所、避難所救護センター等に派遣した。県立病院からは、震災発生当日から最終班派遣終了の4月25日までに、延べ医師639名、看護婦1,146名、理学療法士5名、計1,790名にのぼる医療救護スタッフを派遣し、避難所で生活を送る被災患者に対してきめ細かな救急医療活動を展開した。

各県立病院がどのように対処したのか、環境の異なる尼崎病院、西宮病院、淡路病院、加古川病院、光風病院、こども病院の6病院の医療活動の状況を追った。

ア 県立尼崎病院

① 震災による施設被害は壁等に亀裂が入った程度、診療に関係する機器被害は心臓血管連続撮影装置の損傷、漏水によるレントゲン撮影への一部支障程度であり、比較的軽微であった。

17日は一時断水し受水槽内の水で対応したが、節水に努めるため、人工透析を優先し内視鏡及び検体検査を停止した。給食のため、尼崎市水道局から特別給水を受けて対応したが、震災当日から3日間は、夕食の食器を使い捨てのものとした。

朝8時過ぎから、数名の救急患者が来院し、救急処置室で診療を行った。外来診療を行える

医師が来院した科から順次一般外来業務を行った。すべての救急患者を受け入れるため、人間ドックを中止して被災患者受け入れ用病床とするとともに、ベッドのリースの手配なども行い、受け入れ体制を整えた。

一方、医療従事者は緊急当直体制をとり、17日夜から当直医師に加えて各科医師が待機することとし、内科で3名、外科については全医師が院内に常時待機した。薬剤師、放射線技師、検査技師等の医療技術者も、被災者対応のほか交通機関途絶と道路渋滞の関係もあり、数日間院内に宿泊した。病棟看護婦及び給食関係職員は勤務変更を行い、病院周辺居住者で対応した。被災患者の緊急手術に備えるため、17日午後から通常の一般手術は緊急性の高いものを除いて停止した。なお、午後になって、尼崎市医師会の協力要請があり、協力を回答した。

- ② 翌18日からは、被災患者のベッドの確保のため、比較的軽症の入院患者の受け入れは停止し、既入院患者のうち帰宅可能患者の退院に努めた。また、西宮市消防局から協力要請があり、受け入れ体制に万全を期したほか、県立西宮病院の要請で薬品を配送した。夜になって、神戸市衛生局から市立西市民病院の患者30名の受け入れ要請があり受諾したが、道路渋滞により他病院に搬送された。その後、倒壊した神戸市内の宮地病院の29名の患者を受け入れ、住吉川病院から透析患者20名を受け入れた。19日に入り、兵庫医科大学病院の入院患者の転院を受け入れ、20日には関西労災病院の依頼で医療器具の滅菌処理を行った。

なお、大阪市内の薬品業者を中心に医薬品の確保に努め、福岡県からの薬品搬送を受けたほか、通院患者の利便のため、医薬品の長期投与（28日程度）も行った。

血液については、18日2時55分、神戸の血液センターから近隣医療機関分を含めて当院が預かり、救急用血液を確保した。

- ③ 震災1週間後の24日から次第に落ち着きを取り戻し、被災患者のための病棟を特定して病床の確保を行うとともに、入院予定患者の受け入れを徐々に再開し、順次通常手術の組み入れを開始した。

当病院の被害は軽微であり、いち早く患者の受け入れ態勢も整い、また、医療品や給食材料等の確保もでき、被災者の中核病院として機能を発揮できたと考えているが、通信網の輻輳や交通渋滞等のため十分に対応できなかった部分もあると思われる。

イ 県立西宮病院

- ① 病院自体が被災し主要な医療機器の大半が故障するとともに、水道やガスの供給停止に伴い手術が不可能になり、その他の医療機器及び暖房・衛生設備も使用できなくなった。さらに、救急医療システムの両輪である通信と搬送が遮断されたため、病院は孤立無援の状態に陥り、救急病院として求められている本来の機能を喪失した中で、多くの死傷者が次々と搬送され、病院のスタッフを総動員して、24時間の緊急診療体制で対処した。

しかしながら、地震発生直後から、徒歩や自動車、戸板等で多数の患者が運ばれ、救急センターと新館の外来に殺到したためにパニック状態になった。急きょ2号棟のリハビリ室を指令所兼死体安置所としたが、たちまち死者で埋まってしまった。しかし、他の病院への電話も全

く通じず、自力で診療を続けるしかなかった。

外科系の患者は新館外来の処置室で縫合処置を行い、レントゲンはポータブルで対応するなど混乱の中で最善を尽くしたほか、一般の手術は緊急のものに限定した。医薬品では輸血用血液、乳酸加リンゲル液、破傷風トキソイド、ハプトグロビンなどが底をついたが、夕方、千里救命救急センターのドクターズカーで大量の医薬品が届けられ、危機的状态を何とかしのぐことができた。また、深夜に西宮市の給水車で2トンの水が届けられ、県立尼崎病院からも医薬品が配送されてきた。

震災当日には情報網遮断のため、当院と西宮市消防局とのホットラインを利用し、大阪市消防局のヘリコプターで、骨盤骨折・クラッシュ症候群によるショック状態の患者1名を大阪大学医学部附属病院へ搬送した。

翌日の午前4時頃に被災患者の全貌の把握ができたが、17日の外来患者数は352名、入院患者数は86名、来院時心肺停止（D O A）患者数は41名であった。

- ② 18日には、やや落ち着きを取り戻し、この日の患者の状況は、外来患者数168名、入院患者数10名、来院時心肺停止（D O A）患者数11名であった。転院措置もヘリで1名、救急車で7名を搬送した。以後、ヘリによる搬送は25日までに11名にのぼったが、幸いにも入院後転院が遅れて死亡した患者はいなかった。

ガスは26日に復旧し、27日から本格的に給食業務が再開された。水については、21日から小型給水車（5 t）でピストン給水を行ったが、交通事情が悪く、1回の給水を行うのに6～7時間を要し、飲料水及び治療処置用水の確保がやっとであり、この状態は水道が復旧する2月14日まで続いた。被災による来院者数が大幅に減少するなど状況が落ち着いてきたため、縮小した形ではあるが23日から全診療科で一般診療を再開し、2月6日から全診療科を平常の診療態勢に戻したが、当分の間24時間緊急診療体制を継続することとした。しかしながら、交通事情の悪化、診療機器の使用不能、手術室の稼働不能などの影響により、新規入院患者数が減少するとともに、転院措置により、在院患者数は大幅に落ち込んだ。

- ③ このような状況の中、水道の復旧と併せて医療機器の点検・修理も行い、MRIを除くほとんどの医療機器が2月中に使用可能となった。また、営繕課、設備課の協力を得て、施設設備の再点検も行い、医療機能を維持するため、優先的に手術室の復旧工事に取り組み、2月末に修復工事が完了し、3月1日から手術室が稼働できるようになった。

なお、震災当日より実施していた被災者、避難所住民等を対象とした24時間緊急診療体制については、地域内の診療所の体制が整備されてきたため、3月末で終了することとし、以降は平常どおりの診療体制となった。

建物全体については、新本館の修復工事を4月から実施し9月9日に完了したが、この間、新館はシートで覆われ、ロビー、病棟など内部についても使用に一部支障を来したことや被災住民の転居などにより患者数が大幅に落ち込んだ。なお、2号棟については、今後の改修計画にて補修するとともに、3号棟については、補強工事を行うべく準備を進めた。

- ④ 最初に述べたように、当病院は施設、医療機器、水道やガスなどのライフラインに甚大な被害を受けるとともに、通信及び交通が遮断され、県立10病院の中で最も深刻な状態に追い込まれたといえる。それだけに、通信網の整備、広域ヘリコプター搬送システムの確立、医薬品の迅速な補充体制の確立等、医療機関自体が被災した場合を想定した諸対策の必要性を痛感している。

ウ 県立加古川病院

- ① 震災で入院患者の被害はなく、MRI等医療機器の一部が故障、給水管の漏れ、壁やガラスの破損などはあったが、応急修理を行い、医療機器も22日までに修理を完了した。職員は自家用車や自転車、徒歩で大部分が始業時までに出勤でき、ほぼ通常の診療体制が確保できた。交通事情の悪化により医薬品、診療材料、給食材料の確保が困難になることが懸念されたため、納入業者に円滑な納入を依頼するとともに、特に医薬品については当面の必要量を発注し、確保に努めた。なお、当地域では、電気、ガス、水道のライフラインは確保されており、病院の診療機能は確保できた。

神戸地域からの通勤者やテレビ・ラジオを通じて被災地の状況の情報収集に努め、9時に災害対策の検討を行い、当院の役割として、後方病院としての受け入れ体制の確保並びに可能な限り初期救急医療の支援を行うこととした。そこで、震災により患者が予想される外科、整形外科のベッド確保のため、入院患者の退院や予約入院患者の一時延期などを行った。その後、各診療科に神戸方面の病院から被災患者の受け入れ要請が次々と入り、緊急手術に対応できるよう、医師の全員待機など24時間体制をとった。

午前中は、神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学附属病院、神戸労災病院、神鋼病院、甲南病院を始めとし、阪神間の民間病院からそれぞれ20～30名の患者の受け入れ要請があったが、救急車の手配の問題から、当日は8名が来院したに過ぎなかった。

被災地への救護班の派遣のため、県立加古川看護専門学校にも協力を求め、内科、外科、整形外科の医師、看護婦を1チームとして派遣する体制を整えるとともに、この先発隊には、被災状況の把握のため、診療部長、看護部長を加えることとした。

午後になり、県災害対策本部の指示により、当病院の救護班が常備医薬品、診療材料を携行して神戸市災害対策本部に出向き、東灘区の御影公会堂、中央保健所管内を巡回し、医療救護活動に当たった。

19日くらいまでは外傷的処置を必要とする患者が多く、特に17日は傷の手当てを行うためのピンセットなども全く足りず、ローソクと懐中電灯の明かりを頼りに救護活動を行った。18日以降、カゼなどによる発熱、腹痛や高血圧などの内科的治療の必要な患者が増加してきた。当院の医療救護班は、22日から神戸市中央区宮本公園内の県救護対策現地本部で救護活動に当たることになった。電気、水道、暖房もない中での診療開始だったが、24日以降、対象患者が減少したので、医師1名、看護婦1名で対応するとともに、25日からは診療時間を8時から21時までに短縮した。なお、27日には、救護所の環境改善を図るために兵庫県福祉センターに場所を移した。避難所の巡回については、神戸市、自衛隊、地区医師会の巡回が重複して行われた

こともあり、当院としては、必要に応じ随時巡回を行うとともに、緊急パトロール隊との連携を図った。31日から2月2日までは、タイ国政府派遣医療団の医師2名、看護婦3名が8時から17時まで、救護所での診療、予防接種、巡回診療などを応援した。2月2日、宮本公園内に医療救援活動の充実と現地対策本部との連携強化を図るため、カナダ政府から贈られた「カナダ・テント」が設置され、兵庫県福祉センターから移転した。2月に入ると、地区医師会の診療所が再開し始め救急対応が充実してきたことなどから、13日からは2時間、16日からはさらに1時間短縮し、診療時間を9時から19時までとした。

- ② 2月中旬になり、ようやく被災地域の医療機関が診療を再開しはじめた。3月に入ってから、来院患者は疾病の治療よりも慢性疾患の治療薬、カゼ薬、湿布薬など薬のみを求める患者が多くなった。また、救護班の派遣については、診療を再開する医療機関が多くなってきたため、地域医療機関での対応が可能であると判断し、3月31日をもって終了した。この間、治療した患者は2千余人に達した。
- ③ 当院では、震災発生直後から医療救護班の派遣を行い、初期救急医療への支援を行ったが、(a)的確な災害情報収集とそれに合った医療救護班の編成や活動、(b)後方支援病院としての役割の重要性を改めて考えさせられた。

エ 県立淡路病院

- ① 震源地に近かったにもかかわらず、洲本市中心部の被害は比較的軽微であり、淡路病院においても診療活動に支障をきたすような施設・設備に大きな被害はなかった。また、震災直後の6時過ぎから、相当数の医師・看護婦等が出勤し、当院救急センターを中心に被災患者の受け入れ準備にあたった。

被災患者の大部分は、10時ごろをピークに7時30分ごろから14時ごろまでの間に来院した。当日受け入れた被災患者は、71名（死者6名、入院18名）であり、重症者は救急センターで、軽傷者は外科外来、整形外科外来、脳神経外科外来で対応した。

また、被害が大きかった北淡町、一宮町の住民の状況を把握し、医療支援体制を決定するため、14時過ぎに医師3名を現地に派遣した。不足がちな医薬品・診療材料等についても、17日夜に要請に応じて北淡診療所へ急拠搬送した。以後、現地の医薬品や診療材料の要請はすべて受け入れ、当院職員により搬送した。

なお、1月17日、18日の両日、当院の給食施設を活用して被災地へ800食の炊き出しを行った。

- ② 直接来院の被災患者は、地震発生当日でピークを過ぎたため、現地への医療班の派遣を行うため、1月18日徳島大学に対して香川医科大学、高知医科大学を加えて三大学で19日から北淡町及び一宮町へ医療班派遣をしてもらいたい旨要請した。一方、地元医師会には、現地仮設診療所からの被災患者の病歴や投薬歴等にかかる医師の照会に応じられるよう依頼した。また、1月21日以降は、当院の医師・看護婦を北淡町・一宮町へ派遣した。

このように、当院においては、地域中核病院として被災患者の受け入れ体制の確保にとどまらず、当院の医師、看護婦の派遣等被災地への医療支援にも取り組んだ。

なお、神戸・阪神間からの淡路島への交通機関が途絶したため、医薬品・診療材料の確保の見通しを把握するとともに、徳島市内の業者と協議し、緊急時の納品体制を整えた。併せて血液についても徳島県赤十字血液センターから提供を受ける体制を整えた。さらに給食材料の確保についても、納品業者に確認し、確保を依頼した。

余震対策として、1月20日以降、院内の非常体制を組み、万全を期した。

- ③ 慢性疾患を有する避難者の健康上の問題が深刻になったため、1月26日、淡路島内三医師会と協議し、島内の入院ベッドの空床状況を当院救急センターが把握、調整することにより入院患者受け入れの協力体制を整備した。また、当院においても、結核病棟の空ベッドの活用を図り、現地診療所から要請のあった肺炎等の呼吸器疾患患者を収容した。

2月に入ってから、地元医師会、津名保健所と随時協議し、現地仮設診療所の医師との円滑な業務分担を行うとともに、引き続き医師・看護婦の現地派遣を行った。また、避難所生活の長期化と震災のストレスのため精神的なケアの必要性が見受けられることから、津名保健所の精神保健活動を支援するため無料電話相談窓口を開設した。

- ④ 3月以降、院内の体制については、余震等による非常事態発生に対処するため、管理職等による24時間院内待機体制を取っていたが、3月16日より当院救急センターを連絡窓口として通常の体制に復した。

医師、看護婦の現地派遣は引き続き継続し、3月31日で終了した。この医師、看護婦の派遣の終了をもって、当院は震災前の体制にほぼ戻った。

当院では、震災発生以来、被災患者の受け入れ体制の確保及び被災地への医療支援を最大の緊急対策として取り組んできたが、幸いにも診療活動に支障をきたすような設備・施設の大きな被害がなかったことから、地震の混乱の中で、救急患者の受け入れ、医師・看護婦の現地派遣等取りうべき対策は講じることができたと考えている。

しかしながら、災害現地への早急な医療支援、電気・水道等ライフラインの確保対策、情報通信網の整備等、今後取り組まなければならない課題は多いと考える。

オ 県立光風病院

- ① 光風病院は施設面でかなりの被害を受けたため、病院運営に一部支障をきたした。院内各所に地割れがみられ、特に第7病棟東端の北側の地割れが危険な状態になったため、3病室を使用中止とした。また、第8病棟の保護室2室の天井が落ち使用不能となった。受水槽2基のうち1基が破損したため、一部を時間断水したが、電気、ガスについては特に支障がなかった。

17日には、身体的合併症の治療のために一般病院に転院していた患者数名が、入院病院が救急患者であふれたため、当院に移ってきたり、新たな患者の入院もあったが、外来患者は交通途絶のためほとんど来院しなかった。

病院の管理のため、総務部、診療部、看護部の各1名による当直を実施するとともに、入院患者の外出を当分の間禁止することとした。

- ② 19日から警察、避難所、消防隊などからの入院要請が殺到し、1月末までで平常時の3倍の

58名の入院があり、うち夜間入院は21例であった。これに対応するため、患者及び家族に病院の実情を説明し承諾を得た上で28名の長期入院患者を姫路方面の3病院に転院させて空きベッドを確保するとともに、時間外入院に対応するために医師当直を1名から3名にするなど当直体制を強化した。

震災後入院患者には、患者はほとんどが「そう」状態であったこと、家が全半壊した患者が多く、身体的合併症を伴う患者が多かったこと、震災後の混乱、避難所のストレスで破綻をきたした例など、平時とは異なる特徴が見られた。

受水槽1基の破損の上に水道局からの給水圧が低下したため22日からは院内給水がほとんど不可能となった。このため水道局から給水車で水の補給を受けるとともに、小型トラックで水道局北センターから水を運んだ。病棟の入浴中止、暖房中止、トイレはバケツで流すなどの節水を1月末まで実施した。

病院で使用する薬品について、薬の供給が断たれ、在庫の尽きた薬品が出たため、大学を通じて要請し、各地の病院から大量の薬の送付を受けるとともに、当院が精神科救護所や保健所で使う向精神薬を配布する役割を担うこととなった。

- ③ 被災地における精神科医療を確保するため22日から精神科救護所が開設され、当院からも医師を神戸市の保健所等に派遣した。被災地の精神科診療所は震災により壊滅的な打撃を受け、避難所生活を余儀なくされた精神障害者にとって、この救護所が大きな役割を果たした。

また24日から、精神科救護所に大阪府及び京都市から派遣された精神医療団の宿泊所として、当院の施設を提供した。

2月に入ってからは、やや入院要請が減少したが、なお平常時の約2倍のペースで、特に夜間入院は当院に集中し、被災地からの入院を積極的に受け入れることとし、県下の約半数近くを引き受ける結果となった。

震災後入院患者には身体的合併症が多いため、県立柏原病院をはじめ県立成人病センター、県立姫路循環器病センターから内科医師の派遣を受けるとともに、院内の診療及び当直業務の補助のため、沖縄県派遣の精神科医師の応援を受けた。

- ④ 3月に入ると被災地からの入院要請は減少し、3月中の入院患者は53名と平常時の1.3倍程度となった。このため、総務部、診療部、看護部各1名でチームを組んで行ってきた管理当直を3月15日で打ち切り、4月にはほぼ平常の状態に戻った。

また、第7病棟東端の北側の地割れ、受水槽の破損等施設面の被害箇所も3月末までには復旧した。

- ⑤ 避難所からの夜間における精神医療ニーズが高まったことから2月12日から県立精神保健センターに夜間診療チームが置かれ、避難所等からの依頼に基づき夜間往診が行われた。3月8日以降は、この夜間往診チームが当院に駐在することとなり、施設資材の提供等可能な限りの支援を行った。

また、保健所等に置かれていた精神科救護所が3月末で廃止された後、被災地での夜間精神

科救急事例に対応するため、夜間診療チームが設置されることとなったが、このチームも当院に駐在することとなり、4月1日から施設提供等の支援を行った。

4月も半ばを過ぎるとこれらのチームの対応件数も少なくなり、夜間往診チームは4月25日に、夜間診療チームは5月2日にその業務を終えた。

カ 県立こども病院

- ① 地震発生直後は停電となったが、スムーズに自家発電に移行した。ただちに5名の当直医及び当直婦長が院内巡回を行ったが、本館病室のガラスがかなり割れる被害がでていたものの、建物自体の損傷は軽微であった。続いて、医師公舎や病院周辺に居住する医師数人が駆けつけ、当直医とともに入院患者のケアを開始。また、緊急会議を開催して被害状況の把握と緊急外来の設置などを検討した。

9時ごろには外来に外傷患者が搬送され始め、医師は約20名となり、病棟に必要な数名を除き全員で外来処置を行い乳児1名を含む3名は蘇生（そせい）不能で死亡したが、外傷患者は縫合処置などの外科的治療を行った。

当院は小児専門病院だが、患者は成人、老人の骨折などが多く、応急処置をほどこすとともに、転院先を探し、当院のドクターズカーを利用して搬送に努めた。なお、水の供給に保証がないため手術室を緊急のみにとどめることとした。

14時ごろ、自家発電の燃料が乏しくなり、自家発電用タンクまで手動で本館ボイラーの重油の補充にあたった。また、燃料切れによる自家発電停止が懸念された18日早朝には、パトカー先導により自家発電用燃料が輸送された。20時ごろ、県立病院局から医療班を緊急に派遣する決定がなされ、当院では震災の状況から外科医のニーズが高いと判断し、3名の外科医が神戸市から依頼のあった副木等をそろえ、神戸市役所医療対策本部へ車で向かったが、須磨、長田方面では大火災のため引き返さざるを得ず、県立病院局と連絡をとり通行可能路（バイパス）を確認し再度向かった。市役所庁舎内は混乱の極みで、詳しい情報が全く取れず、とりあえず被害の大きい長田地区へ派遣された。現地では、治療に必要な医薬品がなかったため、市の医療対策本部職員とともに当院にて医療の器具、薬品などを調達の上、長田保健所へ搬送した。翌朝まで3カ所の避難所において外傷処置などの医療行為を行ったが、医療材料が不足しはじめ、当院から補給した。

病院では夜になっても被災患者の来院が絶えず、被災病院からの転院もあったが、当直医が対応するとともに、病棟ではベッド4床を確保し、緊急入院に備えた。また、当院の通院患者については予約日を変更してもらうこととした。水の供給が依然として不安定で、水冷式の新館の自家発電が停止する可能性があったため、人工呼吸器の停止など緊急事態に備えて約2日間は24時間体制で医師約15名を拘束した。

- ② 震災発生後の3日目以降の外来患者は外傷など外科系の疾患は少なくなり、主として風邪、ビールス性胃腸炎など内科的疾患に移行し対象患者も小児に戻った。夜間は避難所などから脱水症状の患者が運ばれ、外来処置室を開放して点滴処置などを続けた。また、入院中で退院可

能な患者については被災状況を確認の上で両親のもとに返し、転院可能な新生児、妊婦は明石、高砂、姫路周辺の病院に搬送した。

20日から院外で医療活動を開始することを決定し、24時間体制で外科系、内科系医師各1名と看護婦4名の2チームを編成し、大開小学校において診療を始めた。しかし、まだ現場では避難所や避難住民の数などの把握ができておらず、巡回診療を行った。

20日15時58分に電気が復旧し、自家発電から離脱できた。

21日から院外診療を大開小学校と兵庫中学校の2カ所に分けて行うとともに、避難者の中に妊婦も混在していることが判明したため、妊婦検診も行うこととした。妊婦検診は周辺の産婦人科の診療所の被災もあり、好評で日ごとに受診者が増加し、計64名が受診、1名がこども病院周産期医療センターに入院した。なお、当時はまだ現場での指示系統に乱れがあり、いくつかの診療班が重複していた。

22日から門口公園本部付となり、本部前の久遠寺に診療所を開設したが、周辺は人家の被災が激しく住民は移転しており、患者数は極端に減少したため1チームが避難所を巡回することとした。

23日朝9時ごろ兵庫中学校へ派遣したチーム（産科）から、現地での医療班の常駐医師がいないため、診療室が患者で一杯になっており混乱状態との緊急連絡があった。23日からは兵庫中学校に診療拠点を移し、夜間も含めて2チームずつが診療にあたった。産科の妊婦検診は24日から地元産科医師に引き継ぎ交代した。

20日過ぎからはインフルエンザと思われる重症の風邪症状の患者が増加し、入院を必要とするケースが増加したため、こども病院に責任者を1名置き窓口として入院先や救急患者搬送の手配を行ったが、受け入れ病院を探すのに難渋した。

当院では24日まで風邪による発熱を中心に避難所などからの外来受診が比較的多数みられ、すべて受け入れ、外来での点滴処置や入院処置を行い、当直を含め約10名の医師が常駐して対応した。

- ③ 院外診療班では患者数が減少したため、25日から24時間診療体制を9時から21時の12時間診療体制とした。また、26日から高知県の応援が入ったこともあり、31日から医師1名、看護婦2名の1チーム診療とした。

当院では27日から入院患者数が徐々に増加してきたが、避難者がまだかなり多いことから緊急用のベッド4床は確保しておいた。2月1日からは原則として外来の対象は小児とし、通常紹介患者のみとしていたが、当分は紹介状のない場合も24時間受け付けることとして周知徹底した。交通事情が極めて悪いことから2月13日から病院近辺の患者を対象として日帰り手術を開始し、2月20日から通常の日帰り手術を始めた。また、同日から緊急用のベッドを廃止し、必要に応じて通常のベッドを利用することとした。これで病院は震災前の状態に完全に復帰した。

- ④ 1月20日から派遣していた医療班は、引き続き門口公園本部において診療を行ったが、4月

1日からは、その場所を須磨保健所と板宿小学校に移転した。なお、派遣は4月10日まで行った。

また、震災により遅れていた病院本館改修工事は、当初計画していた工事に一部補強工事を加え、ようやく10月から着工する運びとなった。

(4) 保健予防

さらに、避難所生活者に対して保健婦による巡回健康相談を実施して、伝染病防止やインフルエンザ等の罹患防止のための保健指導に努めた。

ア 防疫対策

- ① 30万人にも及ぶ避難所生活者のし尿処理をはじめ、ライフラインの寸断により手洗いができなくなるなど最悪の衛生状況となり、赤痢等の伝染病発生が懸念されたため、地域防災計画の防疫計画に基づく災害防疫活動が喫緊の課題となった。

18日、伝染病院・隔離病舎の被害状況を調査、神戸市立中央市民病院隔離病舎以外は被害も少なく、患者が発生しても受け入れが可能であることが判明した。

また、被災市町においては防疫薬剤や噴霧器の確保が困難と推測されたので、被災地以外の市町に対して防疫薬剤等の提供可能量の把握を依頼するとともに、神戸市からの要請を受け、さらに、厚生省、近隣府県、指定都市にも依頼し、クレゾール5,600本、逆性石鹼8,900本等を確保した。姫路市中央保健所、伊丹保健所、県立衛生研究所を防疫薬剤等の搬入の窓口としたが、通信及び交通網の寸断により、他府県等からの搬入には相当の時間を要した。

- ② 保健所を通じて被災市町に対し仮設トイレの消毒実施を指示したが、人命救助等最優先対策に追われる市町については保健所が消毒を実施した。また、県立衛生研究所も甚大な被害を受け伝染病菌の検査ができないため、19日に現地対策本部に対し検査機関の確保を要請、大阪府公衆衛生研究所、大阪検疫所、姫路市衛生研究所での協力体制を確保した。

21日に自衛隊から防疫に関して人員と器材の提供の申し出があり、西宮市に投入した。

さらに、26日から神戸検疫所の職員が西宮保健所で防疫業務に従事したほか、他府県からの防疫薬剤、噴霧器等を迅速に被災市町に搬入するため、自衛隊に搬送を要請した。

- ③ 市町での防疫体制が復旧し各市町で防疫業務が円滑におこなわれるようになったが、災害の程度が甚大である西宮市は自らの防疫業務だけでは十分に対応できないことから、3月上旬までの約1カ月間、自衛隊に消毒業務を依頼した。

その後は、各市町において適切な防疫業務が実施されている。

イ 疾病予防

- ① インフルエンザ等の罹患防止

平成6年末に県内でインフルエンザのA香港型ウイルスが検出され、全国的にも大流行が予測されていた中で、避難所生活でのインフルエンザのまん延が憂慮されたため、20日以降、順次、保健婦による避難所生活者への巡回健康相談を実施し、身体の保温、うがいや手洗いの励行、マスクの着用などを指導するとともに、22日には厚生省を通じて他府県に対してうがい薬、手洗い薬、マスク等の確保を要請して提供を受けた。

25日からは避難所でのインフルエンザ等の疾病の発生傾向を把握するため、県設置の避難所救護センター7カ所での診療件数及び保健所の巡回健康相談の件数を把握するとともに、緊急パトロール隊の報告を受け、市町・保健所が避難所にうがいや手洗い薬を配付した。

25日から26日にかけて厚生省調査団（国立予防衛生研究所 山崎修道所長）が避難所で感冒患者15名を調査し、うち8名からインフルエンザウイルスが検出されたため、厚生省はワクチン接種が必要と判断、罹患すると重症化し合併症を併発しやすい65歳以上の希望者に対してワクチン接種の方針を決め、厚生省派遣の医療班2チームを含む、県立病院、地元医師会、看護ボランティアなどにより、29日に神戸市内4カ所（東灘区、中央区、兵庫区、長田区）と西宮市1カ所の5カ所で実施するなど、2月17日までに147カ所、延べ2,627人に対してワクチン接種を実施した。また、これに付随し、接種会場の広報、ワクチンの保冷保管・運搬、スタッフの会場への搬送、厚生省チームの宿泊所の確保等を行った。

2月上旬を境にして、インフルエンザの患者数も減少、ワクチン接種の希望者も減ったため、2月17日をもって終了した。

慢性気管支炎、ぜんそく等の呼吸器疾患患者については、震災後の生活環境の変化やガレキ処理等に伴う粉じんなどによる病状への影響が懸念されることから、2月24日に被災市町及び保健所に対して、うがい・手洗いの励行、マスクの着用等の啓発や保健婦等による保健指導の実施を徹底するよう指導した。

② 結核のまん延防止

被災地は元来、結核に問題が残る地域であり、また県の結核罹患率が全国ワースト5位であることから、生活環境の悪化やストレスの蓄積等により、結核患者の増加が懸念された。

このような中、患者発生事態に対応するため、2月10日から12日にかけて結核研究所の青木正和所長が避難所等を調査、その指導のもと、15日に結核患者発生等に対する適切な対応方法を被災地の保健所に指導し、神戸市、尼崎市にも同様の対応を要請するとともに、患者発生時には定期外健康診断ガイドラインに基づき適切な接触者検診を行うこととした。

被災地での結核対策を強化するため、週ごとに結核患者の発生状況を把握し、的確な対策を講じることとしているが、今までのところ患者の増加傾向はみられない。

③ ダニ等の対策

避難所での集団生活が長期にわたっており、ダニ等の衛生害虫の発生が懸念されることから、保健所においては定期的な清掃、布団等の日干しについて各避難所を指導し発生を防止した。

ウ 健康対策

① 被災地における保健活動事業

保健所と市町が協力し、避難所の生活の長期化による精神的・身体的疲労に伴う健康状態の悪化予防、仮設住宅への入居など生活環境の変化に伴う心身の変化への対応、並びに一般家庭への健康対策を講じることにより、被災に伴う健康障害を予防し、被災者自らが健康を回復・維持・増進し、健康な生活が送れるよう支援した。

i 避難所等における巡回健康相談

避難所生活の支援のためには、トイレ、手洗い等の生活環境の整備とともに避難者、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、インフルエンザ等感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保が緊急の課題であった。

このため、1月19日には保健婦による避難所への巡回健康相談の実施を決定し、うがい薬、マスク、体温計、かぜ薬を配付するとともに、咳、発熱の自覚症状のある人には早期に救護班、救護センターへ受診するよう指導した。県内保健所から保健婦を派遣し、大阪府、岡山県から応援を得て、20日より西宮・津名保健所で、21日には宝塚・川西保健所、22日には芦屋・明石保健所、23日には伊丹保健所と、県内7保健所で順次開始した。

また、徐々に高齢者や慢性疾患のある者、乳幼児等のハイリスク者等に対応した。避難生活者との継続的なかかわりの中で、人々から不安や不眠等の精神的な訴えが増加したため、精神科救護所の開設、精神科医や臨床心理士による巡回相談との連携や子供への精神的援助をはじめ、心のケアの充実に配慮した。あわせて避難所での生活実態の把握や生活環境の整備に尽力した。

2月に入って、余震もかなり減少し、被災者もかなり落ちつきを取り戻したが、半面、肉親等の死、避難所での人間関係・疲労等が噴き出し、心の問題が表面化した。そのため、保健婦に「こころのケア」に関する指導を行うとともに、9日より巡回健康相談で不安・不眠、避難所の人間関係のトラブル等精神相談など心のケアの状況把握を行った。

2月4日からは芦屋保健所で一般家庭への健康相談を開始し、西宮、伊丹、明石保健所では結核患者、難病患者、精神障害者等疾病を持つ住民を対象に家庭訪問を開始するとともに治療の必要な人には救護センター、救護所の救護班やかかりつけ医師との連携を図り適切な医療を確保したり、援護の必要な高齢者・障害者については市町の福祉関係者と連携し、施設入所やディサービス、ヘルパーの派遣等福祉サービスの提供にも努めた。

避難所では、震災後1カ月ごろより、仮設住宅への入居が始まり、それに伴い避難者が減少してきたが区画整理の説明会などで外出する人も増え、心身ともに疲労が蓄積されてきた。また、希望する仮設住宅に当選した人と当選しなかった人では精神的に大きな違いが見られるようになり、当選した人でも新しい環境への適応に対する不安や、なじみの関係が断ち切られることに対する孤独感等様々な葛藤(かっとう)を生じさせた。さらに、生活意欲減少の人、アルコール依存の人、運動不足の人が目立つようになった。

そこで、有病者や障害者への個別援助の強化に加えて健康体操の集団指導を行ったり、住民の話をできるだけ傾聴するように心掛けるとともに、避難所から次の生活の場についても、その見通しがたてられるよう一緒に考えたり、要援護者については、本人や家族の意向を尊重しながら福祉部門等と相談し施設入所等処遇決定するように努めた。

巡回健康相談は、避難所が閉鎖されるまではほぼ継続され、西宮市を最後にして8月をもって終了した。

ii 仮設住宅への訪問指導、健康相談等

被災者の仮設住宅への入居に伴い2月20日より、保健婦による仮設住宅への家庭訪問を順次実施し、7保健所管内8市10町での保健婦活動から、13保健所管内11市12町へと広がっていった。

仮設住宅における保健活動は、全く違った生活環境下におかれた入居者に対して、できるだけ早期に生活情報の提供や健康状態の把握のために全戸訪問を行った。しかし、プライバシーのなかった避難所からやっと移れて安心している住民も多く、受け入れが悪かったり、再々訪問するも不在者が多く、実際に面接できたのは、9月末で全体の約6割であった。

高血圧、心疾患等の慢性疾患を有する者への保健指導はもとより、治療中断しないよう医療と連携したり、単身高齢者や要介護の高齢者、障害者への福祉サービスの提供等それぞれの状態に応じたサービスの提供に努めた。買い物や通勤に不便であることや水はけ、ムカデ等の害虫など住環境にかかわる相談に対応したり、障害者や高齢者の機能低下を防止するために、理学療法士や大工と協議してトイレやユニットバス、玄関等の段差を解消するなど住環境の整備を図った。

芦屋保健所では、今後の災害時の搬送体制を整備するために要搬送者のリストアップを行い、市の福祉部と要搬送者のリストについて協議した。

また、入居者の健康診査やふれあいセンター等において健康相談や健康教育を実施した。津名保健所では、保健所・市保健婦だけでなく栄養士、こころのケアセンターの職員、愛育班員、社会福祉協議会専門員がチームで健康教育、グループワークを行い、必要なケースに継続訪問を行った。

iii 被災世帯健康調査結果

平成7年6～9月に、県13保健所〔西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、三田、明石、加古川、三木、高砂、洲本、津名、三原〕において、仮設住宅居住者4,446人、自宅に居住する被災者482人を対象に面接調査を実施した。

- 健康状態が、「あまりよくない」「よくない」と答えたものは25.2%であり、平成4年国民生活基礎調査の11.9%に比べ高率であった。

年齢階級別にみると、年齢とともに健康状態が悪いと答えた者が多くなっている。

- 自覚症状や震災後に現れた症状において「夜よくねむれない」「普段より疲れやすい」「気分がすぐれず、すっきりしない」「気分が沈みがちで、ゆううつである」といった精神的ストレスに起因すると思われるものは、50歳代がピークとなっている。
- 仮設住宅入居者の治療が必要な疾病については、高血圧症が16.9%と最も多く、次いで整形外科疾患16.2%、心臓病7.6%であった。

年齢別にみると、高血圧症、整形外科疾患、心臓病等は、年齢とともに高い値となっている。

平成6年度の市町の基本健康診査の結果と比較すると、高血圧症が各年齢とも高い値を

示しているが、肝臓病、糖尿病、腎臓病は、各年齢とも低い値である。

- ・ 現在困っていることについては、高齢者ほど「買い物等日常生活が不便」「医療が確保しにくい」「自分及び家族の健康が保てない」等生活基盤の悪いことや「孤独」であると答えている。「今後の見通しがたたない」「経済的に困っている」と答えたものは、50歳代をピークとしている。また、「プライバシーが保てない」「家族・近隣との関係が悪い」と答えたものは、30歳代がピークとなっている。

また、各項目とも一般世帯よりも仮設世帯の方が困っているものが多い。

- ・ 希望する行政サービスについては、「定期的な健康相談」(9.8%)、「食生活栄養指導」(5.5%)、「保健婦の継続的な訪問」(5.3%)、「緊急通報システム」(3.1%)、「レクリエーションを中心とした集い」(2.8%)、「老人の集い」(2.6%)、「医師の往診」(2.5%)等の順であり、仮設世帯よりも一般世帯の方に希望が多かった。

iv ケアシステムの形成

関係者と効果的に連携するために「高齢者サービス調整会議」「保健所保健・福祉サービス調整推進会議」を活用し、要援護者の処遇やサービス提供システムを検討してきた。

明石市では、3月に従来ある「明石市要援護老人保健医療福祉システム」に「仮設住宅ケアネットシステム」を設置し、支援体制を強化した。

5月より仮設住宅の孤独死が報道されるようになり、よりきめ細やかな見守り体制が必要となり、訪問時不在の場合のチェック指針を作成し、仮設住宅住民とも協力しあって「不在・安否不明の処理方法」を検討した。

v こころのケア

仮設住宅での健康相談や健康教育、健康展等の機会を利用して、グループワークを行い被災者の心のケアを行った。また、教師やボランティア等被災者の支援者に対しても、PTSDへの対応についての研修会を開催した。更に、支援者同士のグループワークを行い、支援者の心のケアも被災者の心のケアと同じように大切であることを指導した。

vi 実施体制及び活動実績

県内・県外保健婦の応援体制は、県外からは1月19日から4月末までで、延べ1,793人、県内からは、3月まで717人であった。

活動実績は、下記のとおりである。

項目	開始時期	実績(平成8年1月31日現在)	
避難所巡回 健康相談	1月20日 (~8月22日)	実施避難所数	5,575カ所
		従事人員	3,604名
		指導件数	28,276件
仮設住宅訪問	2月20日	指導件数	18,174件
一般家庭訪問	2月4日	指導件数	24,097件

項目	開始時期	実績（平成8年1月31日現在）	
		健康教育	3月5日
参加人員	11,232名		
健康相談 （電話・面接）	1月17日	指導件数	26,005件
健康診査	3月20日	指導件数	15,368件

② 被災地における食生活改善事業

すべての避難者が温かい食事を盛り込んだ「1日3食」を食べられるよう支援し、疾病を持つ避難者の身体状況の改善を図ることを目標に避難所の巡回栄養相談を保健所栄養士を中心に実施した。

避難者の仮設住宅入居後は、仮設住宅を訪問し栄養指導を実施した。また、栄養摂取状態を的確に把握し、適切な指導を実施するため仮設住宅等2,000世帯を無作為抽出し、栄養状況の調査を行った。さらに、ふれあいセンター等を利用し、簡単で安全な器具等を活用した具体的な調理法等を交えた栄養健康教育を実施し、被災者の食生活改善の支援を行った。

i 避難所への巡回栄養相談の実施

避難所への巡回栄養相談は、体制の整った保健所から順次、厚生省、兵庫県栄養士会等の応援を得て開始した（1月25日から2月2日までの間に津名、川西、明石、芦屋、伊丹、宝塚、西宮の順に被災7保健所で開始）。

生活環境の急激な変化により、かぜ、下痢、便秘等体調をくずした人からの相談や、高齢者や高血圧等慢性疾患で配布食品がそのままでは食べにくい人に対する食べ方の工夫等の指導が多かった。そのため、離乳食製品、レトルト食品、栄養補助食品等の提供を業者に依頼し、巡回指導時、配布食品が食べにくい乳幼児や高齢者を中心に配布した。

また、避難所の巡回は、その食事内容の偏りや格差を明確にした。すなわち、救援物資の配布が不定期である所、調理設備がないため救援物資の活用がされていない所から救援物資が定期的に配布されている所、ボランティア等により炊き出しが実施されている所、避難者自らが炊き出しをはじめている所まで状況も対応もまちまちであった。しかし、これらの中で共通して、みられたことはたんぱく質食品及び野菜類の不足であった。

このため、市町対策本部や避難所管理者に、救援物資の効果的な配布や、調理設備の設置を勧奨したり、「非常時用の献立」冊子の作成による炊き出しの献立指導やボランティアによる炊き出し実施場所の調整をする等で、たんぱく質、野菜類を豊富に取り入れたり、温かい料理にするための具体的な助言を行い、避難所の食事内容の格差是正に努め、避難者の食事改善を図った。また、いずみ会に対して、市町や日赤が行う炊き出しに積極的に参加するよう呼びかけ、5月末までで合計726回の炊き出しを行った。

さらには、避難所に野菜や牛乳の摂取の勧奨のためのポスターを掲示したり、簡単にでき

る料理の講習会を開く等で調理意欲をなくしている避難者に対して、調理の自立を促した。

ii 仮設住宅への訪問栄養指導の実施

刻々と変化する避難所の状況に的確に対応するため、県健康課職員が2月13日から被災7保健所を巡回し、保健所と一緒に3月以降の対応について検討した。

その結果、3月からは、仮設住宅への入居が開始されたことに伴い仮設住宅への訪問栄養指導も開始した(2月24日から3月22日の間に、津名、伊丹、西宮、宝塚、芦屋の順に開始)。買い物が不便、台所が狭い、調理器具や熱源が限られている等の訴えがあり、それらに対して、一度の買い物で無駄のない食品が購入できるよう食品の計画購入や「コンロ1つでできる簡単調理」集の作成配布による具体的調理法の指導を行った。

3月末までは、県下の保健所栄養士をはじめとする各方面からの応援体制により実施していたが、4月より、在宅栄養士の雇い上げの体制に変更し、仮設住宅等の訪問栄養指導を引き続き実施した。

iii 栄養健康教育の開始

5月の連休後、仮設住宅入居者が増加し、ふれあいセンターも開設したことから、調理実演を含む栄養健康教育を開始し、「同じ材料でも色々の料理に幅広く使い、限られた材料で豊富なおかずづくり」「ナベ1つでできる栄養価の高い料理づくり」をメインテーマとし、食生活の自立を促すとともに栄養改善を図った。このことは、食生活の改善を進めるとともに、ふれあいセンターが入居者の生活情報の交換の場となり、閉じこもりがちな入居者の交流を深めるのに役立った。

この活動による実績は、下記のとおりである。

被災地における食生活改善事業実施状況

項目	実績 (平成8年1月31日)	
避難所巡回 栄養相談	実施避難所数	1,193 カ所
	従事人員(延べ)	501 人
	指導件数(延べ)	4,080 件
仮設住宅 栄養相談	従事人員(延べ)	767 人
	訪問件数(延べ)	6,353 件
栄養 健康教育	実施回数(延べ)	117 回
	参加人員(延べ)	3,059 人

iv 被災地における栄養摂取状況調査による状況把握

震災後、6カ月経過した7月に被災地7保健所管内で、2,000世帯(仮設住宅1,000世帯、一般住宅1,000世帯)を無作為抽出により選定し、栄養状況の調査を行った。

調査内容は、食物摂取状況、食物摂取行動、食意識であった。

回収率は、72.2%(仮設住宅69.0%、一般住宅75.3%)で、結果は下表のとおりであった。栄養摂取状況は、おおむね所要量の90%程度であった。

エネルギー、たんぱく質、脂質の各栄養素が不足している者の割合は、仮設住宅、一般住宅とも約3割程度であった。特に、仮設住宅における脂質の摂取は不足している者の割合が最も高く42.0%であった。

平成5年度兵庫県食生活実態調査結果と比較すると、被災地における栄養摂取状況は、仮設住宅、一般住宅とも、平常時より低下していることが推測される。

被災地における栄養摂取状況調査については、現在分析中であるためさらに今後の結果を踏まえて、訪問栄養指導、栄養健康教育を継続実施することとしている。

被災地における栄養摂取状況 (単位：%)

区 分		エネルギー	たんぱく質	脂 質
仮 設	平均充足率	91.1	90.7	89.0
	不 足 者	33.1	32.7	42.0
一 般	平均充足率	88.8	92.7	92.1
	不 足 者	33.8	27.1	37.0
県 全 体	平均充足率	106.0	121.0	121.0
	不 足 者	16.8	10.4	21.8

(注) 「県全体」は、平成5年度兵庫県食生活実態調査による。

v ガイドラインの作成

今回の経験を踏まえ、今後の災害時において、望ましい対応がなされるよう次の2点を内容としたガイドラインを作成している。まず、1点目は、被災者の食生活支援にかかわる関係者が共通の認識のもと、より望ましい食品供給及び食生活改善を含む保健活動がなされること。2点目は、行政機関をはじめ、一般家庭、給食施設が平常時から災害に備えるよう促すことである。

また、平成8年1月には1周年を記念して、伊丹いずみ会や(株)兵庫県栄養士会が開催する行事を支援し、メモリアル・マンスとした。

③ 被災地における緊急歯科保健推進事業

長期間にわたる避難所や仮設住宅での日常生活の変化にともない生活習慣や食生活が崩壊し、口腔内の衛生状態が悪化したり、肉体的・精神的ストレス等が加わり、口腔内疾患の発症及び悪化が危惧された。特に、歯科診療所も甚大な被害を受け、歯科診療機能の低下等により、口腔内に疾患があるにもかかわらず放置しているものも多いと考えられた。

そこで、10月から12月にかけて、生活復興に忙しく、歯科健診を受ける機会に恵まれない成人(被災地区に居住する、原則として40歳以上の者)40,805人に対して、歯科健診・歯科保健指導を実施し、口腔内疾患の早期発見・早期治療や生活習慣の改善による口腔内疾患を予防した。さらに、健診結果を分析・評価し、口腔内状態に及ぼした震災の影響等を調査し、今後の歯科保健対策を強化することとしている。

エ こころのケア

① 被災者のこころのケア事業の推進

精神科医療の確保に加え震災による精神的ショックや長期の避難所生活によるストレス、今後の生活のメドが立たない不安などからくる不眠、イライラ、頭痛、めまいなどの精神的、身体的変調を発症するPTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応が重要であった。

このため、「こころのケア支援連絡会議」において検討を始めるとともに、有識者の意見も得て、2月5日、①被災者へのPTSDに関する情報提供、②講演会等の実施、③フリーダイヤルによる電話相談の設置、④専門家の養成研修等からなる事業体系をまとめ、以後、これをもとに様々な施策を推進した。

被災者の災害の後の気持ちの変化や身体の変調とそれへの対処の仕方を説明したパンフレット「災害の後、これだけは知っておきたいところとからだQ&A」（北海道より寄贈）を兵庫県版に内容を改定し、これを10万部印刷し、主に避難世帯を対象に配付した。

さらに、精神保健福祉センターが、被災者が関心を持つ心理状態、行動パターン等に関する事項についてニュースレター「こころのケア通信」を作成し、避難所、保健所等に掲示、配付し、「震災ニュース」にも10回にわたってこころのケアに関する記事を掲載した。

また、保健所が中心となり、被災者を対象に講演会、座談会等を開催し、PTSD等について基本的な理解を得る機会を提供し、個別相談も併せて行った。

精神保健福祉センターでのフリーダイヤルによる「こころの健康電話相談」、県震災復興総合相談コーナーの土・日を含んだ「こころの相談コーナー」を継続的に実施した。

被災者のPTSD軽減のための実際の活動に従事する精神保健関係者、県・市町保健担当者、ボランティア等に対する研修を精力的に実施したが、この研修においては、被災者のこころのケアに関する知識・技能の研修に加えてケアにあたる職員のこころの健康も重視して行った。

保健所のこころのケア事業（平成8年1月31日現在）

区 分	実 績	
講演会・座談会 （被災者対象）	実施回数	138回
	参加人数	6,695件
教育・研修 （関係者対象）	実施回数	81回
	参加人数	3,214件
精神保健相談	精神保健相談	22,778人
	訪問指導	5,405人

相談電話等の相談状況（平成8年1月31日現在）

精神保健福祉センター（こころの健康相談電話）（2/14～）	1,768件
県震災復興総合相談センター（こころの相談）（3/1～）	1,334件

② こころのケアセンターの活動

県立精神保健福祉センター及び保健所を拠点とした活動を推進していく中で、被災者に対するPTSDの予防に関する各種情報の周知・啓発の手段、仕組み等の長期的な対応体制の確立及び被災精神障害者の地域での生活支援の必要性が認識された。

このため、被災者のPTSD等に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、阪神・淡路大震災復興基金の助成を受けて、地域に根ざした精神保健活動の拠点となる「こころのケアセンター」を設置した。

運営については、兵庫県精神保健協会（会長：黒丸正四郎神戸大学名誉教授）が行うこととし、こころのケアセンター事業の中核となるセンターを6月1日に神戸市兵庫区県荒田庁舎内に設置するとともに、各地域のこころのケアセンターをおおむね被災地の保健所単位(12カ所)に設置を進めた。なお、仮設住宅の設置状況等を考慮し、地域こころのケアセンターの増設も行った。

「こころのケアセンター」及び「地域こころのケアセンター」には、80余人の精神科医、PSW（精神科ソーシャルワーカー）、心理職等の専門職員を配置し、業務を行っている。

事業内容としては、下表のようなものを実施しており、さらにこの事業で得られる相談データや経験等をもとに解析評価を行い、将来活用できる調査研究の成果としてまとめることとしている。また、グループホームや小規模作業所についても、各地域の要望を踏まえ、設置の促進を図った。

この事業は、平成11年度まで継続することとしている。

こころのケアセンター	地域こころのケアセンター
① 関係職員（ボランティア含む）の教育研修	① 講演会、座談会等の開催
② 啓発用資材（パンフ、ビデオ等）の作成	② パンフ等の配付
③ PTSD等に関する調査研究	③ こころのケア相談
④ 地域こころのケアセンターの運営企画及び技術指導	④ 仮設住宅等への巡回訪問指導
⑤ ボランティアの確保	⑤ 語らいの場の運営
⑥ 地域こころのケアセンター設置以外の被災地保健所のこころのケア活動の支援等	⑥ 被災者同士の自助グループの育成
	⑦ グループホーム、小規模作業所の運営等

相談事業の実績（平成7年6月～8年1月）

業務	相談指導	巡回訪問	講演会等	24時間電話相談
件数	3,041件	1,137件	141件	1,573件

(5) 遺体の収容、埋葬等

ア 遺体の検案

17日8時30分、県警察本部から県に対して兵庫県監察医の死体検案の要請があったため、各警察署管内に数カ所の遺体安置所を定め、安置所毎に遺体に番号を付し、警察による行政検視の準

備を依頼し、非常招集態勢のもと、14時から12名のうち5名で死体検案を開始し、当日神戸市内で143体、西宮市内で71体の死体検案を行った。

18日には、兵庫県監察医9名とともに、大阪府から監察医2名、香川医科大学から法医学者1名の応援を得て、785体の死体検案を行った。この時点で、検案遺体は千体近くにまでなり、遺族に交付する死体検案書の作成及び遺族との対応のため、三重大学の職員1名、神戸大学医学部及び常磐短期大学の学生3名の応援を得た。

19日に日本法医学会と連絡が取れ、兵庫県監察医及び兵庫県警察本部から正式に医師派遣を要請、今後の医師派遣は日本法医学会が行うこととなった。これにより21日から各警察署に医師が配置され、兵庫県監察医は派遣医師による検案によっても死因が究明できない死体の解剖、身元確認のための検査を行うとともに、震災以外の原因による異常死体の検案及び解剖を行った。

なお、18日から22日の死体検案は、神戸市内で2,182体、西宮市内で40体、23日から30日は神戸市内で61体、31日から2月17日は15体の計2,298体であり、電話の不通、交通の遮断及び人員の不足の状況下であったが、日本法医学会の支援のもと、監察医制度を基盤にした検案活動が進められた。

イ 埋葬

18日、犠牲者が多数にのぼり当該市町の火葬能力を超えることが想定され、神戸市、西宮市、芦屋市からの依頼を受けて、県内のその他市町及び県外の火葬場の確保、遺体の搬送を調整することとした。厚生省の協力を得て調査した結果、受け入れ能力は被災市町288人/日、県内その他市町118人/日、大阪府、京都府、岡山県等近隣府県市418人/日など、計824人/日であった。これに基づき、19日、神戸市156人、西宮市198人、芦屋市81人、計435人/日の遺体の搬入先を割り振った。

また、他府県にも依頼し、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市合わせて約56tの遺体安置保存用ドライアイス（橋本酸素㈱）及び田辺商事で確保した。また、遺体の輸送を自衛隊に依頼、自衛隊ヘリコプター3～4機（20～24日）及び自衛隊車両約30台（21～24日）による搬送計画を策定し、20日、西宮市、芦屋市がヘリコプターで京都市へ遺体搬送を開始した。しかし、遺体搬送がなかなか進まず遺体が増えたため、火葬搬入先の割り振りについて、神戸市209人、西宮市159人、芦屋市81人、計449人/日に改めた。21日、大阪市の田辺商事に各市町の災害対策本部の要請に対してドライアイスを迅速に供給するように依頼した。また、厚生省から簡易火葬炉寄贈の話があり、西宮市及び芦屋市に協議したが、1日6体と処理能力が小さいため断った。

21日、西宮市の火葬場が稼働したため、22日、神戸市の遺体搬送を増やすとともに、23日で西宮市の他市への搬出は終了した。25日、西宮市、芦屋市の要請による遺体搬送計画は終了し、26日には神戸市も終了した。27日以降の火葬は、神戸市、西宮市、芦屋市独自で対応した。

自衛隊による遺体搬送は、車両またはヘリコプターでの積み下ろし人員の確保、ヘリポートから火葬場への搬送手段、遺族全員が同行できないため同意を得られない等問題があり、計画どおり進まなかったが、神戸市293体、西宮市39体、芦屋市75体の合計407体を搬送した。なお、1月26日までに他府県を含め火葬された遺体数は、約4,800体であり、震災に係る遺体の処理は2月8日でほぼ終了した。

11 廃棄物対策（関連する環境対策を含む）

〔概要〕

被災地域である神戸市及び阪神間は、下水道整備の進んだ地域であるが、多くの地域で断水となったため、既設の水洗トイレが使用できず、緊急的な仮設トイレの設置が求められた。そのため、県においても仮設トイレの確保をはじめ、各市町の設置についての支援、業者への設置委託等を行い、2月5日までに必要基数を設置するとともに、仮設トイレの維持管理のため、県内各市町や他府県からの応援を受け、バキューム車を確保し、し尿処理を進めた。

また、災害によるごみ発生量が多く、被災地域でのごみ処理施設も被害を受けていたことから、県内の他市町からごみの収集運搬、焼却の応援を得た。

倒壊した家屋や事業所の処理については、ごみとして排出されたものの収集、処分を除き、家屋等の解体そのものは、従来、所有者の責任とされていたが、今回の震災の被害があまりにも大きく、被災地域の早急な復旧、復興を促進するため、解体を含め公費でガレキ撤去を行う新たな特例措置が設けられた。さらに、各市町が災害廃棄物処理計画を策定するためのマニュアルを作成するとともに、仮置き場、最終処分場の確保、災害廃棄物の陸上及び海上搬送ルートの確保に加えて、今回初めての措置として、倒壊家屋等の解体やガレキの運搬について、自衛隊の協力を得た。

環境保全の見地から、発生した災害廃棄物については、コンクリートがら等の不燃物は、港湾の埋め立て造成や地盤のかさ上げ等有効利用を図るとともに、木くず等の可燃物は分別、チップ化等によるリサイクルを進め、リサイクルできないもので県内処理が困難なものについては、近隣府県の協力を得ながら焼却処分した。

また、今回の震災は工業集中地域を襲った地震であったため、工場施設の破損による有害物質の飛散等が懸念された。そのため、有害物質による二次災害防止に向けて、工場の再稼働に際しての立ち入り調査や指導を行うとともに、有害物質等の大気汚染や水質汚濁状況の環境モニタリング調査を実施した。また、倒壊家屋等の解体に伴う粉じん・アスベスト飛散防止対策の指導や防塵マスクの配付を行った。このほか、市町、関連企業の協力を得て、倒壊家屋等から廃棄される冷蔵庫や空調設備等からフロンの回収も実施した。

(1) し尿処理の状況と対応策

ア 仮設トイレの設置

被災地域である神戸市及び阪神間は、下水道整備の進んだ地域であるが、水道管が被害を受け多くの地域で断水し、既設の水洗トイレが使用できず、緊急的な仮設トイレの設置が求められた。しかしながら、下水道でほとんど対応している地域であることもあって、各市ともし尿処理に慣れておらず、仮設トイレに対する認識も甘く、更に、道路網の復旧が予想以上に遅れたこともあり、設置に時間がかかった。

そのため、兵庫県においても仮設トイレの確保（最大時 約9,200基）をはじめ、各市の設置について支援を行うとともに、県自ら業者に仮設トイレの設置を委託し、1月27日までに必要基数

を設置した（県が関与したもの 約3,900基）。

避難所の数はピーク時には1,153カ所あり、緊急かつ早急な対応が求められたため、設置にあたっては、業者委託のほか自衛隊の協力を得て設置したが、一部については、県の職員が自ら設置したのもあった。

イ 仮設トイレの維持管理体制の確立

この仮設トイレの維持管理のため、1月18日に県内市町に応援要請を行い32台のバキューム車を確保し、また、1月25日までに他府県からの応援を含め221台のバキューム車を確保した。

下水道普及率の高い神戸市及び芦屋市については、緊急的に県が(社)兵庫県水質保全センターに仮設トイレの維持管理を要請し対応したが、他市町については、市町の許可業者及び委託業者が対応した。その後、2月4日をもって、県としての緊急対策は終了し、市町に業務を移管した。

なお、ボランティア団体等による仮設トイレの設置もあり、全体的な仮設トイレの数の把握が遅れたことにより、し尿の計画的収集が早期にできなかったこと、予想以上の交通渋滞により効率的な収集ができなかったこと、更に都市住民の多くが水洗トイレの快適性になれすぎているため、非水洗・汲み取り式の仮設トイレに対する苦情が多く、一時期混乱した等の問題点もあった。

(2) ごみ処理の状況と対応策

ア ごみ収集と他市町・事務組合の収集応援

震災直後の大混乱のため、各市でごみの収集が始まったのは1月19日からであったが、神戸市及び阪神間では、交通事情が非常に悪く、1月末ごろまでは通常の50%程度しか収集ができなかった。ごみ収集は、1月末に通常の収集形態に復帰したが、災害によるごみ発生量が多く、積み残しがあるため一部の市では他市町等の応援を求め緊急対応した。収集運搬に係る応援市町等は、136団体延べ4,155台におよんだ。

イ ごみ処理施設の被害と他市町への焼却依頼

ごみ処理施設関係では、20施設が被害を受けたが、本体に致命的な被害をうけた施設はなかった。また、断水により再稼働できない施設が6施設あった。

震災1週間後には、神戸市ほか7施設を除き仮復旧により稼働を開始し、その後順次仮復旧が進み、2月20日に地下浸水をしていた神戸市の東クリーンセンターを最後にすべての施設が稼働した。この間、ごみ焼却の応援を求めた他市町・事務組合は44団体で、その焼却量は11,620 tに及んだ。

(3) 災害ガレキの処理

災害廃棄物の処理は、手さぐりの状態であったが、おおむね、次の手順で進めた。

ア 処理制度の確立

従来から、災害廃棄物の処理は、市町事業（国庫補助1/2）として実施されている中、解体はそれぞれ所有者の責任で実施されているが、今回の震災の被害があまりにも大きく、被災地域の早

急な復旧、復興を促進するため、解体を含め（一般家屋、民間マンション、中小企業の事業所）新たな特例措置が設けられた。

イ 災害廃棄物の発生量

今回の地震で発生した災害廃棄物の量は、住宅・建築物系で1,450万トン、公共系で550万トン、合わせて2,000万トンと推計されている（平成7年11月末修正値）。

災害廃棄物の発生量

住宅、建築物系	1,450万#（1,760万m ³ ）
道路鉄道等公共事業系	480万#（300万m ³ ）
公団・公社・公営住宅等	70万#（50万m ³ ）
合計	2,000万#（2,110万m ³ ）

兵庫県の平成5年度のごみの総排出量は、236万トンであり、十数秒間の地震により約9年間に相当する廃棄物が発生したことになる。

ウ 災害廃棄物処理計画

各市町が処理計画を策定するための災害処理計画策定マニュアルを作成した。

エ 処理体制の確立

① 災害廃棄物処理推進協議会の発足

2月3日に、国の4省庁連絡会議（厚生省、運輸省、建設省、警察庁）を含む国の機関、警察本部を含む県の関係部局、災害救助法の適用を受けた市町、JR西日本を含む鉄道会社、その他の関係する公団・公社等を構成員とする協議会を発足し、被災状況と復旧方針等の情報交換をするとともに交通規制や輸送ルートを提供した。

さらに、解体個数の多い神戸市と阪神間6市については、この協議会の中に国、県及び関係市で構成する「倒壊家屋処理推進部会」を設置して、処理計画の進行管理を行うこととした。

② 仮置き場、最終処分場の確保

処理体制の確立の中でも緊急的で重要なことは解体した廃棄物を取りあえず搬入する仮置き場の確保である。幸い神戸・阪神間には未竣工または未利用の海面埋立地があったので、24日に淡路島関係市町、神戸市及び阪神6市において差し当たり必要な用地として被災地全体で46カ所、合計面積125万m²を確保するとともに、国有地の利用について国の現地対策本部に要請した。

次に、最終処分場として、1月19日には、阪神間の不燃物がフェニックス埋立地（大阪湾フェニックス事業尼崎沖埋立処分場）で処分されることが決定するとともに、企業庁生穂地区埋立地（淡路島）への受け入れを要請した。

24日には尼崎市、伊丹市、芦屋市からフェニックス埋立地への搬入が開始され、また、26日に企業庁佐野地区埋立地の仮置場へ一宮町、東浦町、西淡町のガレキ搬入が開始された。

③ 搬送ルートの確保

災害廃棄物の搬送については、他府県、被災地以外の市町、運搬業者にも応援を求めるとと

もに、陸上及び海上搬送ルートを確保し、迅速かつ円滑に処理できるよう県道路補修課、港湾課及び県警察本部等関係者の協力を得た。

④ 自衛隊の協力による倒壊家屋等の解体・処理

震災による行方不明者の捜索、余震対策を含めた二次災害の防止等の差し迫った危険の除去及び救援活動の実施場所の確保等の見地から、倒壊家屋等の解体及びガレキの運搬について自衛隊の協力を得た。倒壊家屋等の解体・処理事業が自衛隊の災害派遣活動の中で実施されたのは初めてである。

オ 不燃物の処理

近畿圏には幸い大阪湾広域臨海環境整備センターの実施するいわゆるフェニックス埋立地が稼働中であり、コンクリートがらに代表される不燃物については、尼崎沖、泉大津沖の二つの処分場で1,500万 m^3 の容量を確保していただいたため、初期の段階で全量処分できる見通しがたった。仮置き場の確保とコンクリートがらの処分の見通しが初期の段階で成りたったことは、まことに幸運であった。また、コンクリートがらはその他に神戸市等では港湾の埋立て造成、地盤のかさ上げ等有効利用できることとなった。

リサイクル対象物の発生及び処理の目標は次の通りである。

種 類	発生量	リサイクル量	リサイクルの用途等
不燃物	1,673 万 t	コンクリートがら 943 万 t	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物系 <ul style="list-style-type: none"> ①土地造成（新規海面埋立等）用材 466 万 t ②建設資材 34 万 t <li style="text-align: right;">小計 500 万 t ・公共公益施設系 <ul style="list-style-type: none"> ①土地造成（新規海面埋立等）用材 381 万 t ②建設資材 62 万 t <li style="text-align: right;">小計 443 万 t
		金属くず 31 万 t	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物系（製鋼原料等） 12 万 t ・公共公益施設系（製鋼原料等） 19 万 t <li style="text-align: right;">計 31 万 t
可燃物	285 万 t	木くず 7 万 t	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物系 7 万 t （チップ化後、パルプ原料、燃料、肥料）
合 計	1,958 万 t	981 万 t	リサイクル率 50.1%

カ 可燃物の処理

木くずを中心とする可燃物の処理は、県内には専門に処理している業者が少なく、その処分には困難をきわめ、処理ルートの構築は緊急の課題となった。通常の解体工事においては解体現場での分別は当然のことであるが、倒壊し、または倒壊途中の建物の解体時の分別はより困難性を伴う上に、当初の混乱時期は現場分別の不徹底等により不燃物との混合状態で搬入されるものが多く、また分別して搬入されても仮置き場での置き場区分の不徹底により、混合状態となってしまったものもあった。

大量の木くずを処分できる方法を模索している中で、最初から、混合状態のまま他地域（県外）で処理する申し出が数カ所からあり、搬入先の行政団体と協議、問い合わせするうち、かなりの時間を要した後、自らの努力を何もしないで、混合状態のものを大量にそのまま域外搬出することは困難であることに気がついた。自己処理が第一という廃棄物処理の基本が欠けていたのである。

処理に当たってはまずできるだけチップ化等のリサイクルを図ること（柱材等で解体現場で分別され、仮置き場に搬入されるものは、リサイクルが可能であり、優先的にリサイクルに回っている）とし、リサイクルできないものについては焼却処分を原則とし、次の方法により適正に処理することとした。

- ① 被災市町の既設焼却炉で焼却する。
- ② 県内で焼却能力に余力のある市町に焼却を委託する。
- ③ 県外で焼却能力に余力のある市町に焼却を委託する。
- ④ 木くず専用の仮設焼却炉を設置し、焼却する。
- ⑤ 量的にこれらの方法だけでは対応できない場合に限り、県内外の産業廃棄物処理業者に委託する。

この⑤のために、(社)全国産業廃棄物連合会に受け入れが可能な業者情報の提供を依頼した。

仮置き場に搬入されてくる量があまりに膨大であったこと、また、当初域外処理で何とか対応ができるという意識を持ってしまった上、処分方法に行き詰まったことから、少しでも量を減らしたいとのことで、野焼きを始める自治体が続出する結果となってしまったことは、誠に残念なことである。

なお、他市町等の清掃工場に処理をお願いするためには、ある一定の大きさに破碎する必要がある破砕機も設置することとなった。

当初から仮置き場の許容量が少ない市は、積極的に域外へ搬出する努力をし、仮置き場の大きい市はかなりの量をストックした。

兵庫県としては、処理業者情報を被災市町へ提供するほか、各処理業者の処理施設の能力を確認し、処理施設に対して過重な負担（能力以上の保管をしないことも含む）をかけないことを原則として、処理ルート確保に努めてきた。

処理業者ルートにまかせる場合の原則は次のとおりである。

- ① 木くずの分別は各市町の仮置き場で行うこと。
やむを得ず域外分別を行う場合は、
 - (a) 安定型処分場での分別は不適正の恐れがあること。
 - (b) 人手、重機のみでの分別は、処理能力の判定に問題があること。
 - (c) 分別後の処分先の確保が必要であること。等に注意が必要である。
- ② 木くずは、焼却処分を行うこと。

焼却処分が原則であることから、委託する場合、焼却能力を事前に確認することが必要である。

③ 受け入れ能力に見合う量を委託すること。

焼却の受け入れ能力を上回る量の委託は避けること。ただし、輸送効率の面から一時的な仮置きをする場合、木くず等の飛散、流出がないよう措置すること。

④ 最終処分の確認を行うこと。

焼却後の焼却灰の最終処分場所及び埋立能力の確認を行うとともに、許可等の手続きについても確認すること。

仮置き場への搬入車両は5月末ごろまでは混乱が見られたが、その後は落ちついてきていること、混合物の破碎分別等を実施する中、木くずに土砂（カワラ下の粘土、壁土）が多量に混ざっており、重量比で半分程度を占めることが結果として分かってきた（要焼却木くずの発生量は当初想定より少くなっている）。この結果、大量にストックされている市町では、自己焼却の能力を確認して、域内で全てを処理することが困難な場合は、域外での処理ルートの整備を進め、県等の公共が関与する処理ルートとして西播磨地域への海上輸送及び滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県等への近隣府県に陸上輸送（トラック）により関係市町等の協力を得て、木くずの処理を行うこととなった。

また、災害復興を支援するという観点から、西宮市及び芦屋市の木くずを日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）が鉄道輸送し、神奈川県川崎市、横浜市及び埼玉県東部清掃組合の清掃工場焼却処理することとなり、はじめて関東方面での協力体制も整備された。

キ 計画的解体

一般家屋の解体は、市町の災害廃棄物処理事業として取り込まれることとなった。もし、この適用がなければ、解体は遅延し、現場の混乱に拍車をかけたものと考えられる。

しかしながら、市町が経験をしたことがない事業であり、しかも大量の家屋を早期に撤去するためには、市町による直接契約の解体計画のみでは対応ができず、やむを得ず被災者、解体業者、市町の3者契約として、市町の承認のもと民間ベースで解体が進む結果となった。被災者が早期解体撤去を望んでいるから止むを得ないことであろうが、北海道から沖縄まで全国各地のナンバーのトラック、にわか解体業者が満ちあふれ、廃棄物処分の原則である現場分別体制が困難な事態となり、仮置き場に混合廃棄物が多量に生じる結果となり、また運搬途中の落下物も頻繁に見られた。民間ベースでの解体は止むを得ない場合もあると考えるが、民間ベースであっても統一した仕組み（管理）のもとに秩序ある解体を進める体制が必要と考えられる。

なお、平成8年1月末現在での倒壊家屋の解体・撤去は、91.5%であり、ガレキの処分は69.0%完了している。

(4) 有害物質による二次災害未然防止対策等

ア 二次災害未然防止のための工場等の指導

工業集中地域を襲った地震であったため、工場の施設等の破損による有害物質の飛散や流出が懸念されるとともに工場の環境関連設備が十分機能しないまま再稼働することによる二次災害の発生が懸念された。

そこで、1月18日から21日にかけて地震に伴う工場における有害物質等の飛散・流出について情報収集した結果、有害物質を使用している主要工場99のうち、2工場で施設の一部破損により薬品の工場内での流出があったが、いずれも直ちに回収等の処理を行っており、環境への影響を未然に防止したことが確認された。

被災工場の施設が再稼働する際の二次災害の発生を未然に防止するため、1月30日、約1,200の工場に対し、環境関連施設の適切な点検整備等に万全を期すように通知した。さらに、二次災害未然防止措置の徹底を期すため、2月7日から382工場に立ち入り調査、及び必要な指導を行った結果、環境関連施設の被災工場は144にのぼった。

イ 環境モニタリングの実施

被災地域を中心に、工場等からの有害物質の漏えい等による二次災害の発生を未然に防止するため、環境庁は兵庫県、神戸市他自治体の協力のもと、有害物質による大気汚染及び水質汚濁の状況等について調査した。

① 大気関係については、2月6日～12日に50地点、3月9日～16日に17地点、7月24日～28日に50地点で調査を実施したが、おおむね日本の都市地域の環境濃度の範囲に入っており、工場等からの有害物質の漏洩等による二次汚染は認められなかった。

震災直後に一部の市町で廃材の野焼きが行われ、その後、仮設焼却炉により焼却処分が実施されていた。2月27日～3月8日に野焼き現場周辺、8月21日～10月27日及び11月2日～12月19日に仮設焼却炉周辺地域で環境調査を実施した結果、野焼き現場周辺ではやや濃度の高い地点がみられ野焼きによる影響を受けているものと考えられたが、いずれの有害物質も概ね都市地域で通常観測される範囲内に入っていた。

アスベストについては、毎月継続調査を実施した結果、一般的な場所におけるアスベスト濃度は、おおむね都市地域の環境濃度の範囲内に入っていた。二酸化窒素等の環境濃度は震災直後一部の地点で高かったものの、その後は、通常の状態にもどっている。

② 水質関係については、河川・海域・地下水について、2月6日～11日に100地点、3月8日～30日に172地点で調査を実施したが、自然起因とみられる砒素（ひそ）が一部の河川（生田川、猪名川）で検出され、また、大阪湾の一部海域（西宮沖、神戸市東部沖）で、COD（化学的酸素要求量）が昨年同期（1月～3月）に比べ、やや高い傾向がみられた。

平成7年度は、引き続き、被災地域及びその周辺の214地点で環境モニタリング調査を実施したが、河川の砒素汚染は低下しつつあり、海域のCODについては、夏季以降例年の変動幅に入っている。

また、現在まで、河川・海域・地下水で、健康影響や生活環境に問題となるような新たな二次汚染は認められていない。

ウ 倒壊家屋の解体に伴う粉じん・アスベスト飛散防止対策

倒壊家屋等の解体・撤去工事における粉じん・アスベストの飛散が問題となったため、1月31日以降、解体事業を実施する市町及び県建設業協会等の建設業関係団体に対し、①解体工事現場で散水やシートでカバーすること②解体工事前に吹付けアスベストを除去すること③アスベストの除去及び処分作業は関係法令に基づくこと等を通知した。

さらに、①吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認。②工事着手前の現地調査等の実施及び結果報告。③工事におけるアスベスト飛散防止対策の実施。④工事完了後の報告を通知し、アスベスト飛散防止対策を一層徹底した。

また、粉じん等による住民の健康への影響を防止するため、市町を通じ避難所等を中心にマスクを配布した。

その後、「阪神淡路大震災における民間倒壊建物の解体撤去工事に関する指針」を策定し、関係者に通知し、工事事業者の指導を行った。この他、解体を予定しているビル等を現地調査し、アスベストの使用実態を事前に把握するとともに、解体工事現場において直接現場指導を行う等飛散防止対策のより一層の徹底を図っている。

エ 倒壊家屋から廃棄される冷蔵庫等からのフロンの回収

多くの家屋が倒壊し、その解体・撤去のなかで廃棄される冷蔵庫に残されたフロンの処理が問題となったため、2月13日より県、市町、関係業界で構成する「兵庫県フロン回収処理・推進協議会」が主体となり、ボランティア等により廃棄冷蔵庫・空調設備等からのフロンの回収を開始した。

その後、被災地域におけるフロン回収は、環境事業団の地球環境基金及び県の支援を受けて専門技術者などの参画による「回収作業チーム」などを組織化し、積極的に進めている。

(5) 震災による廃棄物処理の留意事項

- ① 解体現場での分別の徹底
- ② 仮置き場の確保対策
- ③ 搬入車両の管理（搬入ルート of 確保、落下防止の徹底）
- ④ 仮置き場の管理（搬入券管理、種別置場の配置、分別方法）
- ⑤ 解体・処理に係る実務体制組織のあり方
- ⑥ 災害廃棄物の処理施設の確保（通常処理の余力の活用に限られる）
- ⑦ 緊急時における環境保全対策
- ⑧ 機材提供に対する受け入れ体制

12 交通の復旧、輸送体制の確立

〔概要〕

震災により、交通網が広範囲にわたって被害を受けたが、県下各警察署や土木事務所等を通じた情報収集に努めるとともに、道路の破損等により交通が危険な状態になったことや、神戸・阪神地域を中心に交通渋滞が発生したため、道路交通法に基づく通行規制を行うとともに、1月19日には、緊急輸送を確保するための災害対策法に基づく緊急輸送ルート指定を行った。2月25日からは道路交通法に基づく復興物資、生活・関連物資輸送ルートの指定による交通規制を行っている。

また、迂回ルートの選定、情報提供に努め、神戸、阪神地域への一般車乗り入れの自粛を促した。

なお、緊急物資輸送や医者・看護婦等人的輸送の車両については、県地域防災計画を基本とした柔軟な対応による車両確保に努めた。

道路の復旧については、緊急救援物資の輸送や物流交通の円滑化を図るため、被害の程度と緊急輸送ルート及び主要迂回ルートを考慮しつつ幹線道路の優先箇所を決め、早急を実施するとともに、通行止め区間の解消に努めた。

空港・ヘリポートについては、施設そのものに影響はなく、自衛隊や民間ヘリコプターによる緊急物資輸送等を実施するとともに、大阪国際空港を緊急物資のストックヤードとしても使用され、また県域通過対策に係る陸上交通から航空機への転換について運輸省等と調整を行うとともに、この対策の増強にあたって、大阪国際空港の運用時間延長も実施され、山陽新幹線の開通日直後の4月14日まで続けられた。

さらに、海上輸送による緊急物資等の搬送や飲料水の供給をはじめ、被害の比較的軽かった姫路・東播磨両港において、陸上輸送に変えてコンテナ貨物の取り扱いも実施した。また、寸断された陸上交通の代替輸送として、23日に姫路港（飾磨）～神戸港間、24日に尼崎西宮芦屋港（今津）～神戸港間の22の臨時旅客船航路を開設したが、徐々にフェリー航路の運航再開、増便が図られた。

港湾施設等についても、緊急輸送可能経路と使用可能バースの選定を行うとともに、応急復旧工事を実施した。

通勤・通学の重要な交通機関である鉄道については、地震発生と同時に広範囲にわたる運転見合せに入り、17日は阪神間及びその周辺地域の鉄道網はほぼ完全にストップした状態であった。

18日には一部運転が再開されたが、被害状況が明らかになるにつれ、高架橋の倒壊等致命的な損害が発生しており、神戸市街地を中心に鉄道網の寸断状態が継続することが判明した。

このため、23日から阪神間の代替バスの運行を開始し、以後、鉄道の再開区間に合わせたルートの変更を行うとともに、28日には輸送の円滑化を図るため、国道43号にバス専用レーンを設置した。

また、地震発生以降不通となった新幹線新大阪～姫路間の通過交通対策としては、運転再開区間を乗り継ぐ経路が活用され、臨時列車の増発や臨時ダイヤでの運行が行われた。

また、鉄道貨物輸送も大きな影響を受け、トラックや船舶による代替輸送や迂回運転が行われた。

このようななかで、4月にJR、6月に阪急、阪神が全線開通し、8月の六甲ライナーの再開によって全ての鉄道が復旧した。

(1) 緊急輸送ルートの確保

ア 道路

震災直後から、警察本部交通規制課（本室及び交通管制センター）を通じ、道路の通行不能箇所及び信号機の滅灯箇所の調査を県下各警察署に対し指示するとともに、土木事務所においても、道路の被災状況調査に努めた。

さらに、建設省兵庫国道工事事務所等道路管理者に対し、道路の損壊状況の照会をするとともに、国道2号、同43号、阪神高速道路等の幹線道路の損壊状況を把握するため、警察本部員、関係警察署員を現場へ派遣した。

神戸市長田区等の火災発生に伴い、国道2号等の主要交差点において、現場警察官による通行禁止措置を講じるとともに、幹線道路の主要交差点の交通整理を実施するため、警察本部及び関係警察署から交通整理要員を派遣した。

これらの初動措置と並行して、緊急輸送ルートについて、中心部の幹線道路を確保する方向で検討をはじめ、通行可能な国道2号を中心とする緊急物資輸送ルートの確保を目指すこととした。

一方、神戸・阪神地域の道路損壊状況に鑑み、一般車両を被災地域に流入させないため、国道2号、同43号等の交通渋滞対策及び県北部地域への迂回誘導対策を実施した。

18日、警察本部において、道路交通法に基づく警察署長、高速道路交通警察隊長権限による交通規制を決定し、国道2号、市道山手幹線、山陽自動車道（備前～姫路東、上り）、姫路・加古川バイパス等を緊急輸送ルートとして指定した。

これと並行して、災害対策基本法に基づく緊急輸送ルート指定の検討を開始し、翌19日、緊急輸送ルートの道路交通法指定を、災害対策基本法指定に切り替える方針を決定し、東ルートは国道2号、市道山手幹線等を、西ルートは姫路・加古川バイパス、国道2号、市道山麓バイパス等を指定した。

これにより、全国の都道府県公安委員会が緊急輸送車両として交付した除外標章を掲示する緊急輸送車両以外の通行を禁止した。

20日には、一般車の乗り入れ対策として、主要迂回ルートの選定作業を開始した。その際、阪神神戸地域を通過しないよう北回りルートを中心とした複数のルートとして、国道9号、176号や県道三木三田線、西脇三田線等を選択し、被災していない中国自動車道（西宮北IC以西）、近畿自動車道敦賀線に速やかに乗れるよう誘導するとともに、これら迂回ルートのうち通行規制をしていた国道176号天王寺川高架橋及び小浜陸橋の応急工事に速やかに着手、それぞれ25日、27日に完成した。

また、22日、第二神明道路等の道路復旧に対応し、災害対策基本法指定の緊急輸送ルートを一部変更した。

23日から、主要迂回ルートのマップを35,000部作成し、山陽自動車道竜野西SAや「道の駅あさご」などに配布するとともに、国道176号をはじめとする主要交差部に、67カ所148の案内看板を設置するほか、道路情報板や市町の広報車等を活用して、神戸、阪神地域への一般車乗り入れ

自粛を促した。

24日には、災害対策基本法指定の緊急輸送ルートを確認するため、広報ビラを10万枚作成し現場警察官等により一般に継続配布するとともに、近隣府県の道路情報センターの協力を求め、一般車の乗り入れ自粛を働きかけた。

迂回ルートの混雑は、1月23日から激しくなり、25日がピークとなったが、27日に中国自動車道の供用により、国道173号、372号の渋滞箇所が解消され、中国自動車道の4車線が確保された2月12日にはほぼ通常の交通量となった。

主要迂回路や被災地周辺道路では、交通量の増加により路面（舗装）の損傷が急激に進んだため、4月以降路面の補修を集中的に実施し、円滑で安全な交通の確保に努めている。

26日、JR、阪急及び阪神の3社合同による鉄道の直通代替バス運行が決定され、28日から国道43号バス優先レーンの運用を開始した（区間：西宮本町～神戸市岩屋、時間：午前6時～午後11時）。

30日には、国道43号を災害対策基本法の緊急輸送ルートとして追加指定し、併せて、国道2号等の道路復旧に対応して、既設指定ルートの一部見直しを2月1日から実施することとし、準備を開始した。

2月1日から、災害対策基本法に基づく緊急輸送ルートの第二次見直し区間として、国道43号を追加指定（規制時間：午前6時～午前0時）するとともに、国道2号（岩屋まで）、阪神高速北神戸線（藍那～箕谷）を延伸し、被災地への流入車両総量抑制対策を強力に推進することとした。

また、2月16日には、災害対策基本法に基づく緊急輸送ルート確保のための交通規制期間を、2月18日から2月24日へと延長することとした。

2月25日からは、道路交通法に基づき、復興物資、生活・関連物資輸送ルートの指定を次のとおり行った。

① 復興物資輸送ルート

- ・ 国道43号（武庫川2丁目から岩屋、規制時間6:00～23:00）
- ・ 阪神高速5号湾岸線（府県境から魚崎浜RW、規制時間 終日）
- ・ 名神高速道路（下り線、尼崎ICから西宮、規制時間 終日）

② 生活・復興物資関連輸送ルート

- ・ 国道2号（西大島から岩屋、規制時間6:00～23:00）
- ・ 第二神明（東行き全区間、規制時間6:00～22:00）
- ・ 阪神高速7号北神戸線（東行き全区間、規制時間6:00～22:00）
- ・ 第二新神戸トンネル（南行き全区間、規制時間6:00～22:00）

4月1日から28日の間は、復興物資輸送ルートや生活・復興物資輸送ルートの規制時間短縮や一部区間変更等の規制変更を次のとおり行った。

① 復興物資輸送ルート

- ・ 国道43号（武庫川2丁目から岩屋、規制時間6:00～21:00、タクシーを除外車両に追加）
- ・ 阪神高速5号湾岸線（府県境から魚崎浜RW、規制時間6:00～21:00）
- ・ 阪神高速3号神戸線（尼崎東から武庫川 規制時間6:00～21:00）

② 生活・復興物資関連輸送ルート

- ・ 国道2号（西大島から岩屋、規制時間6:00～21:00、タクシーを除外車両に追加）
- ・ 第二神明（東行き、明石西から須磨、規制時間6:00～18:00）
- ・ 阪神高速7号北神戸線（東行き、伊川谷から箕谷、規制時間6:00～18:00）
- ・ 第二新神戸トンネル（南行き、箕谷から神戸中央区、規制時間6:00～18:00）

4月29日からは、日曜、祝日の規制を解除して、一般車両が幹線道路を通行できるようにするとともに、規制時間短縮等の規制変更を次のとおり行った。

① 復興物資輸送ルート

- ・ 国道43号（武庫川2丁目から岩屋、規制時間6:00～20:00）
- ・ 阪神高速5号湾岸線（上り深江浜～中島、下り中島～魚崎浜、規制時間6:00～20:00）
- ・ 名神高速（尼崎から西宮、規制時間6:00～20:00）
- ・ 阪神高速3号神戸線（尼崎東から武庫川、規制時間6:00～20:00）

② 生活・復興物資関連輸送ルート

- ・ 国道2号（西大島から岩屋、規制時間6:00～20:00）
- ・ 第二神明（東行き、明石西から須磨、規制時間6:00～12:00）
- ・ 阪神高速7号北神戸線（東行き、伊川谷から箕谷、規制時間6:00～9:00）
- ・ 新神戸トンネル（南行き、箕谷から神戸中央区、規制時間6:00～18:00）

阪神高速湾岸線の六甲アイランド大橋が仮復旧するのに伴い、7月1日から同線の魚崎浜ランプ～六甲アイランド北ランプ間(2.4km)を復興物資輸送ルートに指定し、午前6時から午後8時の間、許可車両以外の通行を規制した。

8月7日からは、復興物資輸送ルートと生活復興物資輸送ルートの規制時間について、それぞれ午前6時から午後7時までと午前6時から午前9時までとし、阪神高速5号湾岸線の規制区域についても大阪府境までと短縮した。

① 復興物資輸送ルート

- ・ 国道43号（武庫川2丁目～岩屋、規制時間6:00～19:00）
- ・ 阪神高速5号湾岸線（上り向洋町東3丁目～大阪府県境、規制時間6:00～19:00）
（下り大阪府県境～向洋町東3丁目、規制時間6:00～19:00）
- ・ 名神高速（尼崎～西宮、規制時間6:00～19:00）
- ・ 阪神高速3号神戸線（尼崎東～武庫川、規制時間6:00～9:00）

② 生活、復興物資関連輸送ルート

- ・ 国道2号（西大島～岩屋、規制時間6:00～9:00）
- ・ 第二神明道路（東行明石西～須磨、規制時間6:00～9:00）

- ・阪神高速 7 号北神戸線（東行伊川谷～箕谷、規制時間6:00～9:00）
- ・第二新神戸トンネル（南行箕谷～神戸中央区、規制時間6:00～9:00）

12月30日からは、復興物資輸送ルートと生活復興物資輸送ルートの規制区間について、それぞれ大幅に解除・短縮した（8年1月31日現在）。

① 復興物資輸送ルート

- ・国道43号（鳴尾～岩屋、規制時間6:00～19:00）
- ・阪神高速 5 号湾岸線（上り解除）
（下り鳴尾浜 1 丁目～向洋町東 3 丁目、規制時間6:00～19:00）
- ・名神高速（尼崎～西宮、規制時間6:00～19:00）

② 生活、復興物資関連輸送ルート

- ・国道 2 号（札幌筋～岩屋、規制時間6:00～9:00）

イ 空港・ヘリポート

震災発生後、管内及び周辺の空港・ヘリポートの被災状況の把握を始めたが、各施設のすべての状況が把握できたのは午後 4 時頃であった。

関西国際空港、大阪国際空港については、鉄道アクセスが途絶したものの施設そのものに影響はなく、地震発生直後に滑走路の安全点検をした後、平常どおり離発着を行った。

また、但馬空港、播磨ヘリポート及び湯村温泉ヘリポートについては施設、アクセス道路ともに大きな被害はなかったが、神戸ヘリポートについては、滑走路が一部ひび割れ、液状化によりエプロンが泥水に浸かった。ヘリコプターの離着陸はなんとか可能であったが、唯一のアクセス道路である神戸大橋が通行止め（午後、緊急車両のみ交互通行）の状態であった。

18日には、陸上交通の途絶、渋滞によって被災地への緊急物資輸送が遅延する事態を避けるために、自衛隊ヘリコプターによる輸送を行うこととし、輸送拠点となる大阪国際空港及び大阪航空局と協議調整を行った。19日には、本格化する救援物資の輸送に対応するため、政府主導の民間ヘリコプターによる緊急物資輸送について、運輸省と調整の上、20日から開始するとともに、自衛隊に対しても航空機、ヘリコプターによる輸送力の増強を要請した。

この間、新たな臨時ヘリポート用地（甲子園地区、芦屋浜地区埋め立て地内）確保のため、港湾管理者等と調整を行ったが、住民の避難場所になっていたため実現しなかった。

一方、陸上交通の遮断による交通渋滞を緩和するための航空機等による通過交通対策については、20日、民間航空機による県域通過交通の迂回を検討するとともに、21日には、ヘリコプターによる資材空輸のための臨時ヘリポート並びに資材のストックヤードの候補地（グリーンピア三木、しあわせの村、等）を選定し、各々について関係機関と調整した。

23日には、救援資材等の備蓄基地であるグリーンピア三木での臨時ヘリポートの供用を開始するとともに、緊急物資を集積しているヘリポート（県立消防学校、王子競技場、西宮市民グラウンド、千僧駐屯地）間へのヘリコプターによる輸送について検討するなど、ヘリコプターによる緊急物資輸送の更なる強化を図った。

なお、緊急物資は八尾空港等の県外基地から各集積場に搬入されており、その時点で各集積場への集積物資の配分について調整が必要であった。

また、26日からは、医師団等の輸送についても調整を行うとともに、相次いで申し出のある海外からの緊急物資についても、その搬送先、搬送方法について関係機関と調整の上、実施した。

通過交通対策についても、救援物資や民間物資の輸送についてヘリコプター、航空機の活用により、神戸・阪神地区の陸上交通を緩和するとともに、県内を通過する長距離旅客、物資輸送の航空機への転換を図るため、23日に、運輸省等関係団体と調整を行った。

また、震災直後から運航されている臨時便についても、運航路線・便数等の情報把握を行った。

なお、運輸省では、この対策の増強にあたって大阪国際空港の運用時間延長が必要と考えており、27日には地元関係市に説明を行った。

31日ごろには、緊急物資輸送に係るヘリコプターの輸送力増強についての対応は、おおむね完了したが、引き続き情報把握に努めるとともに、民間ヘリコプターによる緊急物資や医師団等の人員輸送を実施した。

また、8日には、緊急物資のストックヤードとして、大阪国際空港の旧国際線の貨物ビルを使用できるよう関係機関と調整の上、実施した。

一方、通過交通対策の一環である大阪国際空港の運用時間延長については、4日、運輸省と地元との調整が行われた結果、午後9時以降10時までダイヤ設定時間を1時間延長することとし、7日から1カ月間の予定で東京、広島、福岡への臨時便の運航が決定した。

他の交通機関の復旧に伴い、政府主導の民間ヘリコプターによる人員及び物資の輸送を2月6日で終了した。この間、医師・看護婦等延べ148人の人員と仮設トイレ、テント、衣類等の緊急物資を輸送した。

2月25日には大阪国際空港の運用時間の延長を新大阪－姫路間で不通が続いている山陽新幹線の開通まで続けることを地元了解のうえ決定した。なお、時間延長及び臨時便の運航は、山陽新幹線の開通を受け、4月14日で終了した。この間、1,793の臨時便が運航され、525,540人の旅客が利用した。

ウ 港湾

被害の状況が判明していくなか、比較的被害の軽かった姫路港・東播磨港を緊急物資・資材等集積・積出指定岸壁に、甚大な被害がでた阪神・淡路地域を緊急物資・資材等陸揚げ指定岸壁とし、緊急生活物資・ライフライン復旧資材の陸揚げや給水船による飲料水の供給を開始した。

一方、フェリー「すずらん丸」(8,847#)を避難船として利用したい旨、芦屋市から国(国土庁・運輸省)に対して要請があり、尼崎市臨海部の東海岸町-10m岸壁に係留することとし、28日より利用希望者の受付が開始された。

神戸港の物流機能が壊滅状態となったため、県内企業はその対応策として、大阪港・横浜港などの港湾を代替港として利用するとしたが、これらの港からの陸上輸送も困難な状況であることから、姫路・東播磨両港において内航コンテナ船によるコンテナ貨物の取り扱いを開始すること

とし、急拠、地元港運業者の協力により、コンテナ貨物対応のクレーンを配備して対応した。

神戸港の補完が出来るよう、姫路港等の利用可能な港湾施設を、全日本内航船主海運組合、県港運協会、商工会議所など関係業界に通知した。

また、寸断された陸上交通の代替輸送として、旅客船の臨時航路の開設について、関係機関と協議し、西宮～神戸間等22の臨時航路が開設された。（別表参照）

(2) 緊急物資・資材等の輸送車両確保

近畿運輸局の協力も得つつ、地域防災計画の交通輸送計画に基づく輸送車両の確保を検討したが、被災が広範囲かつ甚大であることから、全国的規模での支援や県内においても近距離からの配車など、柔軟な対応による車両確保に努めた。

物資（水、食料、生活用具等）輸送については、震災当日から、兵庫県トラック協会に配車要請を行うとともに、全国トラック協会等の支援も受け輸送力の確保に努めたが、1週間を経過した前後から、民間企業からボランティアによるトラック輸送の提供があり、これらを含めた1カ月間の輸送実績は、全国からの緊急救援物資の集積基地までの輸送で5,000台以上、集積基地から避難所までの輸送で3,000台以上となった。

人的輸送については、1週間を経過した前後から、兵庫県タクシー協会、民間のタクシー会社から配車の申し出があり、救護センターから各避難所への医者・看護婦の移送等に充てるとともに、提供を受けたリフト付きタクシー（大阪青年会議所）、ジャンボタクシー（各タクシー会社）、浴場巡回バス、運転手付きオートバイ、緊急輸送用船舶等も各方面でその威力を発揮した。

(3) 交通の復旧

ア 高速道路、一般道路

① 高速道路

地震発生後、各道路管理者は直ちに通行止めの措置を行うとともに、安全点検作業を実施した。

点検の結果、危険箇所の応急処置を行うとともに、本四連絡道路、山陽自動車道、第2新神戸トンネル等被害の軽微な路線については順次交通開放した。

翌日からは、詳細な被害状況並びに緊急車両の通行可能区間に関する情報収集を行い、緊急物資輸送ルートについて検討する一方、各道路管理者に早期応急復旧を要請するとともに、19日には阪神高速道路、名神高速道路等高速道路の早期復旧と補助制度の確立について、内閣総理大臣等に緊急要望を行った。

震災後約一週間で応急復旧もかなり進み、中国自動車道（神戸三田～吉川JCT）、名神高速道路（上り、京都南～吹田JCT）、阪神高速北神戸線（伊川谷～藍那）等が交通開放された。

1月27日には東西大動脈の中国自動車道、28日には第二神明道路が全区間にわたり通行可能となった。

また、28日には臨海部東西輸送路確保が急務であることから、一部側道（県道）を利用して、阪神高速湾岸線（中島、大阪府～魚崎浜、神戸市東灘区）について、緊急輸送路として開放したが、なお国道2号や山手幹線等一般道路の交通渋滞が著しいため、道路の復旧状況を周知する必要があり、25日、27日には、道路の復旧予定に関する広報を行った。

1月末で、落橋するなど被害の著しい区間を除き、高速道路の応急復旧がおおむね完了するとともに、被災地への緊急救援物資輸送も当初の山場を乗り越えたことから、2月に入ってから緊急救援物資の輸送を確保しつつ、今後増加することが予測される復旧・復興関連交通や経済復興に不可欠の物流交通の円滑化を確保するべく、高速道路を中心とした幹線道路網の復旧戦略について、関係機関との協議を始めた。

その後も復旧は順調に進み、中国自動車道、名神高速道路は7月、阪神高速湾岸線は9月に復旧を完了した。8年1月末現在において復旧が完了していない路線は、阪神高速神戸線（月見山～武庫川）とハーバーハイウェイ（摩耶～ポートアイランド）であり、阪神高速神戸線は、京橋～摩耶間が8年2月19日に復旧完了したが、若宮～京橋間及び摩耶～深江間が8年8月末に、全線は8年10月末に復旧完了見込みである。また、ハーバーハイウェイは8年8月末に復旧完了見込みである。

② 一般道路

17日各土木事務所等が道路の被災の実態調査及び応急復旧工事による交通の確保に努めたが、部分的な情報しか入手できなかった。

当日の県管理道路の通行規制状況は、全面通行止15路線18カ所、片側通行規制15路線20カ所に及び、翌日には全面通行止18路線23カ所、片側通行規制14路線14カ所となった。

20日から、1日2回、通行規制状況の記者発表を行い、23日からは、1日4回に変更する一方、一般からの問い合わせに対し情報の提供を行うとともに、緊急輸送ルート及び主要迂回ルート上の幹線道路を中心に被災箇所の応急復旧に努めた。

25日、阪神間の道路交通の円滑化を図るため、幹線道路の交通規制箇所、現況道路幅員等の調査を行い、幹線道路網の応急復旧の優先箇所を決定した。

これにより、30日には、県管理道路の通行規制状況が、全面通行止14路線16カ所、片側通行規制5路線8カ所となり、震災1カ月後の2月16日には、全面通行止12路線13カ所、片側通行規制7路線10カ所となった。

その後、震災100日目の4月27日には、全面通行止7路線7カ所、片側通行規制6路線9カ所となり、8年1月末現在では、神戸市内における道路崩壊に伴う全面通行止1路線1カ所のみとなった。

イ 港湾

① 被害及び応急・復旧状況

震災直後から、施設の被害状況の把握を始め、加古川・洲本・姫路港・尼崎港の各事務所管内で合計18港79カ所の被害を確認し、応急処置を指示するとともに、危険箇所への立ち入り禁

止等の措置を取り、18日には、応急工事業者の手配をおこなった。

さらに、尼崎港管理事務所管内の尼崎西宮芦屋港西宮地区の西宮大橋の被害状況を確認したところ、ピア3及びピア6がせん断亀裂を生じており、直ちに通行止めする一方、建設省所管海岸について建設省に対し「災害速報」（4海岸、被害金額4億円）を送付した。

19日には、各港の被災した臨港道路及び北淡海岸野島地区の応急復旧を行うとともに、緊急輸送可能経路と使用可能バースの選定を行い、緊急物資、資材等陸揚げ指定岸壁として尼崎西宮芦屋港他2港5カ所、緊急用フェリーの使用可能岸壁として尼崎西宮芦屋港他3港4カ所を決めた。

以後、引き続き被災状況の把握に努めるとともに、運輸省と協議を行いながら、復旧断面、復旧工法の検討や応急復旧工事を実施した。

2月初旬より、二次災害を防止するため、本格的な応急本工事に着手するとともに3月～4月にかけて災害査定を受け、緊急度の高いものから順次工事発注し、防波堤、護岸等防災上重要な施設については、台風期までに措置することができた。なお、8年1月末における工事発注率は94%に達している。

② 通過交通対策（フェリー航路の運航再開、増便）

淡路島の物流を確保するため、フェリー各社は早期の運航再開を目指し、甲子園高速フェリー・西宮フェリー（津名～西宮）、大阪湾フェリー（津名～深日）は地震当日から運航を行い、淡路フェリー（大磯～須磨）は21日、明岩海峡フェリー（明石～岩屋）は22日から運航を再開した。

また、神戸港を起終点とする四国・九州向けのフェリーについては、大阪港に起終点を変更して運航が再開された。

甲子園高速フェリー・西宮フェリーは20日から通常24便／日を25便／日に、大阪湾フェリーは18日から通常20便／日を23便／日にそれぞれ増便し、輸送力を増強した。

ウ 鉄道

① 被害及び応急・復旧状況、不通区間の早期復旧、鉄道代替バスの運行

17日の地震発生時は、ラッシュ時間前で鉄道の運転本数は少なく、JR、阪急、阪神などで走行中列車の脱線が発生したが、幸い死者は出なかった。また、新幹線の初発は6時で運転開始前であった。

地震発生と同時に、近畿圏の鉄道事業者は、広範囲にわたり運転見合わせに入った（JRでは新幹線全線、在来線は東は大垣から西は岡山地区、民鉄は全線）。

各事業者においては、被害状況の把握に努めるとともに、安全が確認された路線から運転が再開されたが、17日中の再開は、JRでは東海道新幹線の京都以東、山陽新幹線の岡山以西、東海道本線の大阪以東及び山陽本線の姫路以西、また県内の民鉄は能勢電鉄（全線）のみであり、阪神間及びその周辺地域の鉄道網は、ほぼ完全にストップした状態であった。

県では、各鉄道事業者に対し、被害状況とその復旧見込み及び運転状況について速やかに情

報提供されるよう要請するとともに、外部からの問い合わせ等に対応した。

18日には、JR東海道本線の大阪～尼崎間、山陽本線の姫路～西明石間、阪急神戸線の西宮北口以東、阪神本線の甲子園以東、山陽電鉄の明石以西、北神急行電鉄（全線）、神戸市営地下鉄の板宿以北などが運転再開された。

しかし、被害状況が明らかになるにつれ、各路線に高架橋の倒壊（JR六甲道駅付近、阪急西宮北口～夙川間、阪神石屋川～西灘間等）や地下構造物の崩壊（神戸高速大開駅付近）など、これまでに例を見ない規模の致命的な損害が発生しており、これらの復旧には長期間を要し、神戸市街地を中心に鉄道網の寸断状態が継続することが判明した。

このため、19日、早期に三宮～西宮間の代替バスを運行するよう近畿運輸局に要請するとともに、バス運行経路の選定や停留所の確保に向けた地元調整を行うこととした。

同日には、JR東海道本線の尼崎～甲子園口間、福知山線の宝塚以北、阪急宝塚線（全線）及び神戸電鉄（鈴蘭台以南と有馬口～有馬温泉間を除く）の運転が再開された。

20日には、代替バス運行予定道路の現状把握や三宮停留所の位置の検討及び代替バスの緊急車両扱いとその表示方法等を確認し、21日には、JR福知山線の全線及び阪急伊丹線の塚口～新伊丹間の運転が再開され、代替バス灘区～中央区間の運行経路の現地調査（山手幹線、国道2号、43号及び南北連絡道路）を行い、国道2号、山手幹線が運行可能と判断し、22日には、代替バスの運行開始に向け、近畿運輸局、建設省兵庫国道工事事務所、県警（交通規制課、菫合署）、神戸市（交通局、土木局）と最終調整を行った。

23日、JRは甲子園口～三ノ宮間、阪急は西宮北口～三宮間、阪神は甲子園～三宮間（いずれも国道2号+山手幹線ルート）の代替バス運行を開始し、同日、JR山陽本線の西明石～須磨間が運転再開した。

また、運輸省により、本震災による鉄道の復旧に要する費用（事業者推定値）は、兵庫県・大阪府域合計で4,120億円（JR関係1,730億円、民鉄関係2,390億円）と発表されたが、この額は、事業者によっては年間鉄道収入の2倍を超える規模となっており、不通期間の長期化により各社とも大幅な減収が見込まれることから、国に対し、鉄道の早期復旧について要望を重ねた結果、国庫補助要件の緩和等の措置がなされた。

25日には、JRが東海道本線甲子園口～芦屋間の運転を再開し、代替バスは芦屋～三ノ宮間に運行区間に縮小、26日には、阪神本線の甲子園～青木間の運転を再開し、代替バスは青木～三宮間に運行区間を縮小した。27日、山陽電鉄本線の明石～霞ヶ丘間が運転を再開した。

28日には、代替バス運行ルートの交通渋滞が激しいことから、国道43号専用レーンを設定し、JRの芦屋～三ノ宮間、阪急の西宮北口～三宮間、阪神の青木～三宮間の直行便（途中無停車）の運行を開始した。

30日のJR山陽本線須磨～神戸間の運転再開（山陽本線全線再開、但し複々線の内複線復旧）に伴い、JRが神戸～三ノ宮間の、また阪急が高速神戸～三宮間の代替バスの運行を開始した。同日、山陽電鉄本線の霞ヶ丘～滝の茶屋間も運転再開。

代替バスの輸送状況が、運行初日(23日)の輸送人員約32千人/日、車両は約490輛/日から、30日には約96千人/日、1,500輛/日へと増加したため、各バス事業者に警備員の配置や旅客を誘導する駅員の増強を要請するなどの対応を取った。

31日、三宮乗り場における国道2号の歩道防護柵の撤去が完了し、旅客の流れも多少改善された。また、山陽電鉄は東垂水～西代間に代替バスの運行を開始した。

2月1日、高速神戸～阪神三宮間の運転が地下線内の遺留車両を利用して再開され、西部方面から三宮へはJRとの乗り継ぎにより鉄道輸送が確保された。

2日、鉄道の復旧に要する費用の見直し額を運輸省が発表、兵庫県・大阪府域合計で3,530億円(JR関係1,280億円、民鉄関係2,250億円)となった(内兵庫県域分は3,439億円)。

5日、甲東園駅付近での山陽新幹線の橋梁落下等により不通となっていた阪急今津線の全線が運転を再開した。

6日に神戸高速新開地～花隈間が運転再開、これに伴い阪急の代替バスは高速神戸～三宮駅の運行を廃止した。

7日、神戸電鉄有馬線の鈴蘭台～長田間が運転再開、長田～新開地間に代替バス運行を開始したが、残る不通区間についてはトンネルの損害が大きく、再開予定は長田～湊川間が8月上旬、有馬口～有馬温泉間が4月上旬とされた。

8日、JR東海道本線芦屋～住吉間が運転再開し、これに伴い代替バスの運行区間を住吉～三ノ宮間に短縮するとともに、運行経路の一部を山手幹線から国道2号に変更した。

三宮周辺の渋滞緩和や代替バス回送時間の短縮を図るため、10日に回送ルートとしてJR三ノ宮南側ロータリーを利用することとし、近畿運輸局、県警本部、葺合署、バス事業者と現地協議を行い、翌11日よりロータリーを利用した回送を行うこととした。これにより、三宮周辺の渋滞が緩和するとともに、回送時間が大幅に短縮した。

11日、阪神本線の青木～御影間が運転再開し、これに伴い代替バスの運行区間を御影～三宮間に短縮した。

13日、阪急神戸本線の御影～王子公園間が運転再開、これに伴い、阪急は阪急御影駅～JR住吉～阪神御影間の連絡バスの運行を開始した。

代替バスの輸送状況は、2月6日で輸送人員は約130千人/日、車両は約1,990輛/日であり、2月16日には約183千人/日、2,890輛/日と増加し続けた。

16日、神戸市営地下鉄の全線が運転を再開したが、新長田、上沢、三宮の3駅については、駅施設の復旧に時間を要するため、通過となった。また、夜間に復旧工事を行うため営業時間は平常時より短縮となった。

20日、JR東海道本線灘～神戸間及び阪神本線岩屋～三宮間が運転再開となり、これに伴い代替バスの運行区間が住吉～灘間及び御影～岩屋間にそれぞれ短縮となった。また、翌21日には、山陽電鉄本線の東須磨～須磨寺間が運転再開となった。

3月13日、阪急神戸本線の王子公園～三宮間が運転を再開し、これによりJR、阪急、阪神

の全てが三宮に乗り入れを再開することとなった。また、代替バスの運行区間は西宮北口～御影間に短縮となった。

24日、山陽電鉄本線の東須磨～板宿間がかねてから建設中であった地下新線を利用して運転を再開した。

また、駅施設の復旧のため通過扱いとなっていた神戸市営地下鉄の新長田、三宮の2駅は3月16日に、上沢駅は3月31日にそれぞれ営業を再開した。

4月1日、JR東海道本線の住吉～灘間が運転を再開し、日本の大動脈の一つがようやく全線運転再開となった。それに伴い、JR代替バスの運行は3月31日をもって終了となった。

7日、阪急神戸本線の岡本～御影間が運転を再開し、翌8日にはJR東海道・山陽新幹線の新大阪～姫路間が運転を再開した。これにより、JR線は全て運転を再開したこととなった。

5月12日には、六甲ライナーが六甲アイランド内で、22日にはポートライナーがポートアイランド内でそれぞれ運転を再開した。

6月1日、阪急神戸本線の岡本～御影間及び神戸高速鉄道東西線の花隈～阪急三宮間の運転が再開され、12日の西宮北口～夙川間の運転再開により、阪急線はすべて運転再開の運びとなった。

16日には、山陽電鉄本線の須磨浦公園～滝の茶屋間が、18日には板宿～西代間及び神戸高速鉄道東西線の西代～高速長田間が運転を再開した。これにより、山陽電鉄が全線運転再開となり、私鉄利用による神戸中心部～播磨方面への移動が可能となった。

22日、神戸電鉄有馬線の長田～湊川間及び神戸高速鉄道南北線の新開地～湊川間が運転を再開し、神戸電鉄の全線が運転を再開することとなった。

さらに26日には、阪神本線の御影～西灘間の運転再開により、阪神線が全線運転再開となり大阪～神戸間の3鉄道（JR、阪急、阪神）が全て復旧したこととなった。

3線の復旧により、代替バスの運行は全て終了したが、1月23日の運行開始からの運送実績は、3社の合計で約1,450万人、約26万輛であり、1日あたりの最大では3月19日に3社合計で約23万人、約4千輛を記録した。

7月20日、六甲ライナーがアイランド北口～魚崎間の運転を再開し、31日にはポートライナーが中公園～三宮の運転再開をもって全線復旧となった。

8月13日、神戸高速鉄道東西線の新開地～高速長田間の運転を再開し、神戸高速鉄道は全線で運転を再開することとなった。

23日、六甲ライナーの魚崎～住吉間が運転を再開し、この六甲ライナーの全線再開をもって全ての鉄道が運転を再開することとなった。

そして、兵庫県南部地震の発生からちょうど1年目となる平成8年1月17日、駅施設の復旧のため通過扱いとなっていた神戸高速鉄道の大開駅が営業を再開した。

② 通過交通対策

地震発生以降不通となったJR東海道・山陽新幹線等の新大阪～姫路間の通過交通対策とし

て、次のとおり対策が実施された。

23日からの阪神間の鉄道代替バスが運行されるまでは、18日から運転再開の北神急行線（新神戸～谷上間）、19日から運転再開の神戸電鉄有馬・三田線（谷上～三田間）とJR福知山線（19日に広野～宝塚間、21日には全線再開）を乗り継ぐ経路が阪神間を結ぶ唯一の陸上公共交通機関として活用され、これに対応して福知山線では21日から大阪～新三田間に臨時列車の増発が実施された。

また、運転中のJR在来線を活用した迂回輸送対策も実施された。

姫路と山陰本線和田山を結ぶ播但線では、1月23日から姫路～新大阪間に直通快速1往復／日、姫路～和田山間にノンストップ快速4往復（27日からは6往復）を運転し、加古川と福知山線谷川とを結ぶ加古川線では、加古川～谷川間で1月28日から7往復、2月6日からはさらに2往復の増発を行うとともに、これまで所要時間短縮の大きなネックとなっていた西脇市での乗換を殆どの列車について不要とする利便性向上策がとられた。合わせて、両線との接続改善のため、1月23日から和田山駅及び谷川駅に全特急列車の臨時停車が実施された。

その後、27日に中国自動車道を暫定的に供用再開することとなり、県、近畿運輸局、JR西日本との調整の結果、中国自動車道～播但自動車道経由による新大阪駅～姫路駅間に、神姫バス・西日本ジェイアールバスによる1日10便の代替バスの運行を開始したが、中国自動車道の交通渋滞が激しく、翌28日からは、JR福知山線三田駅～姫路駅間に縮小して運行することとなった。初日の1月28日の輸送人員は532人／日、その後、増加を続け2月16日の輸送人員は2,204人／日となった。

JR東海道本線の不通により、首都圏・関西～九州・四国間を結ぶ長距離寝台特急列車のすべてが長期運休となったが、この内、新大阪～西鹿兒島間の「なは」及び京都～長崎・佐世保間の「あかつき」については、1月30日から福知山・山陰・播但線経由の迂回ルートによる臨時ダイヤでの運転が開始された（「なは」は新大阪～熊本間に短縮）。

また、JR東海道本線の不通は、貨物輸送にも大きな影響を与え、神戸港駅を中心とする県内発着貨物はもとより、鉄道貨物輸送の動脈であった同線を通過する貨物列車も長期運休を余儀なくされた（40往復／日、コンテナ8,000個／日）。

この対策として、まず大阪・京都市内の各貨物駅と姫路貨物駅との間においてトラックによる代行輸送及び大阪港～玉島港間（2/20から新岡山港間追加）で船舶による代行輸送がとられるとともに、2月11日からは山陰本線・伯備線経由で貨物列車の迂回運転が開始されたが、迂回運転の輸送力は当面1日1往復（コンテナ車10両）に留まっていた。

なお、これらの代替バス運行及び臨時ダイヤによる運行は、4月1日のJR東海道本線の全線運転再開まで続けられた。

別表

阪神・淡路大震災下の臨時旅客航路開設状況

	航路	運航事業者	運航期間	運航便数
一 般 旅 客 船	神戸(メリケンパーク) ～ 神戸(KCAT)	早駒運輸(株)	1月19日 ～ 2月28日	1/19 2便、1/20 3便 1/21 4.5便、1/22～28 5.5便 1/29～2/ 8 5便、2/ 9～2/28 4.5便
	神戸(メリケンパーク) ～ 神戸(ポートアイランド北公園)	神戸観光汽船(株)	1月20日 ～ 5月18日	1/20～24 6便、1/27 7便 1/26～28 8便、1/29～31 11便 2/ 1～3 11.5便、2/ 4～28 11便 3/ 1～5/18 6便
	神戸(中峡) ～ 神戸(ポートアイランド北公園)	神戸観光汽船(株)	1月20日 ～ 5月26日	1/20～24 6便、1/25 7便 1/26～28 8便、1/29～2/ 6 11便 2/ 7～10 11.5便、2/11～12 11便 2/13～17 11.5便、2/18～19 11便 2/20～23 11.5便、2/24～26 11便 2/27～28 11.5便、3/ 1～4/28 6便 4/29～5/26 4便
	神戸(ハーバーランド) ～ 大阪(天保山)	共同汽船(株)	1月20日 ～ 3月31日	1/20 3便、1/21～22 9便 1/23～3/31 12便
	神戸(ハーバーランド) ～ 大阪(天保山)	徳島高速船(株)	1月20日 ～ 3月31日	1/20 2便、1/21～22 3便 1/23～3/31 4便
	姫路 ～ 神戸(メリケンパーク)	家島汽船(株)	1月21日 ～ 2月 5日	1便
	大阪(天保山) ～ 神戸(ハーバーランド)	大阪水上バス(株)	1月21日 ～ 2月26日	1/21～28 1便 1/29～2/26 2便
	神戸(メリケンパーク) ～ 明石	淡路フェリー・ポート(株)	1月22日 ～ 1月30日	1/22 4便 1/23～1/30 4.5便
	神戸(メリケンパーク) ～ 明石	明岩海峡フェリー(株)	1月22日 ～ 1月31日	1/22 4便、1/23～1/30 5便 1/31 3便
	姫路 ～ 大阪(天保山)	境が浜 マリンアンドクルーズ(株)	1月23日 ～ 2月21日	2便
	高松 ～ 神戸(メリケンパーク)	加藤汽船(株)	1月23日 ～ 2月28日	1/23～2/19 2便 2/20～2/28 1便
	神戸(メリケンパーク)～ 西宮(今津)～ 徳島	徳島高速船(株)	1月24日 ～ 3月31日	(徳島～西宮) 1/24～25 0.5便 1/26～ 1便 (神戸～西宮) 1/24～25 5.5便 1/26～2/26 6便 2/27～3/31 3便
	神戸(KCAT) ～ 大阪(天保山)	海上アクセス(株)	1月24日 ～ 4月21日	1/24～2/ 1 6便 2/ 2～4/21 6.5便
	神戸(メリケンパーク) ～ 明石	播淡連絡汽船(株)	1月26日 ～ 1月30日	4便

	航 路	運航事業者	運航期間	運 航 便 数
一 般 旅 客 船	富島 ～ 岩屋 ～ 神戸(メリケンパーク)	(株)西淡路ライン	1月26日 ～2月5日	2便
	神戸(メリケンパーク) ～ 大阪(天保山)	浜中興業(株)	1月26日 ～3月31日	便数不詳
	神戸(六甲ランド北公園) ～ 大阪(弁天町)	(株)神戸ヨット	1月28日 ～2月4日	2便
	神戸(ハーバーランド) ～ 大阪(南港)	関西急行フェリー(株)	1月29日 ～3月24日	2便
	神戸(メリケンパーク) ～ 大阪(南港)	淡路連絡汽船(株)	1月31日	1便
	神戸(六甲ランド北公園) ～ 神戸(住吉物場)	早駒運輸(株)	5月22日 ～7月19日	18.5便
フ ェ リ ー	神戸(KCAT) ～ 関西国際空港	関空カーゴアクセス(株)	1月23日 ～8月31日	1/23～2/19 4便 2/20～8/31 5便
	淡路(大磯) ～ 泉大津	淡路フェリーボート(株)	3月21日 ～5月25日	3/21～5/9 1便 5/10～5/25 2便

13 教育対策

〔概要〕

この度の大震災は、被災住民の生活基盤はもとより教育基盤を大きく揺り動かすものであり、被災児童生徒の教育の確保や、保護者の経済的負担の軽減への配慮などが大きな課題となった。

まず、公立学校関係では、児童生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関の途絶・遮断などで休校措置を余儀なくされる中、生徒・教職員の通学・通勤対策の検討を行う一方、避難所となった学校では、教職員等が避難者の救援に奔走するとともに、早期の授業再開や仮設校舎の設置などの緊急課題に対処した。学校での被災者の受け入れについては、関係機関とともに早期の解消に努めたが、8年1月16日現在、9校で44人の避難者が生活している。

また、多くの児童生徒が、家屋損壊などの被害のため、県内外への避難を余儀なくされたり、生活の基盤をなくしたことから、緊急避難的な転校や教科書等の学用品の給与、授業料等の免除など、経済的な支援をはじめとする諸施策を実施した。さらに、間近に迫った高等学校入学者の選抜について、日程変更などを行った。

加えて、被災者の教育相談に対処するための体制整備を図ったほか、震災により大きな心理的ショックを受けた児童生徒に対する心のケア事業を実施した。

震災による児童生徒の転出は、ピーク時には26,000人に達したが、これは一時的な避難のためであって、近い将来相当数が戻ってくることが予想され、また、被災地にいる子供たちの心のケアや災害からの教育復興への取り組みが必要となるため、教職員定数と学級編制について弾力的な措置を講じることとした。具体的には、いわゆる標準法により国で措置される教職員定数について、震災がなかったものとして算定した定数の確保を国に強く働きかけ、平成7年度の学級編制については、年度内に戻ると見込まれる児童生徒の数を加えて編制し、年度内の学級編制替えを避けることとした。なお、こうした推計にあたっては、サンプル調査により、県内外へ転出した児童生徒数のうち約8割が戻ってくると見込んだ。

その後、学校では被災建物の撤去と復旧が空前の規模と体制で進行中である。ただ復旧のみを目指すのではなく、この貴重な経験を生かす方向での取り組みも始められ、復興につながる努力が具体化しはじめている。

一方、私立学校については、教科書等学用品の無償給与や授業料・入学料の軽減措置への支援を行うとともに、私立学校の当面の運転資金を確保するため各種補助金の交付時期を早める等の措置を講じた。

また、文部省に対して、①激甚災害国庫補助の私立学校に対する復旧予算の確保と補助率のかさ上げ、②補助対象校の専修学校・各種学校への拡大、③応急仮設校舎建設費の補助対象化、④私立学校への授業料等軽減措置に対する財政援助要望を行い、併せて日本私学振興財団への要望も行った。

さらに、被災した私立学校に対し、教育用備品等の復旧に要する経費について経常費補助等の上乗せ助成を行うこととした。

加えて、国や県の事業を補完するため、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による私立学校仮設校

舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助等を創設した。

なお、私立学校においても、施設復旧に伴う国庫補助の現地調査が3月から文部省により実施された。

(1) 児童生徒、教育施設等の被害状況

ア 児童生徒等の死亡者の状況

この度の大震災で犠牲となった児童生徒等の死者数は、全県で481人で、学校別では以下のとおりである。

小学校児童の死亡者数は、県下合計で165人〔内訳：神戸市立108人、阪神地域50人（西宮市立35人、芦屋市立12人、伊丹市立1人、宝塚市立2人）、淡路地域4人、私学3人〕。

中学校生徒の死亡者数は、県下合計で85人〔内訳：神戸市立47人、阪神地域31人（西宮市立20人、芦屋市立7人、宝塚市立4人）、淡路地域3人、私学4人〕。

高等学校生徒の死亡者数は、県下合計で65人〔内訳：神戸市立17人、県立24人、私学24人〕。

盲・聾・養護学校生徒の死亡者数は、県下合計で4人〔内訳：神戸市立3人、県立1人〕。

幼稚園児の死亡者数は、県下合計で38人〔内訳：神戸市立4人、阪神地域4人（西宮市立1人、芦屋市立3人）、私学30人〕。

専修・各種学校生徒の死亡者数は、県下合計で14人。

大学・短大生の死亡者数は、県下合計で110人。

イ 学校教職員の死亡者の状況

この度の大震災は、教職員にも多くの犠牲者を出し、死亡者数は全県で40人となっている。学校別の死亡者数（県下合計）は、以下のとおりである。

小学校教職員11人〔内訳：神戸市立7人、阪神地域2人（西宮市立、芦屋市立）、淡路地域2人〕。

中学校教職員3人〔内訳：神戸市立2人、阪神地域1人（西宮市立）〕。

高等学校教職員4人〔内訳：県立3人、西宮市立1人〕。

盲・聾・養護学校教員1人（神戸市立）。

幼稚園教職員4人〔内訳：神戸市立1人、阪神地域1人（芦屋市立）、私学2人〕。

専修・各種学校教職員6人。

大学・短大教職員11人。

ウ 学校施設の被害状況

県立学校174校中、152校に被害があり、うち改築が必要な学校は7校あった。

市町立学校1,835校中、21市48町の944校に被害があり、うち大規模な被害校は69校であった。

私学では、小・中・高等学校で49法人、幼稚園210園、専修・各種学校で157校（外国人学校16校を含む）、大学・短大で44校に被害が出た。このうち、全壊を含む大規模被害を受けた学校は、小・中・高校8法人、幼稚園16園、専修・各種学校19校（外国人学校2校を含む）、大学・短大9校の計40法人・校であった。

さらに、2月18日以降の調査により改築が必要となった学校は、県立学校では4校増の11校に、また、市町立学校では大規模被害校69校のうち43校が改築と判定された。

なお、危険な校舎については、早急に取り壊しが行われた。

エ 社会教育施設の被害状況

県立施設では、近代美術館（神戸市）、図書館（明石市）、人と自然の博物館（三田市）、歴史博物館（姫路市）、嬉野台生涯教育センター（社町）に被害があったものの閉館は近代美術館（2階部分落下の危険）のみであった。

市町立施設では、公民館122、図書館24、博物館等20、青年教育施設5、少年教育施設4、婦人教育施設1、視聴覚教育施設3、その他1の計180施設に被害があった。

オ 文化施設（ホール）の被害状況

県立施設では、兵庫県民会館、兵庫県民小劇場、尼崎青少年創造劇場、但馬文教府、丹波文化会館、淡路文化会館に被害があり、このうち、尼崎青少年創造劇場は1月31日まで、兵庫県民会館、兵庫県民小劇場及び淡路文化会館は3月31日まで休館した。

また、市町立の施設では、38施設に被害があり、とくに、神戸市東部から芦屋市、西宮市の施設の被害が甚大であり、当初、再開のめどがたたないほどであった。

カ 社会体育施設の被害状況

県立施設では、文化体育館（神戸市）、海洋体育館（芦屋市）、総合体育館（西宮市）、弓道場（明石市）に被害があった。建物の被害が比較的軽かった総合体育館は平常業務を続けたが、他の3施設は震災直後から休館した。平成6年度中に応急復旧工事を実施した海洋体育館と補修復旧工事を実施した弓道場は、4月から業務を再開した。文化体育館は、スポーツ館が半壊して使用不能となり、本館もアリーナに大きな損傷を受けたため業務を休止している。なお、海洋体育館は、護岸、艇置場、陸揚げスロープに隆起、陥没等大きな被害を受けており、本格復旧には至っていない。

市町立施設では、体育館46、運動場10、球技場7、テニスコート10、プール9、武道場4の計86施設に被害があった。

キ 文化財の被害状況

国指定の文化財(546件)では、建造物29、美術工芸品7、民俗文化財1、史跡7、重要伝統的建造物群保存地区1(34棟)の計45件に被害があった。主な被害文化財としては、旧神戸居留地十五番館の壊滅をはじめ旧ハンター住宅、旧トーマス住宅、小林家住宅(旧シャープ住宅)の煙突落下、屋根破損などや旧山邑家住宅、太山寺本堂(国宝)等である。

県指定の文化財(717件)では、建造物44、美術工芸品3、民俗文化財4、史跡2、名勝1の計54件に被害があった。主な被害文化財としては、山邑家住宅主屋、山邑酒造酒蔵の倒壊や長遠寺庫裡、川向家住宅、上谷上農村歌舞伎舞台、灘酒造用具一式等である。

なお、被害が甚大であった県指定重要文化財の山邑家住宅、山邑酒造株式会社酒蔵、旧辰馬喜十郎店・酒蔵の3件については、生き埋め者の緊急救出等に伴い滅失し、指定を解除した。

(2) 教育の応急対策

ア 応急教育

① 学校の休校措置

i 県立高等学校

1月18日以降、阪神地域の一部と比較的被害の少なかった東播磨、淡路地域の高等学校で、漸次授業を再開していった。

1月26日時点では、神戸・阪神地域の半数近くの高等学校が休校であったため、学校長を召集して緊急連絡会を開催し、具体的な授業再開の方法（分校方式、混合授業方式、暫定的転校方式等）と授業実施の方法（昼間2部授業、時差通学等）の説明を行った。

その後、公共交通機関や水道・ガス等の復旧に伴い、被害の大きかった学校でも短縮授業や分校方式などの方法を取り入れながら授業を再開していった。2月10日、湊川高校の授業再開により県立高等学校の休校はなくなった。

ii 市町立学校

1月18日以降、学校への避難者の受け入れを優先しながら、東播磨、淡路両地域から徐々に授業再開が進んだが、神戸市立小・中学校は全校休校、阪神地域では、西宮市、芦屋市の全校と他市の一部小・中学校が休校していた。

1月30日時点では、芦屋市の全校と神戸市の109校、さらに西宮市の一部小・中学校がまだ再開していなかったが、他の市では短縮授業を含めて再開していた。なお、校舎の被害が大きい学校では、臨時校舎の建築や周辺学校への分散等により授業を再開した。

2月17日時点でも、神戸市の19小学校、1高等学校、3養護学校と西宮市の1養護学校が依然として休校であったが、2月24日全校で授業が再開されるにいたった。

iii 県立盲・聾・養護学校

校舎の損壊やライフラインの寸断で授業が実施できない状態になるとともに、神戸・阪神地域では、家屋の倒壊などにより、避難を余儀なくされる児童生徒もあった。

このため、神戸・阪神地域の県立盲・聾・養護学校9校は、数日間の休校や短縮授業を行ったが、校舎の損壊状況が授業に支障をきたす程のものでないことが判明するに伴い、1月30日すべての県立盲・聾・養護学校が授業を再開した。

iv 県立大学

大学施設そのものの被害は比較的軽微だったが、交通機関の寸断のため、休講を余儀なくされた。その後、1月19日に姫路短期大学、1月21日に姫路工業大学、1月24日に看護大学がそれぞれ授業を再開したが、神戸商科大学は、神戸市営地下鉄が不通のため後期授業を打ち切り、定期試験に代えて平常点等で単位認定を行った。

v 私立学校

学校の多くが神戸・阪神地域に所在し、交通機関の寸断等のため、震災直後は被災地の大部分の学校が休校したが、次第に平常化に向かい、3月初めには、一部の幼稚園を除き、授

業を再開した。なお、幼稚園ではもともと園児数が減少気味であったことに加えて震災の被害があったため、7年度から休園となった園が4園ある。

vi 外国人学校

県内19校のすべてが震災により休校したが、被害がわずかであった学校（4校）が震災後3～4日後から授業を再開し、その他の学校（15校）も順次再開した。

また、神戸中華同文学校、マリスタ国際学校、東神戸朝鮮初中級学校、カナディアン・アカデミーなどでは国籍を問わず避難者を受け入れ、避難活動を行うとともに、そこでは外国人県民と日本人県民の交流が見られた。

さらに、外国人学校に対する支援として、校舎の損壊等、災害復旧に係る事業について国庫補助制度（補助率1/2）、日本私学振興財団による長期低利融資制度が創設されたほか、財団法人阪神・淡路大震災復興基金の事業として授業料等の軽減に対する助成、教育用備品等の復旧経費に対する助成、融資に対する利子補給、応急仮設校舎建設費に対する助成、非学校法人の施設復旧費補助が創設された。

なお、県内のすべての外国人学校を構成メンバーとする兵庫県外国人学校協議会が、7月26日に設立され、外国人学校への支援、日本人との交流の促進による地域の国際化を推進することとしている。

② 転校手続き

i 県立高等学校等

被災による転入学について可能な限り弾力的に取り扱うこととし、各県立高等学校長に対して、特別に配慮するよう文書で通知した。

また、私立高等学校の生徒の受入れについても、カリキュラム等の問題があるものの可能な限り弾力的な取り扱いを行うよう指導した。

ii 公立小・中学校

倒壊や焼失等により自宅に住めなくなった家庭が多く、また、校舎の損壊や教室が避難所となり、授業再開の見込みが立たない学校も多いことなどもあって、震災直後から県内はもとより全国各地へ転出する児童生徒が相次いだ。

そのような児童生徒の就学の機会を確保するため、転入学の手続きを円滑に行う必要があったが、「平成7年兵庫県南部地震における被災地域の児童生徒等の転入学等について」（1月19日付）の文部省通知により、全国の学校で、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることが可能になった。

転出した児童生徒は28,000人（3月24日現在累計）を超えたが、保護者や児童生徒には、状況が改善されれば元の学校に戻りたいという希望が強いことと、児童生徒の安否確認や、被災状況の把握に追われ、教師が転出に伴う事務を従来どおり処理することが困難となったため、県教育委員会は文部省の指導を受け、2月10日、「兵庫県南部地震における被災地域等の学校運営について」の通知を発し、各市町教育委員会に指導要録、卒業証書等の弾力的

扱いの具体的方針を示した。

一方、被災地では、授業再開時に半数以上の児童生徒が転出しているなどの状況もあって、平成7年度への対応に苦慮した学校もあった。なお、転出者数はその後落ち着きを見せ、9月1日現在9,977人、8年1月12日現在では9,818人となった。

iii 県立盲・聾・養護学校

震災直後から県内はもとより他府県へ転出する児童生徒がでる中で、障害のある生徒が、障害児学校に就学した場合には就学奨励費が支給されること等を勘案して、原則として正式な転校手続きをとることとした。ただ、受入れ校や各家庭の事情を配慮しながら、小・中学校等の転入手続きに準じて弾力的に取り扱えることとした。

2月17日には、一時的な転出入も含めて児童生徒の転出数は92人、8年1月12日現在で43人となった。

③ 教職員定数の確保

被災地の小・中学校における平成7年度の学級編制については、当該年度中に戻ってくるであろう転出者を加えた児童生徒数で行うとともに、さらに災害を受けて精神的に不安定になった児童生徒の心の理解とケアへの取り組みや防災教育の推進など復興に向けた取り組みができるよう担当教員を配置した。平成8年度についても同様の措置が継続できるよう国に対し強く要望している。

④ 仮設校舎

被災県立学校のうち、改築が必要な学校は7校9棟、大規模補修が必要な学校は6校7棟、市町立学校では大規模な被害を受けた学校が69校にのぼった。

これらの学校では、当分の間仮設校舎で対応せざるを得ないが、県立学校では震災復旧需要による建築資材や施工業者の不足等のため、とりあえず普通教室と管理諸室の必要な6校に限定して仮設校舎（普通教室120室、管理諸室20室）を建てることとし、平成7年度には9校で特別教室等66室、実習室6室を建築した。

県立兵庫高校のように、全校分の仮設校舎を県立鈴蘭台西高校の第2グラウンドに建設することとし、その建築期間は県立鈴蘭台高校と県立神戸甲北高校を借用しながら授業を再開したケースもある。なお、兵庫高校では、6月5日に3年生が、9月26日に1・2年生が本校に復帰することとなった。

なお、現行制度では仮設校舎で国庫補助の対象となるのは、本来校舎の建替えなどの場合に限られているため、避難所になった学校における教育活動の確保のために仮設校舎が建設された例はこれまでなく、これらの場合にも補助対象とするよう様々な機会をとらえ国に要望した。

市町立学校については、設置者である市町において必要な仮設校舎の建築を行うことになっており、2月17日現在では7市1町の86校で建設が検討あるいは実施されていた。

また、2月18日以降の状況は次のとおりである。

被災県立学校のうち、改築が必要な学校が4校増え11校18棟に、大規模補修が必要な学校が

3校3棟に、市町立学校では、改築が必要な学校が43校61棟、大規模補修が必要な学校が26校にのぼり、仮設校舎については、県立学校では平成6年度中に7校で建設し、平成7年度には11校で特別教室90室等を建設した。市町立学校については、7市2町の89校で仮設校舎が建設された。

また、校舎の補修あるいは避難者により授業の実施に支障が生じる場合に建設するときも、国庫補助対象とされることになった。

避難住民に係る仮設校舎については、7月以降急速に解消され、8年1月に全て撤去された。

⑤ 避難場所となっている学校等の被災者への対応と授業の確保

i 県立高等学校

避難所となっている県立高等学校では、教職員が交代で学校に泊まり込み、被災者の世話に当たった。多くの学校では、断水のため、教職員などがプールの水を汲み上げトイレに用いた。さらに、仮設トイレの設置を災害対策本部へ要望し、1月22日に県環境局より全国環境整備事業協同組合等を通じて、順次設置されることになった。また、トイレに用いるプールの水の補給が必要な学校に対しては、企業庁が給水車で補給した。

避難者の数は徐々に増え、1月24日のピーク時には12校、10,548人になったが、その後漸減し、1月30日には8,381人となった。

各学校では、教職員が被災者の支援にあたる一方、授業の再開に努めたが、校舎の損壊や交通機関の途絶などにより、1月30日までに授業が再開できた学校は4校であった。

また、生徒の中には、ボランティアとして被災者名簿の作成や救援物資の仕分け・配布等を行った者も多く見られた。

特別教室の活用などによる授業場所の確保、2部授業、あるいは分校方式と、各学校の実情に合わせた授業再開に向けての取り組みがなされ、さらに4校が2月2日までに授業を再開したが、避難者が教室を使用している4校（御影、夢野台、兵庫、長田）では、授業の再開が遅れ、2月10日ようやくすべての学校で授業を再開した。

その後も避難者は次第に減少していき、被災1カ月後の2月17日には4,837人、3カ月後の4月17日には2,302人、6カ月後の7月17日には830人、1年後の8年1月16日には3世帯6人となった。

ii 公立小・中学校

被災地域の小・中学校は災害発生と同時に避難者の受け入れを進め、ほとんどの学校が避難所となり、避難者の救援活動を行いながら、授業再開に向けた取り組みを進めていった（1月23日現在避難者数：371校に約17万人）。

1月30日の時点で、芦屋市の全校と神戸市の109校、さらに西宮市の一部小・中学校がまだ再開されておらず、体育館をはじめ、教室、特別教室等ほとんどの施設に避難者が入っているため、授業再開の見通しの立たない学校が多くあった（1月30日現在避難者数：345校に約15万人）。

避難者数が減少してきた学校では、避難者に教室から体育館等に移動願うなどして授業再開に向けた教室確保を行った。2月17日現在の避難者数は304校に約11万人。2月24日には全校で授業を再開した。

避難者数は順次減少し、川西市では4月3日、伊丹市では4月7日、尼崎市では5月15日、宝塚市、芦屋市では5月22日、西宮市では9月1日に学校における避難所は解消されたが、神戸市では8年1月16日現在、8校の小・中・高校で38人の避難者が生活していた。

また、4月から5月にかけて、市町立学校（全日制高校を除く）新規採用教員314名を初任者研修として神戸市内14校の小・中学校へ、1泊2日の日程で支援活動に派遣した。

iii 県立盲・聾・養護学校

震災直後から避難所になったのは県立盲・養護学校の2校で、自校の生徒やその家族、近隣の被災者を約250人受け入れた。これらの学校では、体育館や特別教室での受け入れであったため、授業再開には大きな支障はなかった。また、運営にあたっては地元自治会や保護者が中心になり、教職員の負担軽減が図られた。

iv 社会教育施設等

被災直後から、住民に公民館・図書館等の社会教育施設や体育館などの社会体育施設を避難場所として提供するとともに、施設職員が被災住民の生活相談に応じたり、生活物資の配送に従事した。特に、公民館等では被災した児童生徒に学習場所として施設を夜間開放するなどの対応も行った。

⑥ 県立盲・聾・養護学校児童生徒緊急避難対策

震災で家屋を失った児童生徒に対して、寄宿舍への緊急避難的な入所を受け入れるべく1月24日から検討を始め、神戸・阪神間の関係県立盲・聾・養護学校長あて通知して希望者の把握に努めたが、結果としては、家族のもとで一緒に暮らしたいという希望が強く、入所者はいなかった。

⑦ 県立高等学校生徒の通学対策

公共交通機関の途絶等により通学が困難になった生徒に対して、臨時スクールバスの運行を検討した。神戸・阪神地域の県立高等学校55校で、必要台数が365台との試算も行ったが、1月20日、バスの手配や道路状況等により、実施困難と判断した。

なお、県立兵庫高校の場合、4月以降は、県立鈴蘭台西高校に設置した仮設校舎で授業を行うこととしたため、新たに通学費用の負担が必要となる生徒に対して、通学定期券を給付することとした。定期券の給付は3年生は6月4日まで、1・2年生は9月25日まで行い、それぞれ本校への復帰に伴い終了した。

⑧ 県立高等学校教職員の通勤対策

1月19日の出勤状況は60%前後であり、通勤バスの配車の対策も考慮したが、その後、教職員一人ひとりの努力の結果、1月27日では80%、さらに2月5日には97%の出勤が確保された。

⑨ 避難住民の多い県立学校への県立学校教職員の派遣

避難場所となっている県立学校は、御影、神戸、夢野台、兵庫、神戸北、長田、星陵、舞子、兵庫工業、西宮、芦屋、武庫工業、伊丹西の各高校、盲学校及び神戸養護学校の15校で、避難者数は最も多いときには10,000人を超えており、当初から当該校の教職員が献身的に避難住民の世話を行ってきた。

県教育委員会としては、住民の避難生活が長引くと判断し、教職員への支援対策として、近隣の県立学校の教職員から活動支援従事者を募り、1月22日から特に支援の必要な御影、兵庫、長田、星陵、芦屋、夢野台、兵庫工業の県立7校に合わせて30~40人を連日派遣した。また、事務室への事務補助として、御影、兵庫、長田、夢野台の4校に事務長会、事務職員協会の支援を得て2月4日から各校2人を派遣した。派遣は7月7日まで実施し延べ1,712人となった。

一方、他県からの支援の申し出も相次ぎ、和歌山県、広島県、滋賀県、三重県から延べ1,139人（1月31日~6月3日）の派遣を受けた。

なお、県立学校及び市立高校の初任者研修の一環として、避難所での活動支援を県立長田高校と県立兵庫高校で実施し、4月12日から約3カ月間に渡り、2泊3日の日程で、128名の初任者が、救援物資搬入・仕分け、電話対応などの避難所活動支援に従事した。

⑩ 私立学校等への応急支援

1月18日から、各学校へ電話等により被害状況の確認を行うとともに、私立学校の災害復旧の支援方策の検討に入った。

激甚災害法の補助対象となる私立学校は、学校教育法の第1条校（幼稚園から大学）だけであり、専修学校や各種学校（外国人学校を含む）は対象となっておらず、また、補助率も予算の範囲内で2分の1となっていることから、文部省に対して激甚災害国庫補助の私立学校に対する復旧予算の確保と補助率のかさ上げ、補助対象校の専修学校・各種学校への拡大などを要望することとし、1月23日に来県した文部省調査団に提出した。

また、学校の当面の運転資金を確保するため、3月末交付の経常費補助金のかなりの部分を2月末に前倒し交付することとし、幼稚園設備教材費補助金等も従来より交付時期を早めた。

同様に、7年度においても経常費補助の前倒し交付を行った。

さらに、被災した高校生の喪失教科書の給与に要する経費や、被災した私立学校に係る教育用備品等の復旧に要する経費について、経常費補助等の上乗せ助成を行うこととした。

加えて、国庫制度や県単独実施措置を一步踏み出してきめ細かな支援を行うため、財団法人阪神・淡路大震災復興基金により、私立学校仮設校舎補助、私立学校復興支援利子補給、私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助、私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助を創設した。

被災者の受入れを確認している私立学校は、1月下旬のピーク時で、小学校・中学校・高等学校で12法人、受入数は約4,300人であった。これ以外にも何園かの幼稚園で受け入れを行っていた。

なお、公的施設への移動、仮設住宅への入居等により、7月下旬にはこれらの被災者の受け

入れはゼロとなった。

イ 被災児童生徒等への支援対策

① 県立高等学校等の授業料等の免除

大震災にかかる被災住民の生活救援の一環として、授業料、受講料の軽減措置の創設と手続きの簡素化が課題となった。

このため、1月31日には、住居が全半壊、全半焼、または主たる生計維持者の死亡、失業等によって生活基盤を確保できなくなった者を対象に授業料等の免除措置を決定し、手続きについても可能な限り簡素化を図り、免除決定についても校長の判断で対処できることとした。

今回の免除制度の創設にあたっては、市立や私立の高等学校等と整合性をとるため、市教育委員会や関係各部と協議した。

なお、マスコミ等への資料提供や教育関係機関との諸会議等、あらゆる機会をとらえて本制度の周知徹底を図った。

その結果、今回の措置による免除者数は平成6年度8,042人、平成7年12月末現在で12,551人となっている。

なお、授業料等免除措置の期間は、緊急かつ臨時的な措置として当初は平成7年の1月から12月としていたが、災害の状況、国の財政措置等を総合的に勘案して、卒業及び学年進級を可能とする平成8年3月まで延長することとした。

② 日本育英会の奨学生への応急採用

被災により生活基盤を喪失し修学上支障をきたす生徒の支援のため、1月18日、日本育英会に対して奨学生の応急採用の実施や出願手続きの際の便宜等について要望を行った。日本育英会は、1月19日、被災生徒を対象に奨学生の災害採用及び応急採用を実施することとし、兵庫県支部から23日、各高等学校長等に対して奨学生の募集を実施し、544名が採用された。

③ 教科書等学用品の給与

i 県立高等学校等

1月24日から31日に教科書等学用品を必要とする被災生徒数の調査を行い、無償で給与したが、その経費については、文部、厚生大臣に対する要望にもかかわらず、災害救助法の適用にはならなかった。定時制及び通信制生徒の教科書・学習書の再給与については、2月15日文部省から弾力的な対応を図る旨の通知があり、国庫補助で措置された。

ii 公立小・中学校

1月18日、被災各市町から補給が必要な教科書の概数の報告を求めたが、必要数の正確な把握が困難な状況のため、避難者数等の状況から推測し、小・中学校各学年5,000人分の教科書確保を文部省及び県教科書特約供給所に依頼した。

他市町へ緊急転学した児童生徒にも文部省の指導に基づき、1月19日、各市町教育委員会に教科書無償給与の弾力的扱いを指示し、速やかに給与できるよう措置した。

その後、被災地域市町教育委員会の報告を受け、1月23日、合計41,000人分の教科書の補

給を県教科書特約供給所に依頼した。また、学校が再開され次第、教科書が速やかに児童生徒の手に届くよう、関係各市町教育委員会へ指示した。1月23日より在庫分の教科書補給が開始されたが、教科書取次店の被災や交通事情のため、被災市町への搬入に手間取り、2月5日に各市町教育委員会への納入が完了した。

災害時の学用品の支給は、「災害救助法」による給与となるため、「無償給与法」による給与との仕分けに留意するとともに、他市町に転出の場合においても適用できるよう、各市町教育委員会に対し手続き等を周知徹底した。

なお、3月になっても児童生徒の転入学が予想されたため、文部省と協議し、教科書の無償給与の20日間の期間延長が認められた。

iii 県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校

県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校についても補給が必要な教科書の概数の報告を求め、学校から報告があり次第、供給できるよう県教科書特約供給所へ依頼した。なお、県立盲・聾・養護学校でこの震災で新たに教科書等の学用品の補給が必要とする学校はごく一部であったため、就学奨励費で購入するなど早急に対応した。

④ 高等学校入学者選抜への対応

「平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における臨時的措置」

○ 日程変更

1月23日、交通途絶等の影響や私立高等学校の入試日程の変更等を配慮して、平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜日程を次のように変更した。

- ・ 農業・水産に関する学科、専門学科 …………… 2月3日⇒2月13日
- ・ 英語科・コース、理数コース、単位制課程（全日制） ……… 2月17日⇒2月22日
- ・ 一般入試の願書受付期間 …………… 2月21日～23日⇒2月28日～3月2日
- ・ 志願変更期間 …………… 2月25日～3月1日⇒3月3日～5日

○ 推薦入学の実施に係る臨時的措置

2月3日及び2月17日の推薦入学の実施について日程を変更したほか、入学願書の郵送による出願、検査開始時刻の繰下げ、遅刻者に対する弾力的取扱い等を関係公立高等学校長に通知した。

○ 入学検査料の納入の猶予

2月9日、私立高等学校の入試日程の変更に伴い、公立高等学校の出願最終日の前日までに合格者発表のない県内の私立高等学校への出願者に対して、県立高等学校への出願時における入学検査料の納入を猶予することとした。

○ 学力検査等の実施に係る臨時的措置

- ・ 通学区域外に避難している生徒で、志願先の高等学校で受検することが困難となった者に対して、県立鈴蘭台高校ほか25校と大阪府立大手前高校の計27会場を指定して受検できることとした。志願変更期間終了時点で大阪会場を含め11会場39人の希望者があった。ま

た、校舎の損壊等のため5校が検査場所を変更した。

- ・ 被災生徒は、避難先の通学区域の高等学校を受検することができることとし、合格した生徒は当該高等学校の生徒募集定員の外数とした。これには22校と5総合選抜学区で計52人の希望者があった。また、被災のため合格した高等学校に通学できない場合は、当分の間、避難先の通学区域内の希望する高等学校に通学できることとした。
- ・ 学力検査の開始時刻を1時間繰り下げたほか、被災した生徒については、調査書に被災状況副申書を添付することができることとし、合否判定にあたって被災した生徒については、被災状況副申書を勘案して総合的に判定することとした。
- ・ 出願していたが被災により受検できなかった生徒や被災により出願できなかった生徒について、特別検査を実施することとしたが、結果的に出願者はなかった。

ウ 被災した大学生への支援対策

① 県立大学の授業料等の免除

学資負担者が亡くなったり住居が全半壊又は全半焼したために授業料等の納付が困難となった者については、2月1日、平成7年度授業料や入学料の免除を決定した。

また、国立大学や他公立大学でも被災者を対象とした授業料等の減免が実施された。

② 県立大学の入試出願方法の変更等

神戸商科大学、姫路工業大学及び県立看護大学では、2月1日必着の一般選拔出願を当日の『消印有効』に変更したほか、電話やファックスによる出願も認めた。

なお、姫路短期大学でも出願期限を1月20日から2月1日に延長した。

また、神戸商科大学では、同大学の他に大阪にも入試会場を設けることとし、また姫路工業大学理学部では、神戸から大阪に入試会場を変更して受験者の利便を図った。

③ 大学入試の取り扱い（県立大学特例入試、入学考査料の免除）

兵庫県南部地震で被災した受験生のため、全国の国公立大学は通常日程に加え3月下旬から4月上旬の間に特例的な入試を実施することとした。

この入試では、当該大学を志願して受験できなかった者だけを対象に実施する方式（再試験）から、被災者で大学入試センター試験を受験している者はすべて受験できる方式（再募集）まで各種の方式があったが、県立大学ではできるだけ幅広く救済できるよう、後者の方式によって特例入試を行うことにし、また、原則として入学考査料は免除することにした。

④ 大学生協による仮設学生寮の提供

被災して住居を失った大学生のための仮設学生寮が建設され、3月中旬から入居が始まった。

これは、全国大学生協連合会等が建築資金を提供し、地元関係者5者が用地を提供して建設されたもので、神戸市をはじめ5カ所で、定員は226人。

エ 社会教育施設における被災児童生徒への支援

各社会教育施設において、受験期を控えた被災児童生徒たちに学習場所を提供したほか、県立社会教育施設ではそれぞれの施設が特色を生かして被災児童生徒への支援に努めた。例えば

県立図書館においては、所蔵しているフィルムで2月19日に県立夢野台高校、3月5日に淡路の一宮町で映画会を開催したり、日本図書館協会等に対して被災地に図書を提供を呼びかけた結果11万冊の提供があり、被災地に図書を配本した。

また、県立嬉野台生涯教育センターでは、被災児童生徒が一日も早く元気を取り戻すよう、3月25日からユースセミナー・スプリングスクール「がんばれ ひょうごっ子」を開設し、スポーツ活動、創作活動を共に楽しむ機会を提供した。

オ 私立学校の児童生徒への支援等

地震の発生が中学入試又は高校入試の直前であったため、各私学とも予定通り入試を行うべきか判断を迫られることになった。震災の混乱のなか各私学とも相互の情報交換が行えず対応に苦慮していたため、県下の私立中・高等学校の集まりである兵庫県私立中学高等学校連合会において統一的に検討するよう、県として要請した。同連合会は、1月25日に校長会を開き、被災地の受験生にとって不利益にならないよう入試期日を半月から1カ月遅らせることを決定した。

震災により教科書をなくした児童生徒に対して、義務教育である小中学校では公私を問わず災害救助法が適用され国により無償給与されるが、高等学校では国による救済制度がなかったため、公立高校とともに私立高校に通う生徒についても、なくした教科書を学校が無償給与した場合には、要した費用の全額を県が補助することとした。

さらに、2月20日に、学資負担者の死亡、住宅の全・半壊等により授業料等の納付が困難となった生徒に対して、授業料等の軽減を行った幼稚園から高等学校までと大学入学資格付与の高等専修学校へは、授業料等軽減特別対策として県が経常費補助等で支援することを公表した。

その後、財団法人阪神・淡路大震災復興基金で私立専修学校（大学入学資格付与の高等専修学校を除く）と外国人学校に対しても授業料等軽減補助を実施することとした。

なお、授業料等軽減特別対策の期間は緊急かつ臨時的な措置として、当初は1月から12月までとしてきたが、11月30日には、被災生徒が安心して学業に専念できるように、卒業及び学年進級時の平成8年3月まで延長する方針を決定した。

カ 相談体制

① 被災者電話教育相談の開設

被災した児童生徒や保護者の教育相談に応じ、情報の提供や助言・指導を行うため、フリーダイヤルの電話相談窓口を開設して指導主事が相談にあたることとした。

開設期間は、1月30日から3月31日までの61日間とし、午前9時から午後7時まで祝日・休日も休まず実施することとした。

開設当初は相談が殺到し、1週間を経過したあたりから20件前後で推移した。転入学の相談が最も多く、はじめは避難先への手続きの相談が多かったが、日が経つにつれて元の学校への復帰のための相談が多くなってきた。そのほか、転校に伴う児童生徒の不安に関する相談や、授業料の減免に関する相談も日が経つにつれ多くなり、1月30日から3月31日までに911件の相

談があった。

② 被災児童生徒の心の理解とケア事業の実施

この度の兵庫県南部地震により、多くの子どもたちが死傷者を目の当たりにしたり、自宅が倒壊するなど、大きな精神的ショックを負っている。また、余震に対する恐怖の中で厳しく困難な生活を余儀なくされている。

このような子どもたちの心のケアに資するため、1月20日から児童生徒の被災状況（死者数、避難者数等）について聞き取り調査を行うとともに、県立精神保健センターとの緊密な連携のもとに関係部局と協議調整の上、対策を推進することとした。

2月2日、北海道教育大学藤森助教授夫妻から北海道沖地震の体験をもとに作成された「危機介入ハンドブック」、また3月20日には、日本小児精神医学研究会から「災害時のメンタルヘルス」の寄贈を受け、心の理解とケアについての参考資料の一つとして各学校へ配布し、子どもたちへの心のケアについて格別の配慮を依頼した。

2月4日、文部省の配慮により日本医師会（精神科七者懇談会）から精神科医の派遣が可能となったことから、2月20日から3月24日まで、県下3カ所（県教委事務局、阪神教育事務所、神戸市教委事務局）に精神科医を配置した相談窓口を設置して、児童生徒、保護者、教職員を対象とした「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア事業」（相談事業）を展開し、263件の相談に対応した。

さらに、2月21日と23日に、被災地の学校及び被災児童生徒を受け入れた学校の校長等を対象に、県下2会場で近畿大学教授・花田雅憲氏、京都大学名誉教授・河合隼雄氏を講師として「災害を受けた子どもたちの心の理解とケア研修会」を開催した。研修会は参加校数875校1,310人で、参加者は熱心に質問をするなど、この課題への関心の強さと決意が感じられた。

平成7年度においては、5月から8月にかけて、直接子どもたちに接する県下公立学校教職員を対象に、県下7会場で研修会を開催し、「中期的に起こりうる子どもの心身の変化とその対応」について、県立精神保健福祉センター杉浦康夫所長ほか6人の専門家の指導を受けるとともに、各学校における事例発表及び研究協議を通して、参加者1,072人が児童生徒に対する心のケアに関する指導力の向上を図った。

さらに、教職員が日常の子どもたちの心のケアにあたるための指導資料を、メンタルヘルスの専門家、学校関係者の協力を得て作成すべく作業を進めているところであり、8年3月末に刊行する予定である。

③ 教職員のメンタルヘルスケア事業の実施

このたびの震災において、避難者への救援活動に加えて、学校教育活動の再開等に向けての教職員の心労は計り知れないものがあった。

教職員の心身の健康を保持増進することは、単に教職員本人の問題にとどまらず、教育上児童生徒等への影響からも重要であるため、7月から「教職員のメンタルヘルスケア事業」として、主に避難所となった県立学校及び支援活動に派遣された教職員を対象に、精神科医等の専

門家を県下10校に派遣し、継続的な相談事業を展開しているところである。

なお、8年1月16日現在、対象校の471人中、283人にグループワーク等の事業を実施した。

キ その他の支援事業

① 文化財レスキュー

「文化財レスキュー事業」を、文化庁・東京国立文化財研究所などの国関係機関及び文化財・美術関係団体の協力により「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を設置して実施した。

この事業は、県内の社寺、個人の住宅及び博物館・美術館・資料館等の被災に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とし、県内または周辺府県の博物館等施設において一時保管を行った。

救援の対象とする文化財は、絵画・彫刻・書籍・考古資料・歴史資料など国・県・市町指定文化財のほか、未指定の文化財も対象とし、救援は、所有者からの要請により行い、その費用は無償とした。

救援事業について、マスコミ等を通じて広く周知を図る一方、市町教育委員会、市町史編纂室、歴史資料館、美術館等から被災状況等の情報を得ることに努めた。

2月17日から4月27日まで70日間にわたり事業を行った結果、救援依頼は35件あり、そのうち救援を実施したのは、半壊したアトリエから救出した故中山岩太氏の写真等をはじめ16件である。内訳は写真1件（ダンボール箱40個、約500点）、有形民俗文化財1件（ダンボール箱20個）、古文書等7件（ダンボール箱53個以上）、仏像5件（国・県・町指定の各1体を含む29体）、美術館収蔵品2件（仏教美術品、近代絵画235点）である。参加した機関や団体は40以上、参加人員は、博物館の学芸員、修復専門家を含むボランティア等約600人以上にのぼった。

② 図書レスキュー

阪神・淡路大震災に伴う家屋倒壊等により貴重な図書、文献資料等が廃棄、散逸することを防止するとともに、被災した図書等の有効利用を促進し、広く県民の利用に供するために公立図書館等への受け入れを行った。明治以降の貴重な図書等（郷土資料や専門書等）については、県立図書館で、明治以前の歴史的文献資料については県立歴史博物館を窓口として、4月1日から5月20日まで受け付け、引き取り作業を実施した。

その結果、神戸市・明石市・芦屋市・西宮市から44件の問い合わせがあり、14,135冊を引き取っている。図書の内容としては、文学全集・美術全集が大半を占めたが、建築関係の専門書や短歌の個人歌集の貴重なものもみられた。引き取り図書については、台帳記載後、分野・内容、保存状態を調べ、専門図書については県立図書館の蔵書とし、一般図書等については、市町立図書館や公民館図書室の協力用図書として活用しており、関係者からも高い評価を受けている。

(3) 教育・文化施設の復旧に向けた取り組み

ア 県立学校

前述の被害状況に鑑み、1月21日に緊急対策の実施について各学校長あてに通知し、ガラス修

理、給排水設備の改修など応急整備を指示するとともに、被害の大きい学校については建物の危険度調査を実施し、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めた。

続いて、被害の大きい県立学校73校について早急に被災度調査を完了し、実施設計に着手して1日も早い改修工事に取りかかることとした。なお、この調査にあたっては他府県から5人の職員の応援派遣を受け対処した。

4月1日以降も他府県から総勢13人の技術職員の応援を受け、早期復旧に向け取り組んでいるところである。

イ 市町立学校

市町立学校については、各市町教育委員会に電話連絡により、児童生徒の安全確保を最優先に応急整備を実施するよう指導した。当初担当職員が人命救助等に従事し、本来の職務にほとんどつけない市町もあったことから、1月30日から2月3日にかけて文部省や他府県の技術職員37人の応援を受け、7市町124校の応急危険度調査を行い二次災害の防止に努めた。これらの調査を踏まえて、平成7年度からの教室確保に必要な仮設校舎等の建築計画を策定し、直ちに仮設校舎の建築に着手した。

公立学校の災害復旧に係る文部省、大蔵省の災害現地調査が3月6日から10月13日にかけて行われ、合わせて早期復旧に向けて工事が進められている。

ウ 私立学校

1月下旬から2月にかけて、学校側の要請により、文部省の技官が被災学校の危険箇所を確認するため、約90校を調査した。

平成6年度予算の2次補正により、国は、学校教育法1条校に対して激甚災害国庫補助の予算を確保する（補助率1/2）とともに、学校法人が設置する専修学校及び外国人学校に対し新たに国庫補助制度（補助率1/2）を創設することを決めた。従来対象となっていなかった応急仮設校舎の建築費等も対象とされることとなり、復旧に弾みがつくようになった。2月中旬には文部省の災害復旧事業事務処理説明会が県下で開催され、事業計画書の提出、文部省の調査、補助金の交付申請、補助金の交付決定、補助金の支払等と事務が進んでいく。11月末で文部省の現地調査が終了し、大学も含め273校が国庫補助申請を行う見込みである。

また、外国人学校を含む学校法人立私立学校等に対して、日本私学振興財団による災害復旧のための長期かつ低利の融資制度が新設されたほか、運営資金についても従前より長期かつ低利な融資が受けられることとなり、一部の学校では既に融資が実行されている。

エ 社会教育施設

被害状況の確認により、広範囲でしかも甚大な被害が明らかになりつつあったことから、1月20日社会教育施設関係として国あてに緊急要望事項をとりまとめた。その内容は①激甚災害法の適用②県・市町の復旧事業に関する負担の軽減③事務の簡素化である。その後、国の取り組みの進展状況を踏まえ、1月25日、国の現地対策本部を通じ①激甚災害法にかかる補助率の引き上げ②私立の社会教育関係施設（財団立の博物館、体育館等）の激甚災害法の適用を要望した結果、

激甚災害法の適用のほか、県及び県内の8市7町が特定地方公共団体の指定を受けた。また、法の適用を受ける施設として新たに少年自然の家、婦人教育会館、視聴覚センター、柔剣道場等への拡充が図られた。さらに、自治省の省令改正により、激甚災害法に基づく国庫補助の地方公共団体の負担分についても、単独災害復旧事業債及び従来学校のみとなっていた補助災害復旧事業債の社会教育関係施設にも拡充が図られた。

国の災害対策としての平成6年度補正予算の編成を受けて、各関係市町に対する国庫補助金の申請事務担当者説明会が、2月16日文部省の出席を得て三田市民会館において開催され、3月6日計画書の提出、同13日より17日まで計画書に基づき現地調査が実施された。3月20日以降に補助金の内定通知、交付申請書の提出、交付決定通知等の事務を行った。4月に入り、実績報告書の提出を受け、額の確定、精算事務を行った。

平成7年度においては、4月11日に計画書の提出を受け、同月17日より5月12日まで計画書に基づき現地調査が行われた。6月7日補助金の内定通知があり、7月4日交付申請書を提出した。

私立博物館については、平成7年8月28日に私立博物館災害復旧事業補助金交付要綱が制定され、財団法人阪神・淡路大震災復興基金による支援が行われることになった。これに関する申請事務説明会を、9月18日に申請事務の窓口となる各関係市町に対して行い、10月13日には各関係市教委及び対象施設に対して行った。

オ 文化施設（ホール）

文化施設については、今回の震災に際し、社会教育施設のひとつとして、激甚災害法の適用を受けることとなり、特定地方公共団体の指定を受けた公立文化施設のうち、ホールについて、災害復旧費の国庫補助及び補助災害復旧事業債の適用が認められた。

平成6年度は、3施設が他の社会教育施設とほぼ同様のスケジュールで計画書を提出、現地調査を受けた後、補助申請、実績報告、精算までの事務を行った。

平成7年度は、4月7日から各市町ホールの事業計画書のとりまとめを開始し、これに基づき、4月24日から6月29日まで、3回にわたる現地調査が行われた。7月18日には、現地調査を受けた23施設が補助金の内定を受けた。

平成8年1月31日現在、11施設が工事等の関係により、休館中である。

カ 社会体育施設

県立施設のうち文化体育館（神戸市）は、半壊したスポーツ館を取り壊して改築するとともに、アリーナ等に大きな損傷を受けた本館を補修することとしている。

海洋体育館（芦屋市）は、4月から業務を再開しているが、5月下旬から実施されている護岸の復旧工事に加え、隆起、陥没した艇置場、陸揚げスロープ等の本格復旧工事を実施することとしている。

総合体育館（西宮市）は、建物の被害がほとんどなかったため、営業にはほとんど支障がなかったが、駐車場近辺に液状化現象、通路等に隆起、亀裂が発生したため復旧工事を実施した。

弓道場（明石市）は、本館屋根ガワラの損傷、あづちの一部崩壊など大きな被害を受けたが、

平成6年度中に復旧工事を終え、4月から営業を再開している。

市町立施設では86施設に被害があったが、うち56施設が激甚災害法に規定する市町の施設であり、そのうち27施設（7市2町）が文部省補助を受けて復旧することとしている。これ以外の施設についても他省庁の補助を受けるなどして早期に復旧することとしている。

キ 文化財

今回の阪神・淡路大震災では、国・県・市町指定文化財をはじめ多数の貴重な文化財が一瞬のうちに倒壊、損傷した。このため、指定文化財の被害状況を早急に把握し、個々の文化財について、復元・修理等の基本的な復興計画を作成することと被災した文化財等を緊急に保全し、損壊建物の撤去等に伴う貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することに努めた。

具体的には、阪神・淡路大震災直後の交通の途絶した1月19日から調査を始め、被災市町教育委員会への問い合わせ、文化庁担当官（建造物課・美術工芸課・伝統文化課・記念物課）及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、市町の職員と共に国・県指定文化財等（建造物・美術工芸品・有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）について被害状況調査を実施した。

調査の結果、国指定文化財は指定物件546件のうち45件、県指定文化財は717件（うち指定解除3件を含む）のうち54件を数えた。

被害は建造物に多く、神戸市においては太山寺を始めとする中世からの社寺建築物群、酒どころとして世界に知られる「灘五郷」の酒蔵群、慶応3年の神戸開港とともに新しく建設された神戸居留地の姿を残していた「旧神戸居留地十五番館」、異人館の並ぶ重要伝統的建造物群保存地区の「神戸市北野町山本通」、大正時代から昭和初期にかけての神戸・阪神間の近代住宅群等特色ある文化財が被害を受けた。

このほか、地域の歴史とともに生き、住民に支えられてきた社寺建築・近代建築や石造文化財等も多数守られてきていたが、今回の地震でその多くが被害を生じ、歴史的な景観が一変したところも少なくない。

3月10日、兵庫県文化財保護審議会において「文化財の早急な復旧を図るため、現在の指定文化財に対する補助制度について、予算確保に努めることはもとより、所有者負担の一層の軽減を図るため、補助率のかさ上げや新たな支援の仕組みについて検討していただきたい。その際、未指定文化財に対しても、何らかの配慮が図られないか、検討を求めたい。」旨の緊急提言があった。

平成7年度に入ると、被災を受けた国・県指定文化財の復旧を進めるにあたり、9年度までの3カ年計画を原則として行うこととし、旧神戸居留地十五番館など国指定文化財等27件、重要伝統的建造物群保存地区1件（32棟）の計28件と、六甲八幡神社など県指定文化財等22件の復旧事業を実施することとした。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内の、個人住宅の修復は、平成6年度より国庫補助事業により緊急対応し、同8年度終了を目指して進めている。

また、文化財所有者の負担を軽減する趣旨から、災害復旧に係る国庫補助のかさ上げ、あるいは

は「阪神・淡路大震災復興基金」や運輸省の管轄するモーターボート収益金による助成、民間資金として文化財保護振興財団による助成を得て文化財の災害復旧を行っている。

助成措置の方策としては、まず交付税等による復興基金により、早急な復旧支援のため、個人・法人所有者の負担軽減措置として国・県・市町指定文化財災害復旧事業の所有者負担額の1/2を助成する予算措置を行った。また、未指定文化財のうち、建築学会が調査した景観形成建築物及び同候補物件、並びに市町指定文化財候補物件についても、歴史的建造物所有者の復旧意識の啓発を図るとともに、負担軽減措置として270件余の助成の予算措置を行った。さらに、文化財保護振興財団の協力により、修理費の募金活動を行い、文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成を図るとともに、行政対応の困難な対象への補完的助成について協議している。

加えて、震災により解体する運びとなった未指定文化財である旧三原郡役所の保存にも努め、将来開校する「海の自然学校」への移築について検討している。

(4) 授業再開に向けた取り組み（授業再開方法）

ア 県立高等学校

分校方式、近隣高校での混合授業方式、暫定的転校方式、昼間2部授業、時差通学、春季休業期間等の集中授業、自宅で課題学習等を検討し実施した。

イ 公立小・中学校

単独で授業再開が困難な学校については、臨時校舎方式、近隣校の合併方式、近隣校への分散方式、臨時通学区域方式等の方法を組み合わせ、昼間2部授業、時差通学等を検討し実施した。

ウ 県立盲・聾・養護学校

登校可能な児童生徒に対する一部授業、公民館や福祉施設等での分散授業、スクールバスの運行コース変更、弁当持参での短縮授業等を検討し実施した。

(5) 教育の復興に向けた取り組み

ア 防災教育検討委員会の設置

3月8日、阪神・淡路大震災における教育活動の記録と検証を通して、その課題を明らかにするとともに、新たな防災教育の指導内容・指導方法を確立するため、被災地の公立学校15校（小学校6校、中学校6校、高等学校2校、盲学校1校）を防災教育協力校に指定し、同日、第1回協力校会議を開催した。

また、3月17・22・23日に協力校等を対象に防災教育座談会を開催するとともに、3月24日～30日には、兵庫教育大学の徳山明教授の指導の下、同大学院生等による協力校への聞き取り調査も実施した。

さらに、4月25日、河合隼雄氏（国際日本文化研究センター所長）をはじめとする11名の学識経験者からなる防災教育検討委員会を設置し、震災が投げかけた課題を、

- ① 災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化に関すること

② 学校における防災教育の在り方に関すること

③ 児童生徒の心のケアに関すること

に整理、協力校を中心に3部会に分けて検討を進めることに決定した。

7月12日の第2回防災教育検討委員会では、協力校における教育活動の取組事例をまとめた「中間報告書」が部会別に提出され、そこから課題と問題点を抽出し、「防災教育の課題（中間まとめ案）」を作成、これに基づいて協議を行った。この結果を受けて、各部会は報告の見直しと課題の協議を行い、「部会報告書」として、検討委員会に提出。これらの報告などをもとに、10月17日に開催された第3回防災教育検討委員会において提言がまとめられ、河合委員長から県教育委員会に提出された。

「兵庫の教育の復興に向けて（提言）」の項目

1 災害時における学校が果たす役割と防災機能の強化

- (1) 学校施設の防災機能の充実
- (2) 災害時における学校の果たす役割
- (3) 学校教育機能の回復

2 学校における防災教育の充実

- (1) 防災体制の整備・充実
- (2) 新たな防災教育の推進
- (3) 震災体験を生かした教育の推進
- (4) ボランティア教育の推進

3 心の健康管理

- (1) 心のケアの充実
- (2) 専門機関との連携システムの確立
- (3) 指導力・実践力の向上
- (4) 家庭・地域社会との連携の強化

イ 記録集等の作成

この度の大地震では、教育の場においても多くのかけがえのない児童生徒や教職員が犠牲となっただけでなく、教育施設にも甚大な被害を受けた。しかしながら、そうした中にあっても被災地の多くの学校が、避難住民の身の安全と生活のよりどころとして大きな役割を担った。その中で、校長をはじめ教職員が学校再開に向けてどう取り組んだか、また児童生徒はどう受けとめたかなど、兵庫の教育の復興への記録を後世に伝えるとともに、新たな防災教育への提言を全国に発信するため、記録集「震災を生きて―大震災から立ち上がる兵庫の教育」を平成8年1月17日に発行した。

また、防災教育協力校の協力を得ながら、児童生徒の安全を確保するための教師用防災教育手引書を作成し、県下の公立学校に配付する。

ウ 阪神・淡路大震災1周年教育復興シンポジウムの開催

兵庫県南部地震からちょうど1周年にあたる8年1月17日に、県立神戸高等学校を会場に、奥田文部大臣の臨席を得て全国都道府県教育委員会や県下の学校関係者等約千名の参加のもと、教育復興シンポジウムを開催した。「新たな防災教育の推進に向けて」をテーマに、震災復興に向けた1年間の歩みを振り返るとともに、震災の教訓を生かした新たな防災教育の方向性をさぐった。

エ フェニックス・ライブラリーの開設

県立図書館では、従来から兵庫県に関する図書等刊行物については「郷土資料」として積極的に収集・保存を行ってきたが、特に今回の震災が阪神・淡路を中心とした未曾有の大災害であったことから、震災に関する図書・雑誌はもちろんのこと各種チラシ・パンフレットを含むすべての刊行物を収集対象として貴重な記録の保存に努めるとともに、広く県民の利用に供していくこととした。このため各種メディアを活用し、市町、学校、企業の外各種団体やボランティアグループ等へ震災資料提供の呼びかけを行ってきた。その結果、関係図書・雑誌の外、ミニコミ誌、パンフレットやチラシの提供があいついでおり、8年1月末現在、1,914点が収集され、雑誌の記事索引も2,398件となっている。こうして提供された資料については、県立図書館の郷土資料室内に、11月30日開設した震災図書コーナー「フェニックス・ライブラリー」において公開展示しており、関係者の注目をあびている。

オ 埋蔵文化財の緊急調査

阪神・淡路大震災による埋蔵文化財の直接的な被害は、周知の遺跡内の悉皆的踏査によっては確認されなかったが、復旧・復興に伴う掘削事業による遺跡の損壊が予測された。

このため、周知の遺跡内の倒壊家屋等が復興される際に、発掘調査を要すると想定される234haを基礎資料として対応策をたてることとした。

そのうち、ライフラインの復旧や仮設住宅の建設、あるいは倒壊建物等のガレキ撤去のための工事については、すでに発掘調査を終えた場合が多く、また未調査であっても損壊は最小限に止まると予測されることから、当分の間（平成7年5月末日までに着工するもの）、発掘通知及び届けを要しないこととした（平成7年2月23日庁保記第144号 文化庁次長通知）。

さらに、復旧事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いについても、早急な復興が急務であるとの認識を基本とする原則を踏まえつつ、被災地の実情に合わせて、適切な措置を執ることとなった（平成7年3月29日庁保記第144号 文化庁次長通知）。

県教育委員会は、上記の文化庁通知を受けて、埋蔵文化財の具体的な取扱いを定めるとともに（平成7年4月28日教社文第191号 兵庫県教育長通知）、その円滑な推進には、発掘調査に従事する調査員及び発掘調査経費の確保が不可欠と判断されたことから、関係方面と協議を行った。

調査員の確保については、文化庁及び近畿圏文化財担当部局に支援要請を行うとともに、全国知事会及び災害対策本部を通じて、全国都道府県埋蔵文化財専門職員の派遣要請を行った。その結果、平成7年4月1日に25人、10月1日に10人の支援を受けた。

また、発掘調査経費の確保については、予測される発掘調査に要する経費のうち、すべての確

認調査経費、被災した個人の住宅（従前から国庫補助対象）、被災住民に住宅を供給する民間事業等が国庫補助事業（国1/2、県1/4、市町1/4）として対応できることとなった。

発掘調査の実施は、被災地域に隣接して建設される「復興住宅」（三田市北摂ニュータウン内住宅都市整備公団事業等）に伴う発掘調査から開始されている。また、市町担当の発掘調査事業への支援については、神戸市（須磨区大田町遺跡等）、伊丹市（伊丹郷町・有岡城遺跡）、尼崎市（道ノ下遺跡）、西宮市（高畑遺跡）、芦屋市（打出岸造遺跡等）、川西市（加茂遺跡）などで行っている。

14 余震・二次災害対策

〔概要〕

大地震発生後も、活発な余震が相次ぎ、大阪管区气象台からも、「少なくとも1週間から10日はマグニチュード6程度の余震が発生する恐れがあり、さらに1、2カ月は余震が続きそう」との発表があった。このような中で余震対策への万全を期して、被災建物の危険度チェックや県民への呼び掛けを行うとともに、危険箇所の防災や降雨への対策を実施したほか、緊急連絡体制の整備を行った。

建築物等の安全確保のため、建築物の安全チェックとして震災翌日から被災地内の建築物を目視点検し、二次災害の恐れのある建物には、「使用禁止」のステッカーを貼付した。その後1月23日からは、マンション、アパート等のすべての共同住宅及び長屋に対し、二次災害の防止と安全な住宅への帰宅に資するため建築物の被災度チェックを実施した。さらに、被災宅地の被害状況を調査するとともに、宅地防災相談所を設置し、被災者から調査依頼のあったものについては、現地パトロールを実施した。また、県営住宅についても被害状況を調査し、避難勧告や危険箇所への立入禁止等の措置を行うとともに、3月上旬には、緊急修繕を完了し、現在、本復旧工事もほぼ完了している。

高圧ガス製造事業所、火薬類取扱事業所に対しては、緊急立ち入り検査を実施し、余震対策を指導した。また、本震直後に発生したLPガス輸入基地におけるガス漏洩事故に対しても、関係機関の緊密な連携のもとに、住民避難と漏洩LPガスの拡散防止に努め、大事故を未然に防止した。

ため池の決壊や地すべり災害に対しては、被害状況調査を行い、警戒・避難に万全を期するとともに、亀裂部を防水シートで覆う等の緊急安全対策を実施し、さらに、地すべり災害箇所には、警報装置及び伸縮計を設置して、監視体制を強化した。地すべり危険箇所の被害状況が短期間に把握できたのは、支援チーム等による人海戦術の成果である。また、大雨等による二次災害を防止するため、降雨時のパトロールの実施や緊急連絡体制の整備も行った。

漁港・海岸施設についても、危険箇所への立ち入り禁止措置のほか、4月以降においても、職員の配備体制を整え、安全対策を実施した。

また、緊急連絡体制の整備のため、機能が停止した衛星通信ネットワークの復旧を図るとともに、県と被災市町の災害対策についての情報連絡を円滑にするため、TV会議システムを導入した。

2月14日には余震訓練を行い、余震による想定被害に対して県災害対策本部が講じる緊急対策を検証した。

(1) 建築物等の安全確保

ア 一般建築物の防災対策

震災翌日の18日から22日までの間、県及び各市、建設省、他府県の建築職員延べ約1,400名により、被災地内の建築物を目視点検する建築物の安全チェックを実施し、危険が大きく倒壊等による二次災害の恐れがある建築物2,825件に対し、「使用禁止」のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付した。

さらに、1月23日から2月9日にかけて、被災地内のマンション、アパート等のすべての共同

住宅及び長屋に対し、二次災害の防止と安全な住宅への帰宅に資するため、建築物の被災度チェックを実施した。これには、建設省、住宅・都市整備公団、35都道府県等の応急危険度判定をすることが可能な職員延べ 5,068人の応援を得て、被災建築物46,610件を外観目視調査し、その結果を「危険（使用不可）」「要注意（一時立ち入り可）」及び「調査済（使用可）」の3段階に区分のうえ、そのことを明記した紙を建築物に貼付した。

今回の震災における応急危険度判定の重要性と教訓を踏まえ、本県でも独自にこの判定を行う「応急危険度判定士」の養成等を行うこととした。

その概要は、次のとおり。

* 事業内容

- ・ 応急危険度判定士の養成
- ・ 一般向け「わが家の耐震診断講習会」の開催等

* 判定士養成目標人数2,500名（平成7年度は1,500名、平成8・9年度は各500名）

* 進捗状況

- ・ わが家の耐震診断講習会（9月に県下4カ所で開催）
- ・ 応急危険度判定士資格認定講習会（11月に4カ所、12月に1カ所県下で開催）
- ・ 応急危険度判定士認証式（平成8年1月13日開催）

イ 宅地防災対策

被災宅地の一次調査として、宅地防災パトロールの重点箇所を中心に1月22日から28日にかけて、延べ約350人で142地区約3,700haを調査した。その結果、被害程度大が54カ所、緊急度大が54カ所であった。

被災宅地の二次調査として、一次調査の結果を踏まえて調査箇所を抽出し、詳細調査を2月3日から6日にかけて、延べ20人で、37カ所を調査した。

また、宅地に被害を受けた県民からの相談等に対応するため、2月6日から15日の間、県内5カ所（西宮市、宝塚市、芦屋市、川西市、明石市）に宅地防災相談所を設置した（相談件数1,389件）。なお、宅地防災相談所へ調査依頼のあったものについて、2月6日～28日にかけて現地パトロールを延べ410人で実施した。

また、安全な宅地の確保のため、国に対し「宅地防災工事等に係る住宅金融公庫融資条件の緩和」、「連たんする危険宅地の復旧に対する助成制度創設」、「危険宅地、擁壁等の解体及び除去に係る費用の助成」の3点を要望した。

この結果、住宅金融公庫融資に従来の宅地防災工事資金融資に加え、新たに災害復興宅地資金融資が創設されるなど制度の充実・緩和が図られるとともに、市町が必要性を認めた場合は、公費による擁壁のがれき除去が認められた。

さらに、被災宅地の復旧を目指し、阪神・淡路大震災復興基金を活用して、住宅金融公庫や市の宅地防災融資に対する利子補給制度を創設するとともに、これら低利の融資も利用できない等宅地復旧が不可能な場合に、二次災害を防止するため、応急復旧工事への補助制度を創設した。

ウ 県営住宅の防災対策

1月18日から団地の指定業者に対して被害状況の確認を指示するとともに、職員による緊急の現地調査を行った。

この結果、倒壊等の恐れのある県営住宅の入居者に対して避難勧告（7団地）を行うとともに危険箇所への立入禁止の措置を行った。

1月24日から27日にかけて、職員と応援職員（50人）による被害状況調査を自治会長の立会いで実施し、調査結果を1月31日から2月16日にかけて現地で入居者に説明するとともに、被害の甚大な高層住宅等については、(財)日本建築総合試験所などによる建物の構造診断と緊急補修を実施した。

なお、県営住宅のうち、被害が大きく建て替えが必要な団地は3団地175戸、補修が必要な住宅は168団地25,309戸である。

復旧対策としては、震災直後にプライバシーの確保と生活上の安全を考慮した緊急修繕を団地の指定業者や元施工業者に依頼し、3月上旬にはその目的を達した。

また、ライフライン施設（給排水設備）についても、(社)兵庫県空調衛生工業協会の協力を得て、延べ217社が緊急復旧にあたり、各住宅への給水は、その大半が2月中に完了し、一部の団地を除き損傷の大きかった団地でも3月中にはほぼ完了した。

これらの第1次復旧作業に引き続き、本格的災害復旧を行うこととし、被災箇所調査や各団地自治会の協力を得て実施した「補修調査アンケート」等を基に災害工事の設計作業を進め、元の保有体力に近づけるような補強・補修を実施することにより、早期の災害復旧工事完了を目指している。

なお、平成8年1月現在、被害の大きな住宅では約80%の復旧を終え、比較的被害の少ない住宅の本格復旧に取りかかっている。

(2) 危険箇所の防災対策

ア LPガス輸入基地におけるガス漏えい事故対策

1月17日の本震直後、LPG輸入基地、エム・シー・ターミナル(株)神戸事業所(神戸市東灘区)において低温LPガス貯槽3基のうち1基の元弁付近からLPガス（プロパン）が液状で漏えいし始めた。1月18日未明、エム・シー・ターミナル(株)から漏えいLPガスの拡散防止のため高発泡消火剤の緊急調達要請が県に入り、直ちに神戸市に対し高発泡消火剤搭載の化学消防車の出動を要請するとともに、近畿通産局を通じて近隣府県からの応援出動を求めた。その結果、神戸市、加古川市、大阪市、倉敷市の自治体消防をはじめ、出光興産姫路製油所、新日本製鉄広畑製鉄所、関西電力姫路第一発電所、同堺港発電所、ダイセル化学工業姫路製造所、大阪北港地区共同防災組合等の民間消防隊の応援を受けた。

しかし、余震により漏えい量が増加して危険な状態となったため、1月18日午前6時、付近住民約7万人に神戸市長から避難勧告が発動された。これとほぼ同時に化学消防車により高発泡消

火剤の散布を行い、漏えいLPガスの拡散防止に努めた。

その後、漏えい貯槽から別の貯槽へのLPガスの移送が開始され、また漏えい量も減少に転じたため、1月18日夕刻、避難勧告は一時解除された。

県は、激しい液状化現象によるLPガス貯槽の傾斜や配管のゆがみから、余震による2次災害の恐れがあると判断し、職員を派遣して基地内のLPガス搬出の監視・指導を行った。その後、安全が確保されたことから1月22日14時30分、神戸市長は避難勧告を完全解除した。

1月30日11時、漏えい貯槽から別の貯槽へのLPガスの移送を完了したが、この間、通産省が現地調査を行った他、県も現地調査を実施し、安全対策を指示した。

一方、事故原因の解明及び再発防止のため、2月9日、通商産業省に事故調査委員会が設置され、本県も同委員会に参画し、11日には現地調査を実施、安全確認作業を経て翌14日から、事業所はLPガス搬出作業を再開し、5月3日には、全ての作業を終えた。

通産省に設置されていた事故調査委員会の最終報告が5月29日に示され、漏えい事故原因が明らかにされるとともに配管系等の耐震化対策が提言された。県はこれらを基に改善指導を行っている。

イ 高圧ガス設備の安全確保

1月18日、被災地内の高圧ガス製造事業所のうち大規模事業所及び危険度の高い高圧ガスを取り扱う事業所132に対して電話による被害状況把握を行った。

その後、1月24日から2月14日まで緊急立入検査を実施し、余震対策を指導した。緊急立入り検査を実施した事業所の内訳は、一般ガス事業所（化学工場等）72、LPガス充填所38、アンモニアガス冷凍事業所22の計132事業所であり、その結果、異常がなかった事業所98、ガス配管の変形や貯槽の傾斜などの被害が生じた事業所34であった。

なお、被害設備については、使用停止や復旧等を指導するとともに、被災地域内の高圧ガス関係1,131事業所に対して、1月27日、文書により余震対策を講じるよう指導し、被害のあった事業所の設備改善等に対しては、1月末から高圧ガス取締法に基づき保安確保に努めた。

さらに激甚災害地域外である東播磨臨海部においても液状化現象が発生していることから、この地域の事業所に対しても3月16日から3月24日まで立入検査を実施した。

これらの結果、県下で109事業所に被害が生じており、特に貯槽の傾斜(1%超)は40事業所で49基発生しており、修理、改善の指導を行った。

ウ 火薬類取扱事業所の安全確保

1月18日、被災地内に火薬庫等を設置する7事業所に対して電話により被害状況を照会し、被害のないことを確認した。1月24日より立入検査を実施し、余震対策を指導した。

さらに、被災地域内の16の火薬類取扱事業所に対し文書により余震対策を講じるよう指導した。

エ 農地防災対策

1月18日以降、神戸、三木、社、洲本の4地域で9班28名のパトロール班を編成して現地調査を進めるとともに、余震に即応できるよう24時間体制で臨んだ。

地すべりやため池等の災害は、被害が人命、家屋等に及ぶ恐れが多いため、パトロール班は、関係住民に危険箇所を周知徹底し、警戒・避難に万全を期するよう指導したほか、市町及び地元住民に対して、ため池の水位を下げたり、堰堤を防水シートで覆う等の対策を取るよう指導するとともに、特に被災の大きなため池については、堤体の開削を行った。

1月23日からは、パトロール班を4地域13班40名へと強化した。

また、降雨等による二次災害を防止するため、防水シート1,100枚、土のう用袋810袋などの資材を確保した。

1月28日には、ため池震災点検調査実施要領を定めて、市町、土地改良事務所、ため池管理者合同による総点検の実施を指導した。

引き続き夜間においても土地改良事務所職員を配備し、2月17日～4月27日の間パトロール班を4地域13班40名体制で臨んだ。

特に点検調査の結果、継続的な監視が必要とされるため池5カ所、地すべり危険地区1カ所においては、応急対策を施しているものの降雨時には現地にて点検を行った。

また、連絡体制については、ため池管理者が巡回し異常が発見された場合、直ちに市町、土地改良事務所に状況報告ができるよう強化した。

その後の現地の状況など勘案し、貯水量が大きく民家・重要公共施設があり、甚大な被害が予想されるものを最重点パトロール地区として14カ所をAランクに、これに準じる地区8カ所をBランクに位置づけた。

降雨時のパトロールの基準もこれまでの降雨、余震において二次災害もなかったことから、大雨洪水注意報発令時にはAランク地区、警報時にはBランク地区も含めてパトロールすることとした。

また、24時間待機についても4月28日には、「翌朝までの降水確率が50%以上の場合」、7月27日には、「大雨洪水注意報が発令された場合」と順次基準の見直しを行った。昭和56年度から、毎年6月1日から30日までを「豊かなむらを災害から守る月間」と定め、警戒を要するため池、地すべり防止区域等の点検・指導を行ってきたが、7年度は特に震災の影響により比較的少ない降雨によっても被害が発生することが予想されるため、県、市町、関係機関及び地域住民が一体となり、緊急・パトロール・応急対策体制の整備を行った。

10月14日午前2時4分頃、兵庫県南部地震の余震と見られる地震が発生し、神戸、明石、淡路、北淡、東浦で震度4を記録した。このため、神戸、三木、洲本土地改良事務所職員により5班10名体制をとり、各地域のAランク地区及び堤高15m以上の重要なダム、ため池のパトロールを開始したが、幸いにもため池、地すべり区域には、被害はなかった。

オ 森林防災対策

18日から災害調査と併せて森林防災パトロールを開始するとともに、二次災害防止のための資材（ビニールシート、土のう用袋）を確保した。

直下に住宅団地のある神戸市須磨区妙法寺地区では、降雨等により林地崩壊の拡大並びに落石

の危険性があるため、22日に山腹に生じた亀裂部をビニールシートで被覆するとともに、余震、降雨時の対応について注意を喚起した。

また、27日には、津名郡北淡町野島墓浦で警報機付伸縮計を設置し、同町斗ノ内では山腹亀裂部に雨水よけのビニールシートを被覆するなどの緊急対策を実施した。それ以後、二次災害防止のための措置を講ずる必要がある箇所について、仮設防護柵の設置等それぞれ目的に応じた緊急対策を順次施行した。

特に、1月25日から27日の3日間については、林野庁治山課、大阪営林局、岡山県、徳島県、及び県内各農林事務所等の林業関係職員の応援を得て、被災地調査と二次災害防止のための森林防災緊急パトロールを延べ41班・94名の職員により実施した。

1月28日以降のパトロール体制を次のとおり定めた。

パトロール班 編成		
六甲治山事務所	5班	15名
神戸農林事務所	3班	6名
洲本農林水産事務所	3班	6名
計	11班	27名

1月17日以降、降雨時、余震時に山地災害調査とあわせて適宜実施していた森林防災パトロールについて2月11日に実施基準をまとめた。

【実施基準：まとまった降雨時（10mm/h以上）、強い余震時（震度3以上）】

3月末までのパトロールの実施回数は次のとおり

震災後	～ 1月31日	108班・246名
〃	～ 2月16日（1カ月）	166班・368名
〃	～ 2月28日	211班・468名
〃	～ 3月31日	281班・606名

3月31日に北淡町墓浦地区で設置していた警報機付伸縮計が作動し、直下の住民が避難した。
(総雨量21mm)

なお、当地区は4月9日（総雨量39mm）、5月1日（総雨量34mm）にも警報機付伸縮計が作動し、その都度直下住民が避難した。

また、3月31日には兵庫県治山林道協会が「山地被害速報」を発刊し、関係機関に配付した。

4月12日に被害箇所75カ所のうち特に危険性の高い22カ所をA・Bランクと位置づけ（Aランク14カ所、Bランク8カ所）、降雨時等のパトロール実施基準を定めた。

【実施基準：総雨量20mm以上、震度3以上】

なお、震災後、個々の被害箇所ごとに県関係、市町、地元で緊急時の連絡体制を整えていたが、A・Bランクの箇所について、警察・消防関係等も含め、緊急時の連絡、避難体制を体系的に整えるよう市町を指導し、Aランク14カ所については4月17日、Bランク8カ所については4月20日に体制が整った。

5月31日までの降雨、余震で2次災害もなかったことから、4月12日に決めた森林防災パトロール実施基準を見直し、土木部砂防課と同様に【大雨洪水注意報が出ており連続雨量が30mmに達した時。震度4以上の地震が発生した時】とした。

なお、震災以降5月末までの森林防災パトロール回数は延べ368班・785名に達している。

また、梅雨期をひかえ、2次災害防止のため、土木部砂防課の所管する危険地区とあわせた山地災害危険地区のハザードマップを神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・北淡町で公表することとし、6月中旬から7月にかけて適宜実施した。また、6月15日からパトロール業務を兵庫県治山林道協会に委託した。

今回の地震により六甲山系等は、地中深くまで揉まれたと考えられており、目視により判定できない地中の地震による影響を調査するため、ヘリコプターによる空中探査を実施することとした。

- * 第1次空中探査は7月10日から7月16日までの7日間、神戸市・中央区・灘区・東灘区の山と市街地の隣接部で実施した。
- * 第2次空中探査は7月29日～8月10日までの13日間、淡路島北部・西宮市・芦屋市・宝塚市の山と人家の隣接部で実施した。
- * 解折、取りまとめ等も含めた全体工期は7月3日から平成8年1月31日までの213日間である。

なお、この調査結果は今後の治山事業計画に反映させることとしている。

7月26日、震災直後から続けていた職員の24時間体制の待機(1月17日以降、連続190日間待機)を解除し、今後は、大雨洪水注意報が発令された場合など状況に応じて職員の待機体制をとることとした。

9月28日には、兵庫県治山林道協会が山地災害記録ビデオ「みどりの山再び」を制作し、関係機関に配布した。

震災後、平成8年1月末までのパトロール実施回数は、448班・948名に達しており、今後も引き続きパトロールを実施する。

カ 漁港・海岸施設対策

震災直後から漁港のパトロールを行い被害状況を調査するとともに、余震に備え応急復旧工事に必要な建設資材等を確保した。1月18日からは、淡路管内、神戸及び明石市内において9班18人の体制で1日1回の危険箇所のパトロールを強化した。また、市・町災害対策本部及び関係土木事務所との連携をはかり、被害状況調査と二次災害の防止に努めた。

被害を受けた漁港施設のうち、安全対策上特に緊急を要するものについて、1月23日から、バリケード等の設置により、危険箇所への立入禁止措置をとったほか、碎石の補充と簡易舗装を実施した。また、4月以降においても、緊急時(余震・津波等の発生により漁港施設に重大な影響を及ぼす恐れが予想される場合)の連絡体制及び職員配備体制を整備し、非常時の情報収集及び2次災害対策に努めた。

10月14日に発生した震度4の余震については、洲本農林水産事務所漁港課職員（1班3名）によるパトロールを実施したが、余震による二次災害の発生はなかった。

キ 砂防・河川・道路防災対策

① 砂防

1月17日、西宮市仁川百合野町地区及び神戸市東灘区西岡本地区の地すべり災害について、報道により発生を確認した。

1月20日に社団法人全国防災協会のアドバイザー制度（大規模災害時の専門家派遣制度）により、西宮市仁川百合野町地区を調査した2名の専門家から、二次災害発生の危険性等に関してアドバイスを得、ボーリング調査を行う等応急対策及び恒久対策の実施内容について検討した。

また、同日西宮市仁川百合野町地区における応急対策として、余震や降雨による地すべりの挙動被害の状況を監視するため、警報装置及び伸縮計4基を設置（1月22日に4基追加設置）した。

1月21日には、気象庁による地震発生後初めての降雨予報に応じ、近畿地方建設局と共同で降雨に対する注意を県民に呼びかけるパトカー20台を巡回して、土砂災害への警戒を周知した。

この間、建設省六甲砂防工事事務所と共同して、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の目視調査に努め、22日から26日にかけては、建設省・大学・各地方建設局・各府県・企業等で構成する建設省緊急支援チーム（延べ1,200人）の調査を実施して、神戸・西宮・洲本土木事務所管内にある1,101の地すべり、急傾斜地崩壊危険箇所等の状況を調査した結果、71の継続的な監視が必要な箇所（Aランク）の状況を短期間に把握し、二次災害の防止に大いに貢献した。

このうち62カ所については、ビニールシート掛けを行う等応急対策を行った。

1月23日から2月4日まで、自衛隊ヘリコプターを使った被害状況調査を定期的（神戸・西宮・洲本土木事務所管内を毎日午前10時から1時間30分程度）に実施し、ビデオ等に記録して被害状況を検証した。

また、1月23日には、神戸・西宮・洲本土木事務所管内で、全危険箇所のパトロールを実施することと、建設省緊急支援チームの危険箇所の調査結果が発表された27日からは、Aランク71カ所について重点パトロールを実施するよう改めて指示をした。

交通事情が悪化している中、1月26日から2月17日まで川崎重工業株式会社によりボランティアのライダー及びオートバイの派遣を得て、被害現場への移動時間が大幅に短縮し、災害復旧等の職務の能率が向上した。

1月28日に建設省緊急支援チーム調査の結果を関係市町に通知し、併せて、以下4点を要請した。①1日1回のパトロールを行う等監視体制の強化、②避難勧告を発する場合の参考資料とすること、③応急措置が必要となった場合の速やかな対応、④恒久対策を実施する機関が多岐にわたるため所管の調整。

同日に神戸市東灘区西岡本地区に警報装置と伸縮計4基を、2月1日には、神戸市北区有馬町地区に伸縮計4基をそれぞれ設置し、監視体制の強化を図った。

2月9日に県土木事務所による調査及び建設省緊急支援チーム調査等に基づき、恒久対策を要する箇所について、災害関連緊急事業としての採択を建設省に要望した。その結果、28日に29カ所が内定した。

2月13日に神戸市東灘区西岡本地区に地すべり自動監視システムを設置し、監視体制の強化を図った。

また、避難勧告を受けている西宮市仁川百合野町の住民から、早急に対策工事に着手してほしい旨の要望があり、今後ボーリング調査を実施して、建設省と協議しながら工法を確定していくこととしている。

2月14日に神戸市東灘区西岡本地区に伸縮計4基から12基に増やし、監視体制のさらなる強化を図るとともに、2月21日には、西岡本地区で仮設保安柵を設置した。

また、建設省に要望していた災害関連緊急事業の29カ所が2月17日に採択され、順次、恒久対策に着手した。

3月6日から31日にかけて、地震発生後の地すべり等緊急支援チームによる危険箇所の調査後の降雨や余震による危険箇所への影響を調査するため、地すべり等危険箇所の二次調査を実施した。

4月22日、5月13日、8月5日に5人の大学教授等の有識者で「兵庫県震後土砂災害警戒避難基準検討会」を設置し、地震後の六甲山系の土砂災害に対する警戒・避難体制を確立するため、討議を重ね、警戒・避難基準を確立した。

4月25日に出水期に向けて、地震で六甲山系の地盤の緩みが懸念されるなか、土砂災害による二次災害を防止するため、国、県、及び市・町の関係機関で構成する「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」を設立し、関係機関の二次災害対策の連携を図った。

また、出水期を迎え、従来、水防体制により神戸海洋気象台から「大雨注意報」が出された段階で、待機を行っていたが、「大雨注意報」の前段階である、「雨に関する情報」が出てから待機を始め、降雨に対する監視体制を強化した。

5月11日に「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」が神戸新聞に土砂災害の危険箇所を掲載し、六甲山系の住民に広く土砂災害危険箇所の周知を図った。

5月11日から12日に連続雨量183ミリが降るなど、5月としては、神戸海洋気象台始まって以来の雨量を計測した。また、7月2日～5日までに連続雨量232ミリ降り、東灘区、灘区の山ろく部に、避難勧告が出される事態を迎えたが、幸いにして、大きな土砂災害は発生しなかった。

危険箇所の調査により監視を要する箇所を決め、累加雨量30ミリ、大雨警報発令、震度4以上の余震の発生で、監視を要する箇所について緊急にパトロールを実施する体制で、5月21日～23日、6月4日～5日、6月27日、7月3日～6日、7月23日にパトロールを行い、危険箇所の斜面状況を調査した。

5月27日に県の広報番組の「サタデーフラッシュ」、6月11日に「ひょうごフリータイム」6月1日「フラッシュひょうご」に出演し、梅雨期に向けた二次災害の警戒を住民に訴えた。

6月上旬から「兵庫県総合土砂災害対策推進連絡会」が、神戸市、西宮市、芦屋市、宝塚市の関係住民を対象に5千分の1の土砂災害危険箇所図を各戸に配布した。

同時期に、昭和13年の阪神大水害の氾濫区域と六甲山系の土石流災害予想区域を載せた2万5千分の1の地図を新聞に折り込み、関係住民に配布した。

6月30日までに、採択を要望していた災害関連緊急事業の5カ所が採択され、10月末までに全箇所を着工された。

7月5日、午前10時に降雨が続いたため、AM神戸で土砂災害に対する注意を喚起させるスポット放送を行った。

平成7年度の特例措置として災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の採択要件が緩和され、一定の要件のもとに民間宅地擁壁の復旧が公共事業により施工できることとなったが、11月30日までに178カ所（ほか災害関連緊急砂防事業13カ所）の採択要望を行い、12月8日までに全箇所の採択通知を受け、順次着工している。

② 河川

1月20日17時30分、県南部の大雨に関する情報第1号により22日から23日にかけて総雨量20～30㍓、多い所で50㍓の雨が予想されたため、関係土木事務所によるパトロール強化を図るとともに、観音寺川、高羽川、石屋川、天神川、要玄寺川、高橋川で建築物倒壊、ガレキ等の埋塞物撤去、武庫川、天神川で堤防亀裂箇所へのビニールシート張やアスファルト詰め等を実施した。また、新湊川の会下山トンネル下流出口崩壊に伴う落下物や倒壊家屋等による河道閉塞の撤去を完了させ、仁川の地すべり災害箇所については、崩壊土砂によりダムアップされた上流河川水に対する暫定水路の掘削及びビニールシート張を実施した。

さらに「河道を閉塞している家屋等の除去について」の河川管理者としての取扱い方針を神戸、西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所に通知した。

1月22日4時30分県南東部、淡路島に大雨洪水注意報が発せられたが、総雨量は、神戸11㍓、西宮8㍓、宝塚13㍓であり、降雨対策の措置により二次災害を免れた。

その後、出水期（梅雨、台風）を迎え、大雨洪水警報等が数回発せられたが、応急工事の実施と被災地域の各土木事務所における河川パトロール（業者委託）の実施により、二次災害は免れた。

③ ダム

ダム管理においては、地震が発生すると昭和53年1月20日建設省河川局開発課長通達「地震後のダム臨時点検結果の報告について」に基づき、ダムの臨時点検を実施することとしているが、1月17日の兵庫県南部地震にあっては通信手段の不自由な中、関係ダムの管理者からの情報収集を行った。

その結果、土木部所管のダムにあつては論鶴羽ダム、天王ダム、安富ダムにおいて漏水量の

増加、貯水位の低下等の変状が見受けられたが、ダムそのものの安全性には何ら問題はないことを確認した。

一方、河川占用工作物としてのダムをはじめ、河川区域外の高さ15m以上のダム（以下、「利水ダム」と表記する。）のうち、アースダム形式のダムでは、天端舗装の亀裂、漏水量の増加、堤体法面の張石が損傷するなどの変状を生じたが、いずれもダム堤体の安全性を損なうような被害ではなかった。しかし、これら利水ダムは昨年からの渇水の影響で地震時には貯水位が低下していたことから、その後の水位上昇にあたっては十分な安全監視に努めた。震度4以上の余震時においてダムの臨時点検を行ったが、阪神・淡路地域の利水ダムでは、各管理者は震災による避難者対策やライフラインの応急復旧等の活動に追われて十分なダム監視体制がとられない状況を考慮し、阪神地域の4ダム（丸山ダム、川下川ダム、北山ダム、深谷池）については建設省開発課等との協議に基づき水資源開発公団関西支社の技術スタッフによる応援体制を執ることや、淡路地域の利水ダムについては洲本土木事務所ダム建設室が安全監視等の協力を行った。

また、余震対策の一環ならびに今後のダム安全管理のための計測機器として、震源地に近接するダムについては地震計を設置することとし、3ダム（論鶴羽ダム、天王ダム、青野ダム）については、4月末までに地震計の設置を済ませ、その後の余震データを観測記録している。

なお、各ダムともにダムそのものの安全性が問題となるような被災は生じなかったが、今後のダム安全管理のためにダム等の変状を詳細に調査することを目的として、土木部所管のダムにおいては専門機関に調査を委託するとともに、利水ダムにおいても補修・改良の必要なダムにおいては、それぞれ専門家による委員会を設け、復旧・改良の工法を検討するなど、将来のダム安全管理に向けた対応を行ってきた。現在、各ダムの管理者によって、復旧・改良工事が順調に進められている。

④ 道路

降雨による二次災害の防止を図るため、大雨注意報が発令された場合には、二次災害危険箇所の重点パトロールを実施するよう西宮、洲本土木事務所長あて3月15日に通知し、昼間は道路管理パトロール隊により、夜間については迅速な対応を図るため民間委託によりパトロールを実施することとした。また、社及び加古川土木事務所管内の被災地域においても必要に応じて重点パトロールを実施することとした。さらに、4月24日からは震度4以上の余震が発生した場合にも重点パトロールを実施することとした。

その後、5月11日～16日及び7月3日～7日の降雨により被災地域において崩土等により道路の通行規制箇所が発生したが、重点パトロールの実施により二次災害の被害はなかった。

(3) 緊急連絡体制等の整備

ア 衛星通信ネットワークの正常運用の確保

1月17日の地震発生と同時に県庁局は、関西電力からの給電が止まり、庁舎非常用発電機が起

動したが、地震により冷却水槽が転倒し発電機の冷却水が途中で断たれたため午前7時50分に発電機が停止し、通信機器への給電が止まった。このため、衛星通信用の非常用バッテリーが作動したが、事務室の損壊や事務機器の散乱などで十分に機能する状態ではなかった。その後、11時55分に給電が再開され、12時05分にテスト通話で機能回復を確認した。

地震直後から県庁局が停止していた時間も、県機関・市町・消防本部相互間では通信可能であったが、通信機器のある建物の損壊により西宮市役所、NHK神戸、第五管区海上保安本部の通信が不能となった。また、関西電力の長時間停電により非常用発電機の燃料が切れたため、西神戸庁舎の通信が停止した。これらの局については、各事務所の復旧に伴い通信機能も回復した。

これまで、関西電力からの給電停止時は、庁舎非常用発電機から給電を受けるシステムとなっていたが、このたび通信設備専用の非常用発電設備を新たに設置した。

また、県庁局のバックアップとして、1月17日から衛星車載局を県公館東側に待機させ、さらに、建物損壊による通信不能局の代替局として、可搬タイプのV S A T局を県庁局に配置するなど、バックアップ体制の充実を図った。

イ 県と市のホットラインの設置

県と被災市町（神戸市、尼崎市、西宮市、宝塚市、伊丹市、芦屋市、北淡町）との災害対策についての情報連絡を円滑にするため、日本電信電話㈱の協力により、TV会議システムを1月23日から順次導入し、国の現地対策本部との連絡会議などで活用した。なお、余震対策の一環として、幹部職員が携帯電話を常時もちこととした。さらに9月1日からは、県庁課室長クラスがポケットベルを持ちこととし、災害発生に備えることとした。

(4) 防災訓練の実施

ア 余震訓練

2月14日、余震発生に備え、県災害対策本部と警察本部、自衛隊、市町との情報通信システムを確認するとともに、想定被害に対し県災害対策本部が講じる緊急対策を検証するため、余震訓練を行った。

訓練の結果、情報システムの機能を確認し、緊急対策も検証されたが、反省点として、次の2点があげられた。

- ① 緊急対策本部会議の持ち方として、各部局からの報告は、緊急の対応を必要とするところから順次行うべきである。
- ② 緊急対策本部会議を一時中断し、各部局の緊急対応の後、時間を決めて再度招集したが、本部機能は常時保持し、対応できるようにするのが望ましい。

イ 2次災害対策訓練

5月24日、梅雨期に備え、土砂災害等の2次災害を想定し、災害対策本部としての初動体制を確認するとともに、情報の伝達・収集等の災害応急対策を検証するため、2次災害対策訓練を行った。

この訓練は、午前10時20分に県南部と淡路島に大雨・洪水注意報が、午後1時に同警報が発令され土砂災害が発生したという想定で行った。被害情報により、災害対策本部会議を開催し、自衛隊の派遣要請、災害応急措置などを行った。訓練には、神戸、西宮両市の救急車、救助工作車のほか、自衛隊のヘリコプターが参加した。

ウ 防災総合訓練

9月1日には、阪神・淡路大震災を教訓とし、東播磨地域における直下型大地震による大災害を想定し、県、市町をはじめ防災関連機関が連携して、実戦的な訓練を迅速かつ的確に行い、住民の防災意識を高めるとともに、災害から住民の生命、身体並びに財産を守る体制づくりを推進するために実施した。

この訓練の特色は、

- ① 風水害中心の訓練から地震被害を中心とし、より実戦的なものとしたこと
- ② 自主防災組織の参加を増やし、自治会、婦人会、婦人防火クラブ、ボランティア等の県民参加型の訓練としたこと
- ③ 自衛隊の参加項目を、倒壊家屋からの救助訓練や浴場の設営、瓦礫処理、偵察等と増加させ、同時に隊員の増加を図ったこと
- ④ 県庁に災害対策本部を、また県民局に災害対策地方本部を設置したことである。

また、ヘリコプターの参加を5機に増加させるとともに、訓練参加車両を190台とした。

今後とも県民を始め、様々な防災関係機関が連携して、より実戦的な訓練を行うとともに、日頃から災害に対する心構えを備え、防災意識の高揚を図っていく必要がある。